

2022 年度
自己点検・評価報告書
北星学園大学

2022 年 3 月



Hokusei Gakuen University

目 次

1. 序章	1
2. 本章	
第 1 章 理念・目的	3
第 2 章 内部質保証	13
第 3 章 教育研究組織	23
第 4 章 教育課程・学習成果	29
第 5 章 学生の受け入れ	46
第 6 章 教員・教育組織	56
第 7 章 学生支援	66
第 8 章 教育研究等環境	75
第 9 章 社会連携・社会貢献	87
第 10 章 大学運営・財務	
第 1 節 大学運営	91
第 2 節 財務	105
3. 終章	110

序章

北星学園大学（以下、「本学」という）は、1887 年アメリカ人宣教師サラ・C・スミスによって創設された「スミス塾」を起源とする、学校法人北星学園によって 1962 年に設置された。キリスト教に基づく教育を建学の精神とし、見識を備え責任を自覚し、社会に貢献する独立人を養成することを目標として、各分野で活躍する有為な人材を北海道内外に送り出してきた。

開学当初は札幌市南 5 条校地に文学部英文学科、社会福祉学科各 50 名定員の小さな大学として発足したが、1965 年に経済学部経済学科を設置し、1987 年には経済学部経営情報学科を増設した。1996 年には社会福祉学科を福祉計画学科・福祉臨床学科・福祉心理学科の 3 学科から成る社会福祉学部へ改組した。また 2002 年には文学部に心理・応用コミュニケーション学科を、経済学部へ経済法学科を増設し、現在に至っている。大学院については、1992 年に文学研究科社会福祉学専攻（修士課程）を設置した後、2000 年に社会福祉学部を基礎とする社会福祉学研究科社会福祉学専攻（修士課程・博士〔後期〕課程）及び心理学専攻（修士課程、2006 年に臨床心理学専攻に名称変更）を設置した。2001 年には文学研究科言語文化コミュニケーション専攻（修士課程）と経済学研究科経済学専攻（修士課程）を設置し、研究者養成及び高度な専門的職業人養成のニーズに応えてきた。本学は開学以来、大学評議会を中心とする組織運営体制を教職員自らが作り上げることで、着々と発展を遂げ、現在では在学生 3,700 名を超える大学へと成長した。これまでの卒業生は、学部合計が 32,000 人以上、大学院修了者数は 429 人になる（2021 年 3 月末現在）。

また本学は、社会連携・社会貢献を通じて大学の学術的資源を積極的に地域に還元することで地域社会の文化的拠点としての役割を果たし、障害児教育夏季セミナー、大学公開講座、北星オープンユニバーシティ、学科・部門公開講座や地方自治体等との連携協定の締結等の取組みを推進している。さらに、学生による熊本地震、北海道胆振東部地震などにおけるボランティア活動、タイ王国パタヤの児童福祉施設における国際ボランティアなどのボランティア活動を多様に展開している。

このように本学は開学以来、北海道という地域に根差した高等教育機関として教育と研究に力を注ぎ、学内に蓄積された学術的・教育的・文化的資源を多様な手段を通じて社会に還元し、今日に至るまでサラ・C・スミスの愛の献身、社会的関心、社会貢献、そしてグローバルな視点を継承している。

1. 自己点検・自己評価体制の構築

本学は 1981 年に北海道の私立大学としては最初に大学基準協会に加盟し、大学の自己点検評価活動を推進してきた。1991 年の大学設置基準改正によって点検・評価が努力義務とされたことを受け、1993 年に「点検評価に関する規程」を制定し、学長を委員長とする「全学点検評価委員会」を中心として、定期的な点検評価に取り組む態勢を整備した。2000 年にはその「自己点検・評価報告書」をもとに、大学基準協会の相互評価を受けることができた。さらに 2005 年には大学の組織運営体制の改編が行われ、また自己点検評価の実施とその結果の公表が義務付けられたことから、「点検評価に関する規程」を改正し、新た

な「自己点検評価委員会」による点検評価体制と学外への公表に関する規程を整備した。こうした体制によって、2007年に2回目の第三者評価として大学基準協会による認証評価を申請し、翌2008年に適合認定を受けることができた。その際指摘された助言については、2012年に大学基準協会へ改善報告書を提出したが、「改善報告書検討結果」では、いくつかの点で「引き続き一層の努力が望まれる」とされたものの、「助言を真摯に受け止め、意欲的に改善に取り組んでいることが確認」され、今後の改善経過について再度報告を求める事項は「なし」との判断であった。前述のように、本学では各学科・部門を中心として自主的に教育・研究体制を改善しており、とりわけカリキュラム改編については定期的に取り組んできた。しかしながらこうした取り組みは、全体としての有機的な取り組みには至らなかったと反省している。そこで2回の第三者評価の結果を真摯に受け止め、「自己点検評価委員会」の点検評価を通じて、2007年には全学的観点から共通科目部門の大幅な改編を実行し、2013年には全学科のカリキュラムの改編を行い、大学基準協会による助言の履行を推進し、改善・向上を図ってきた。

2. 前回の大学評価結果の指摘事項に対する改善・向上に向けた取り組み

本学は2015年4月に「自己点検・評価報告書」を大学基準協会に提出し、同年10月の実地調査を経て、同年度末に「適合」の認定を受けた。その際に、8点の努力課題が付された。大学評価を受審した翌年度以降、学長が委員長を務める自己点検評価委員会を中心として、実質的なPDCAサイクルの実現を目標に、以下のとおり、自己点検評価活動の改善に取り組んだ。2019年度には、その取り組み状況を「改善報告書」として取りまとめ大学基準協会に提出し、一定の改善が認められ、今後の改善経過について再度報告を求める事項は「なし」とされたものの、履修登録上限や編入学生の受け入れについて引き続き改善に取り組むよう助言を付され、さらなる改善に取り組んでいる。なお、各指摘事項に対する改善状況は以下のとおりである。

No.1 基準項目4. 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

「全学部において、学位授与方針と学生の受け入れ方針は学部ごとに設定されているのに対して、学部としての教育課程の編成・実施方針が明確に定められていないので、改善が望まれる。」との指摘事項については、学長を委員長とする自己点検評価委員会で検討したものの、各学科の成り立ちが異なるので、学部としての教育課程の編成・実施方針を定めることは難しい状況であった。

その後、平成28年3月31日付けで中央教育審議会大学分科会大学教育部会から示された、いわゆる『3ポリシーの策定及び運用に関するガイドライン』において、ポリシーの策定単位は各大学の実情に応じてよいこと、必ずしも3つのポリシーの全てを同一の単位で策定する必要がないことが示されたこともあったので、自己点検評価委員会で、学部としての教育課程の編成・実施方針は定めないことを確認した。

No.2 基準項目4. 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

「大学院修士課程の文学研究科、経済学研究科、社会福祉学研究科、博士課程の社会福祉学研究科の教育課程の編成・実施方針は、現状の説明にとどまっており、教育内容・方法等に関する基本的な考えを示していないので、改善が望まれる。」との指摘事項については、学長を委員長とする自己点検評価委員会から文学研究科委員会、経済学研究科委員会及び社会福祉学研究科委員会へ、「教育課程の編成・実施方針」に教育内容・方法等に関する基本的な考えを盛り込むよう指示し、各研究科委員会にて 2018 年度カリキュラム改編を行う際に、教育課程の編成・実施方針に教育内容・方法等に関する基本的な考えを盛り込み、改めた。2018 年度から大学公式ウェブサイト及び大学院要覧 2018 に、変更した教育課程の編成・実施方針を掲載した。

教育課程の編成・実施方針の変更内容については、自己点検評価委員会の構成員で確認した。

No.3 基準項目4. 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

「1 年間に履修登録できる単位数の上限について、社会福祉学部福祉臨床学科が 2・3 年次において 50 単位に設定されているため、改善が望まれる。また、編入学生の 1 年間に履修登録できる単位数の上限については、全学部において学科長との面談を経て国家試験受験資格などを満たさないなど特別な事情がある学生については、1 年間に履修登録できる単位数の上限を超える履修登録を認めているので、単位制度の趣旨に照らして、改善が望まれる。」との指摘事項については、学長を委員長とする自己点検評価委員会から福祉臨床学科へ対応を指示した。福祉臨床学科で検討を重ね、2019 年度入学生から 2・3 年次の年間履修登録上限単位数を 48 単位とすることとし、教学会議で確認した。また、大学評議会において、「授業科目の履修等に関する規程」の改定を承認した。

編入学生の 1 年間に履修登録できる単位数の上限については、全学部において学科長との面談の際に、1 年間に履修登録できる単位数の上限を超えないように、より適切な履修指導を行うこととした。また、大学設置基準第 27 条の 2 第 2 項に基づき、編入学前の成績が優れている者については、1 年間に履修登録できる単位数の上限を超えて履修登録を認めることを教学会議で確認し、2020 年度 4 月編入学生から適用することとした。

No.4 基準項目4. 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

「社会福祉学研究科博士課程を除く全研究科修士課程において、研究指導計画の学生への明示が不十分であるので、改善が望まれる。」との指摘事項については、学長を委員長とする自己点検評価委員会から文学研究科委員会、経済学研究科委員会及び社会福祉学研究科委員会へ対応を指示し、2017 年度「大学院要覧」から 3 研究科とも研究指導計画を掲載し、学生へ明示している。

No.5 基準項目4. 教育内容・方法・成果

(4) 成果

「社会福祉学研究科博士課程において、学位論文審査基準が学生に明示されていないの

で、『大学院要覧』などに明記するよう、改善が望まれる。」との指摘事項については、2015年度の評価時点で、2016年度「大学院要覧」に学位論文審査基準を明記することが決定していた。以後、学位論文審査基準を大学院要覧に掲載し、学生に明示している。

No.6 基準項目4. 教育内容・方法・成果

(4) 成果

「社会福祉学研究科博士課程において、修業年限内に学位を取得できず課程の修了に必要な単位を取得して退学した後、在籍関係のない状態で学位論文を提出した者に対し「課程博士」として学位を授与することを規定していることは適切ではない。課程博士の取り扱いを見直すとともに、課程制大学院制度の趣旨に留意して修業年限内の学位授与を促進するよう、改善が望まれる。」との指摘事項については、学長を委員長とする自己点検評価委員会から社会福祉学研究科委員会へ対応を指示し、社会福祉学研究科で検討し、企画運営会議で精査したうえで、2018年度入学生から在籍関係のある者に対してのみ、「課程博士」として学位を授与することとした。また、学則諸規程委員会において、「大学院（博士課程）学位論文審査実施要領」の改定を承認した。

No.7 基準項目5. 学生の受け入れ

「収容定員に対する在籍学生数比率について、文学研究科が0.44、経済学研究科が0.30と低いので、改善が望まれる。」との指摘事項については、2015年度、2016年度、2017年度、2018年度、2019年度の収容定員に対する在籍学生数比率について、文学研究科は0.38、0.50、0.44、0.13、0.00となっており、経済学研究科は0.15、0.10、0.10、0.25、0.15となっている。文学研究科は減少傾向に歯止めがかからず、経済学研究科についても、低い状況が続いている。

学長を委員長とする自己点検評価委員会から、文学研究科委員会及び経済学研究科委員会へ、入学者確保の方策の検討を依頼し、それを受けて両研究科において、カリキュラム・科目担当者等を検討する際や自己点検評価報告書内容の検討等に併せて、入学者確保の方策の検討を断続的に続けてきたところではあるが、入学者の確保には至っていない状況である。

また、大学院進学説明会を実施しているが、参加者数もあまり多くなく、入学者の確保にはつながらなかった。

以上のことを鑑み、学長から入学試験を所掌する副学長宛てに「編入学定員及び研究科入学定員確保の方策検討について（お願い）」としてさらに強く検討依頼を行ったが、入学者の確保には至らなかったため、入学定員の変更も含め検討することとした。

なお、2019年度の大学院進学説明会の参加者数は、過去4年間の平均と比較して1.6倍と多く、2020年度には文学研究科で4人、経済学研究科で3人、社会福祉学研究科（修士課程）で4人、社会福祉学研究科（後期〔博士〕課程）課程で3人の入学者確保につながった。2021年度についても大学院全体で13人の入学者を受入れており、収容定員に対する在籍学生数比率は僅かながら改善しているが依然として厳しい状況が続いている。

No.8 基準項目5. 学生の受け入れ

「編入学定員に対する編入学生数比率について、経済学部経営情報学科が 0.67、同学部経済法学科が 0.25、社会福祉学部福祉計画学科が 0.40、同学部福祉臨床学科が 0.00、同学部福祉心理学科が 0.14 と低いので、改善が望まれる。」との指摘事項については、2015 年度、2016 年度、2017 年度、2018 年度、2019 年度の編入学定員に対する編入学生数比率について、経営情報学科は 0.83、0.83、1.17、0.33、0.33、経済法学科は 0.20、0.10、0.40、0.30、0.10、福祉計画学科は 0.50、0.50、0.60、0.50、0.10、福祉臨床学科は 0.10、0.20、0.40、0.30、0.40、福祉心理学科は 0.43、0.00、0.43、0.00、0.00 となっている。経営情報学科は充足傾向にあったものの、この 2 年間はどの学科も低い状況が続いている。

以上のことを鑑み、学長から入学試験を所掌する副学長宛てに「編入学定員及び研究科入学定員確保の方策検討について（お願い）」として検討依頼を行った。

それを受けた副学長は「入試改革プロジェクト」を組織し、2020 年の入試制度改革への対応と併せて検討し、2018 年 11 月に「編入学定員充足のための改善策（案）」として答申をまとめた。これは、特に本学校法人で設置している北星学園大学短期大学部からの編入学者を確保する方策であり、その他の学校法人が設置する短期大学からの編入学者増及び編入学定員の変更を盛り込んだものである。

この答申内容について、北星学園大学短期大学部から編入学生を受け入れる方策を各学科で検討し、文学部、経済学部、社会福祉学部教授会で最終決定した。

3. 本報告書の作成

本報告書の作成・編集は、自己点検評価・内部質保証委員会によって行われた。自己点検評価・内部質保証委員会は、学長、副学長、スミス・ミッションセンター部長、学部長（研究科長を兼務）、学生部長、事務局長、事務局次長、事務局長指名事務職員から構成され、IR 内部質保証課が事務を担当している。本報告書は 2022 年 1 月に当委員会において草案を作成し、学内で公開するとともに教職員から広く意見を集め、より実態に反映した「点検・評価報告書」となるよう推敲を重ねて作成した。

第1章 理念・目的

1.1. 現状説明

1.1.1 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学部においては学科ごとに、研究科においては専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容
評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の関連性

本学の目的は、学則第1条において「キリスト教による人格教育を基礎とし、広く教養を培うとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、応用的能力を発揮させること」と定めている（資料1-1【ウェブ】）。また、本学大学院の目的は、大学院学則第1条において「キリスト教による人格教育を基礎とし、専門的学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与すること」と定めている（資料1-2【ウェブ】）。

また、本学を設置する学校法人北星学園の目的は、寄附行為第3条において、「教育基本法及び学校教育法に従い、私立学校を設置し、キリスト教の精神にのっとり、教育を行うこと」と定めている（資料1-3【ウェブ】）。

本学では、従来、教育目標として、「人間性・社会性・国際性」の育成を掲げてきた。そして2004年度からは、それを十分に活かしつつ、キリスト教を基に創設された北星学園に属す大学として、建学の精神を高等教育によりふさわしい形で展開するために、以下の基本理念を策定した（資料1-4【ウェブ】）。しなやかな精神的骨格を持った、個性ある大学として、時流や利害に流されない独立した人格を学生のうちに育てたいという願いが、この文言には強く込められているのである。

本学は、プロテスタンティズムを建学の精神とする北星学園に属す。北星学園大学の基本は知的誠実である。それは、神の前で自己や自国を相対化し、謙虚に学びつづける姿勢である。「神を畏れることは知識の初めである」（旧約聖書：箴言1章7節）

自他の人格の尊厳を知り、人間を何かの手段と見ないキリスト教的価値観が、本学の営みの根底に潜む。見識を備え責任を自覚し、社会に貢献する独立人を養成することが、本学の目標である。それは、抑圧や偏見から解放された広い学問的視野のもとに、異質なものを重んじ、内外のあらゆる人を隣人と見る開かれた人間である。

そういう意味での自由を本学は目指している。『真理はあなたがたに自由を得させるであろう』（新約聖書：ヨハネによる福音書8章32節）。

第1章 理念・目的

本学は、開学以来、地域・社会・世界に開かれた大学を目標としているのである。

本学は、北星学園創立者サラ・C・スミスの愛と知と技に基づく教育の志を、その歴史が一世紀を越えてなお今日に至るまで継承してきた。そして今後も、教職員・学生の連携に基づき、そこに携わったすべての者において継承し続けるために、建学の精神の基本理念を具現化するための指針として、以下の「ミッション・ステートメント」を宣言している（資料 1-5【ウェブ】）。

1. 私たち北星学園大学に集う者は、正義と良心に従い、自由に真理を探求し、真理によって自由を得ることを目指します。
 2. 私たちは、移りゆく時代の中で、地域・社会・世界の諸情勢に絶えず目を向け、その中における北星学園大学の存在意義を確認し、本学の果たしていく役割を考え、実践することを目指します。
 3. 私たちは、世と時代が作り出した、悲慘な出来事に対して、平和と尊厳を作り出していくために、北星学園大学が果たしていく役割を考え、実践することを目指します。
 4. 私たちは、北星学園大学における教育・学習・研究から知と技を生み出すとともに、それらが社会において成果を発揮し、社会において貢献できる存在となることを目指します。
 5. 私たちは、このような志の下に契約に基づいて集い、そこから愛の献身と批判的精神において、自由な交わりと活動が営まれる北星学園大学であることを目指します。
- 『求めよ、そうすれば、与えられるであろう』（マタイによる福音書 7 章 7 節）

これらの理念・目的を踏まえ、本学は学則第 4 条及び大学院学則第 6 条に、学科及び研究科の専攻ごとの教育研究上の目的を定めている（資料 1-1【ウェブ】、資料 1-2【ウェブ】）。たとえば、文学部英文学科の教育研究上の目的は、学則第 4 条第 1 号で次のように定めている。

英語とその背景にある文化や歴史に対する知識を教授するとともに、高度な英語運用能力及び自文化に対する深い理解力を養成し、国際社会において求められる柔軟な対応力とコミュニケーション能力を備えた人材の育成を目的とする。

上記のとおり、英文学科では学生の英語力を向上させるだけではなく、英米の文学や文化、英語そのもの、あるいはコミュニケーションについて学ぶことによって、英語に対する豊かな知識と実践的な英語力を培い、グローバル化する現代社会において創造的に活躍できるすぐれた資質を身につけた学生を養成することで、本学の目的及び建学の精神の基本理念の実現を目指している。このように、各学科及び各研究科の専攻は、それぞれの学位プログラムからのアプローチによって本学の目的及び建学の精神の基本理念の実現を目指している。

第1章 理念・目的

なお、各学科及び各研究科の専攻は教育研究上の目的を踏まえ、2009年度に学生の受入れ方針を、2010年度に学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を策定している（資料1-6～23【全てウェブ】）。

以上のように、本学は建学の精神の基本理念、ミッション・ステートメント、大学及び大学院の目的を設定し、これらの理念・目的を踏まえた学科及び研究科の専攻ごとの教育研究上の目的を適切に設定している。

1.1.2 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：学部においては、学科ごとに、研究科においては、専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示
評価の視点2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

上述のとおり、本学はその目的を学則第1条及び大学院学則第1条に明示するとともに、学科及び研究科の専攻ごとの教育研究上の目的を学則第4条及び大学院学則第6条に明示している（資料1-1【ウェブ】、資料1-2【ウェブ】）。

建学の精神の基本理念、ミッション・ステートメント、目的が明示された学則及び大学院学則、各学科及び各研究科の専攻の教育研究上の目的及び3つの方針は大学公式ウェブサイトで公表しているほか、大学要覧、履修ガイド、大学院要覧、GUIDE BOOK等の媒体を通じて学生及び社会に対して周知している（資料1-24【ウェブ】、資料1-25、資料1-26, pp. 267-279、資料1-27, pp. 85-104、資料1-28, p12, p22, p36, p113）。新入生への周知については、学期の初めに実施されるオリエンテーションで丁寧に説明している。また大学共通科目に「北星学」を開講し、北星学園及び北星学園大学の歴史と理念をより深く学ぶことができる機会を用意している。この講義は、毎年200～300人の履修者がおり、理念・目的の周知に貢献している（資料1-29）。「大学要覧」は学会・研究会等で大学を訪れる方や、大学同窓会の会合・大学後援会の行事を通じて同窓生・在学生の父母に配布し、周知に努めている。また、教職員に対しては、教職員専用ホームページにおいて学則を学内外から常時閲覧可能な状態としているほか、後述する本学の理念を実現するための中長期計画を策定し、教職員への周知及び実現に向けた全学的な取り組みを推進している（資料1-30【ウェブ】）。

なお、2015年度認証評価受審の際に自己点検・評価報告書において改善すべき事項として挙げた、“「建学の精神」の基本理念とミッション・ステートメントが分かりやすく簡潔な表現となっているかどうか、またその周知方法”については、学外により分かりやすく伝えるため「世にあって星のように輝く」という公式的なフレーズを用いることを2016年度に評議会において決定し、今日に至るまで各広報媒体において広く発信している（資料1-31）。

第1章 理念・目的

以上のように、本学の目的及び教育研究上の目的を学則に明示し、建学の精神の基本理念、ミッション・ステートメント及び学科及び研究科の専攻ごとの3つの方針とともに大学公式ウェブサイト、教職員ホームページ、履修ガイド、大学要覧その他の各種媒体を通して教職員及び学生に周知し、社会に対して公表している。

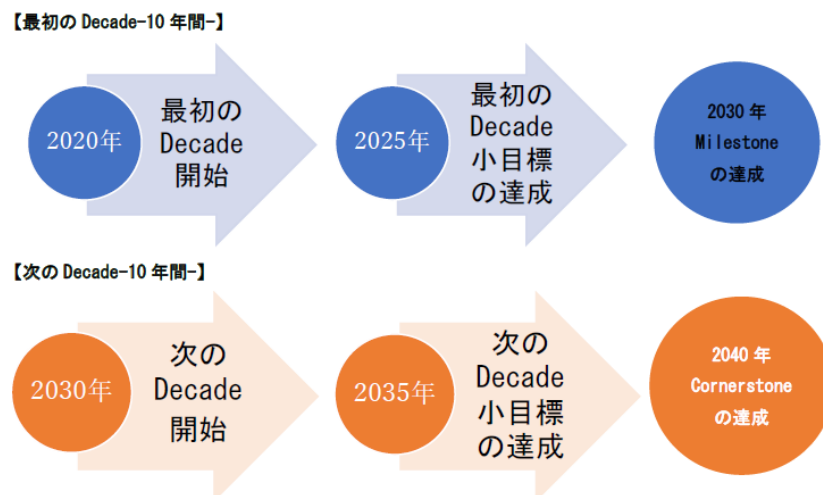
1.1.3 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定
・認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定

本学が属する北星学園は、学校法人を永続的に経営していくため、また、学園各校がその使命・目的のもと、その行動計画を明確にし、将来あるべき方向に向けた意思決定を行い、教育研究内容の質を維持・向上させることを目的として、「学校法人北星学園 中長期計画～グランドデザイン 2020－2040～」(以下、「中長期計画」という)を策定した(資料1-30【ウェブ】)。

中長期計画は、各学校・部局が、学園創設時の理念をどう継承しているか(原点)、現状をどう捉えているか(現在)、将来どうありたいと考えているか(未来)等を言語化し、共通点や差異点を明らかにすることを目的に2019年2～4月に実施したインタビューをキック・オフとして取りまとめたもので、2020年から向こう20年間で取組むアクション・プラン(行動計画)である。

アクション・プランの実行プロセスにおいては、2040年に達成する“Cornerstone”(目標とするあるべき姿)に対し、2020年から2029年の10年間と、2030年から2039年の10年間の2期に分け、目標達成過程の確認ポイントとして、2030年までに達成する“Milestone”(中間目標)を設定した。さらに、それぞれの10年間を5年ごとに分け、「2025年までに達成する目標」、「2035年までに達成する目標」とし、数値目標を設けて設定した。



第1章 理念・目的

中長期計画の策定にあたっては「20年後の2040年には、どういう学園でありたいのか。そのために何に取組み、どう行動していくのか」について、広く教職員・役員等で協働しながら、追究していくこととした。

2030年という年は、北星学園の創立者サラ・C・スミスが、51年に及ぶ日本での教育と宣教の業を終え帰国して100年となる年である。また、2037年には、北星学園創立150周年を迎える。こうした節目の年を経て、2040年までの中長期計画を実現するためには、すべての教職員・役員等が同じ認識・理解に立ち、学校・部局の枠を越えて一体となって推進していくことが重要である。

大学においては、本学が目指す姿を定め、これまでの北星学園の教育エッセンスを基礎として、情報や理数(STE(A)M)教育も加味した、新たな人文社会系の総合大学となることを目標として、以下5項目の検討事項を設定した。

- a. 北星ブランドの復興
- b. 教育、研究の見直し
- c. 人間性・社会性・国際性の実質化
- d. 人文科学・社会科学+ α の強化
- e. 社会の変化に対応し乗越える人財の育成

また中長期計画では、第二期認証評価で努力課題として指摘された、研究科の収容定員に対する在学生数比率や学部編入学定員に対する編入学生数比率が低い状況を改善するため、「各学部の3年次編入学定員を満たす方策の検討」及び「大学院各研究科の入学定員を満たす方策の検討及び大学院の再編を視野にいたした検討」を教学マネジメントの強化・改革に取り組む事項として掲げている(資料1-32【ウェブ】)。

中長期計画で掲げた建学の精神、学園・学校ごとのミッション(使命・目的及び教育目標)を達成・具現化するための取組みは、2020年3月から開始している。学園総合企画委員会では、中長期計画に掲げる強化・改革に取り組む事項に係る検討の進捗状況及び達成状況を点検しているほか、2021年度には年度ごとの運営総括及び次年度運営計画の項目を中長期計画と一致させ、到達目標・方法の具体性を確認している(資料1-33、資料1-34)。また、自己点検評価・内部質保証委員会においても2021年度から自己点検評価報告書と中長期計画との関連付けを行い、強化・改革に取り組む事項の取組み状況の点検評価を実施するとともに、教育組織・管理運営組織への中長期計画の浸透を図っている(資料1-35)。今後の課題としては、強化・改革に取り組む事項に関する定量的な評価指標の策定が学園総合企画委員会において挙げられており、第三期認証評価の結果を踏まえつつ、実施状況の点検評価、必要な修正、見直し及び改善を図ることで、実態に即した推進を目指していく。

理念・目的の実現のためのその他の施策として、スミス・ミッションセンターの活動が挙げられる。本学は2004年に建学の精神を具現化する組織として学園創立者サラ・C・スミスの名を冠するスミス・ミッションセンター(以下「センター」という)を設置した。センターの任務は「スミス・ミッションセンター規程」に定めるとおり、「建学の精神の基本理念に由来する「北星学園大学 ミッション・ステートメント」に従い、建学の精神を具現化する活動を総合的に企画し、その実践を総括すること」ことであり、学生の中にキリスト教の精神への理解を中心とした建学の精神が根付き、豊かに育まれるよう、四つのワーキング・グループ(キリスト教の理解、ボランティア、平和の実現、地域社会との連携)

第1章 理念・目的

に分かれ、毎日の礼拝(チャペルタイム)、講演会、ボランティア、クリスマス関係諸行事などの活動を展開している(資料1-36、資料1-37【ウェブ】、資料1-38、資料1-39、資料1-40、資料1-41)。

北星学園創立者サラ・C・スミスは、1887年に札幌の地でスミス塾(1894年に北星女学校へ名称変更)を開校した。スミスはその校務誌の冒頭において、根本理念を次のように記している(資料1-42【ウェブ】)。

“本校の根本理念は、生徒にさまざまな分野での有用な知識を教え、生徒が実生活においてさまざまな義務と責任を全うするように教育することである。また、生徒におよぼす宗教的霊的影響は、本校において最も重要なものである。この二つの理念は、良い学校を作るためには実現されなければならないものである。”

スミスの意志を継承し、また、その理念を今後も継承し続けるために、スミス・ミッションセンターを中心に建学の精神を具現化するための活動を推進していく。

以上のように、本学は、北星学園の理念・目的を実現していくため、学園創設時の理念及び現状の取組みを検証し、「学校法人北星学園 中長期計画～グランドデザイン 2020～2040～」を策定し、中長期計画を柱とする諸施策の取組みを推進している。

1.2. 長所・特色

スミス・ミッションセンターは、建学の精神の基本理念に由来するミッション・ステートメントに従い、建学の精神を具現化する活動を総合的に企画し、その実践を総括しており、四つのワーキング・グループ(キリスト教の理解、ボランティア、平和の実現、地域社会との連携)による、毎日の礼拝(チャペルタイム)、講演会、ボランティア、クリスマス関係諸行事などの活動は、学生の中にキリスト教の精神への理解を中心とした建学の精神が根付き、豊かに育まれるものであり、本学の理念・目的の実現に資するものである。

1.3. 問題点

なし

1.4. 全体のまとめ

本学は建学の精神の基本理念及びミッション・ステートメント並びに大学及び大学院の目的を設定し、これらの理念・目的を踏まえた学科及び研究科の専攻ごとの教育研究上の目的を学則に明示し、建学の精神の基本理念、ミッション・ステートメント及び学科及び研究科の専攻ごとの3つの方針とともに大学公式ウェブサイト、教職員ホームページ、履修ガイド、大学要覧その他の各種媒体を通して教職員及び学生に周知し、社会に対して公

第1章 理念・目的

表している。また北星学園創立者スミスの意志を継承し、その理念を今後も継承し続けるために、本学の目指す姿であるミッション・ステートメントに従い、スミス・ミッションセンターを中心に建学の精神を具現化するための活動を推進している。

2020年度からは、建学の精神を実現するための明確な行動計画を定めた「学校法人北星学園 中長期計画～グランドデザイン 2020－2040～」に基づき、2040年度までに“目標とするあるべき姿”を達成するための全学的な取り組みを推進している。今後も自己点検評価活動による自発的な検証・改善を基本としつつ、学生、地域及び認証評価による客観的評価によって健全性を担保し、建学の精神に基づいた高等教育を展開するための義務と責務を果たしていく。

第2章 内部質保証

2.1. 現状説明

2.1.1 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点 1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCA サイクルの運用プロセスなど）

本学は、内部質保証を推進するため、「内部質保証に関する方針」を定め、大学公式ウェブサイト及び教職員ホームページを通じて学内外に公表している（資料 2-1【ウェブ】、資料 1-24【ウェブ】）。

本学における内部質保証の基本的な考え方は、「その目的と社会的使命を果たすために、内部質保証システムを構築し十分に機能させ、大学教育の質保証及び向上を推進する」ことである。また、内部質保証の定義は、「自己点検・評価に基づく恒常的及び継続的な改善によって質の向上を図り、教育研究等及び管理運営財務等の状況が適切な水準にあることを学内外に公表し、もって本学の説明責任を果たすこと」としている。点検評価については、「大学院学則第3条及び大学学則第3条及び短期大学部学則第1条の2に基づき、教育研究水準の向上及び活性化を図り、その目的と社会的使命を果たすために、教育研究活動等について点検及び評価を行う」こととし、ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という）については、「大学院学則第3条の2及び大学学則第3条の2及び短期大学部学則第1条の3に基づき、授業の内容及び方法の改善を図るため組織的な研修及び研究の実施に努めるものとする」ことを方針に明示している。これらの基本的な考え方に基づき推進する内部質保証に関する情報は、「その性質上開示に適さないものを除き、原則として学内外に公表すること」としている。

本学における全学内部質保証推進組織は、自己点検評価・内部質保証委員会である。自己点検評価・内部質保証委員会は、本学の内部質保証の推進に責任を負い、その任務及び審議事項は「自己点検評価及び内部質保証に関する規程」に定めることとしている。自己点検評価・内部質保証委員会は、学部、短期大学部、大学院及び図書館その他の部局（以下「各部局」という）から提出された自己点検評価報告書の内容に対して、全学的観点から点検評価を行うこととしている。また、自己点検評価・内部質保証委員会は、自らの目的及び任務を達成するために、自己改善に努めなければならないことを方針に明記している。

第2章 内部質保証

各部局は、自らの目的及び任務を達成するために、運営方法や活動内容に関する日常的な点検評価活動を行うものとし、各部局のうち、研究科、学部及び学科においては、自らの教育方針を実現するために、授業の内容及び方法の改善を図るため組織的な研修及び研究の実施に努めるものとするにより、役割分担を明確にしている。

教育の企画・設計及び運用は、本学の中長期的総合整備計画である「学校法人北星学園中長期計画～グランドデザイン 2020-2040～」を指針としている。教学会議は、その計画に従い、教育及び研究部面に関する諸施策を総合的な観点から企画及び立案する。研究科、学部、学科及び部門が実施する教育研究活動等は、教学会議が策定する諸施策を指針とする。また、センター及び委員会等の活動は、その設置規程に定められた目的及び任務を指針としている。自己点検評価・内部質保証委員会は、各部局の指針に基づく活動について、全学的観点から点検評価を行い、改善・向上のための必要な助言を行うこととしている。

内部質保証のための具体的な手続きは、「自己点検評価及び内部質保証に関する規程」に定めている（資料 2-2）。点検評価の実施及び公表は第 10 条及び第 11 条に定めるとおり、各部局が「その所管事項について、点検評価を毎年度実施し、報告書を委員会に提出するもの」とし、自己点検評価・内部質保証委員会は「各部局から提出された報告書の内容に対して点検評価」を行い、「点検評価に関する年次報告書を作成し、評議会の承認を得て、これを公表するもの」としている。点検評価の結果への対応は第 14 条に定めるとおり、自己点検評価・内部質保証委員会が「各部局の点検評価結果を踏まえ、必要に応じて改善方策を策定の上、各部局に助言し、改善に努めるもの」とし、助言を付された各部局は、「状況の改善に努め、その内容について委員会に報告するもの」としている。

2019 年度に実施した組織改編により「自己点検評価委員会」が全学内部質保証推進組織である「自己点検評価・内部質保証委員会」へと改編されたことにともない、2020 年度からは内部質保証の一層の推進を図るため、第 12 条に定める点検評価の結果に対する学外者及び在学生による検証の実施時期を、従来の「必要であると認めた場合には、実施した点検評価の結果について学外者及び在学生に検証を依頼することができる。」から「原則毎年度、実施した点検評価の結果について学外者及び在学生に検証を依頼することができる。」へと規程改正したほか、内部質保証の実質化を目的として「各部局は、当該年度の途中において中間点検評価を実施し、委員会に報告するものとする」ことを第 10 条Ⅲ項に規定した（資料 2-3）。

FD の実施組織、実施形態及び内容は、「ファカルティ・ディベロップメントに関する規程」に定めている（資料 2-4）。FD の計画及び実施組織については、第 8 条から第 10 条に定めるとおり、大学院の FD は教学会議及び各研究科委員会が、大学の全学的な FD は教学会議、教学会議、各学部教授会、国際教育推進委員会、キャリアデザイン支援委員会、社会連携センター運営委員会、総合情報センター運営委員会、学生支援委員会、図書館運営委員会、学習支援推進委員会及びアクセシビリティ支援委員会が、各学科及び各部門の FD は各学科会議及び各部門会議が計画し、実施するものとしている。FD の実施形態は、第 11 条において、「1. 教学会議等が主催する新任教員研修会の開催、2. 各実施組織が主催する講演会、研修会、講習会、セミナー又はワークショップ等の開催、3. 各研究科、各学科及び各部門等が主催する教員相互の授業評価、授業検討会等の開催、4. その他 FD の実施として適切な形態」と定め、FD の内容は、第 12 条において、「1. 本学の教育の目的に関す

第2章 内部質保証

ること、2. カリキュラムに関すること、3. 授業の計画に関すること、4. 授業の内容に関すること、5. 授業の方法に関すること、6. 授業の評価及び学生の成績評価に関すること、7. 教員の教育的資質に関すること、8. その他 FD の実施組織が FD の内容として適切であると判断したこと」のいずれかを含むものとしている。

以上のように、本学は「内部質保証に関する方針」定め、基本的な考え方、自己点検評価・内部質保証委員会の権限と役割及び各部局との役割分担、教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針を定めるとともに、内部質保証のための具体的な手続きを「自己点検評価及び内部質保証に関する規程」定め、FD の実施組織、実施形態及び内容は「ファカルティ・ディベロップメントに関する規程」に明示している。

2.1.2 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1：全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

評価の視点2：全学内部質保証推進組織のメンバー構成

1991年7月の大学設置基準改正により、大学の自己点検・評価が義務化されたことを受け、本学では1993年度に全学点検評価委員会（2005年度に自己点検評価委員会へ名称変更）を設置し、全学的な観点による点検評価活動を開始した（資料2-5）。2005年度には運営財務点検委員会を設置し、本学の組織運営及び財務状況に関する点検評価を行い、教育研究活動及び管理運営財務の両面からの点検評価活動を推進してきた（資料2-6）。そして、2019年度には自己点検評価委員会が運営財務点検委員会の任務を継承し、全学内部質保証推進組織である自己点検評価・内部質保証委員会へと改組され、現在の内部質保証体制に至っている（図1、資料2-7）。

自己点検評価・内部質保証委員会は、「自己点検評価及び内部質保証に関する規程」第2条に基づき設置されている。その任務は第3条に定めるとおり「本学における全学的事項についての点検評価及び内部質保証の基本方針を策定し、本学の教育研究、管理運営及び財務処理等が、法令及び大学諸規程に則り適切に遂行されているか否かを公正かつ客観的な観点から点検評価を行い、内部質保証に努めること」であり、その目的の達成に向けた取組みを実施している。

自己点検評価・内部質保証委員会の構成は、第5条に定めるとおり、学長、副学長、学部長、短期大学部長、スミス・ミッションセンター部長、学生部長、事務局長、事務局次長、大学事務部長及びIR内部質保証課長からなる。委員長は、第6条で「学長をもって充てる」こととし、学長の直轄組織として位置づけている。

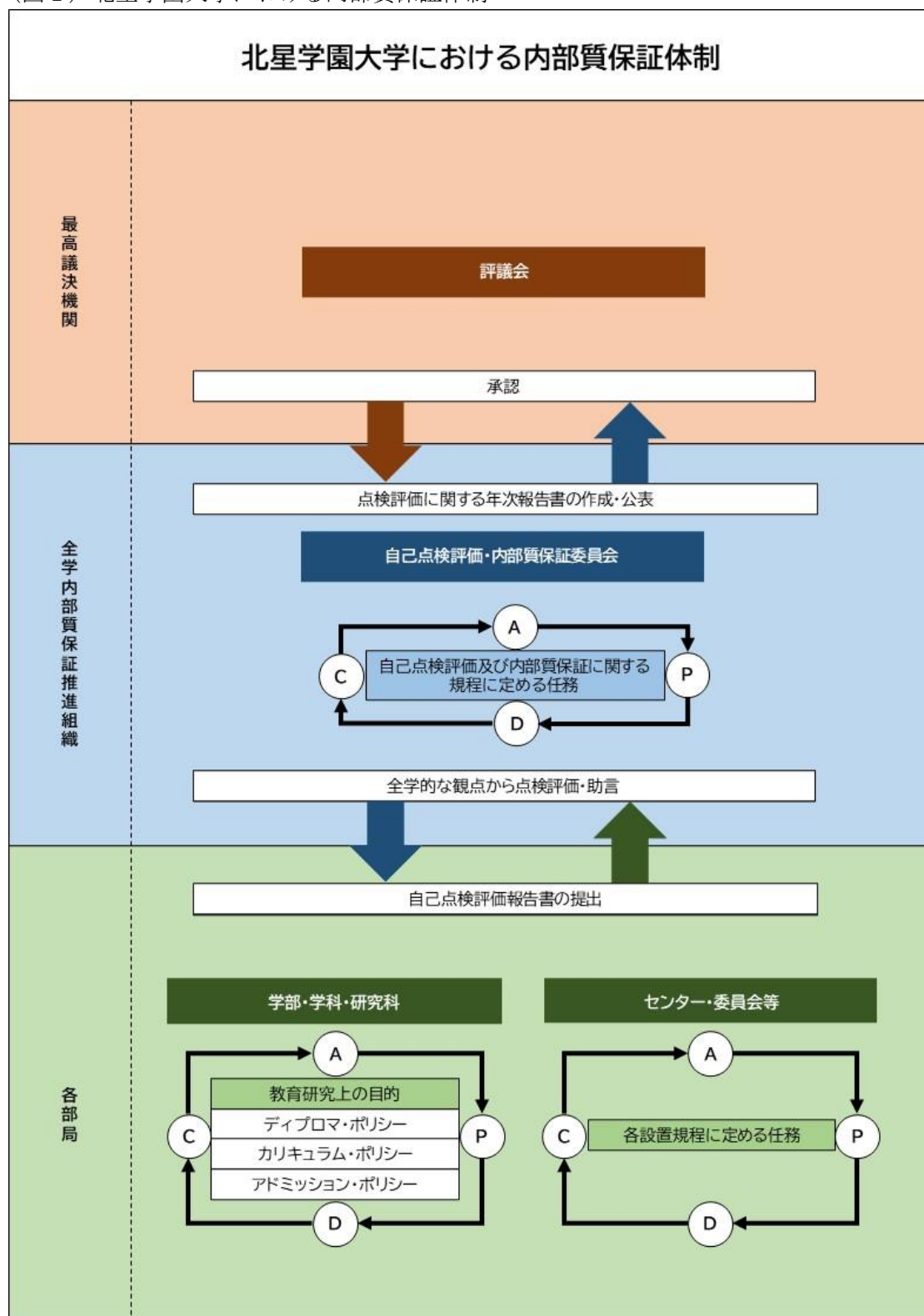
なお、本学の最高議決機関である評議会の構成員は、大学規程第8条に定められており、IR内部質保証課長を除く自己点検評価・内部質保証委員会の構成員が含まれるほか、附属高等学校長、学部及び短期大学部教授会により選出された教育職員（助手を除く）各3人、大学事務局により選出された事務・用務職員5人により構成されている（資料2-8）。

以上のように、本学は「自己点検評価及び内部質保証に関する規程」に基づき、全学内

第2章 内部質保証

部質保証推進組織である自己点検評価・内部質保証委員会を設置し、学長、副学長、学部長その他の部局長等をもって組織することで内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備している。

(図1) 北星学園大学における内部質保証体制



2.1.3 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定
評価の視点2：方針及び手続に従った内部質保証活動の実施
評価の視点3：全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み
評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施
評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施
評価の視点6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応
評価の視点7：点検・評価における客観性、妥当性の確保

前述のとおり、本学は「内部質保証に関する方針」において「研究科、学部及び学科は、自らの教育方針を実現するために、授業の内容及び方法の改善を図るため組織的な研修及び研究の実施に努めるものとする」と定めており、具体的な教育方針として、2009年度に学生の受け入れ方針を、2010年度に学位授与方針及び学位授与単位での教育課程の編成・実施方針を策定している（資料1-6～資料1-23【全てウェブ】）。

3つの方針はカリキュラム改編ごとに適宜見直しを行っており、2018年度及び2019年度カリキュラム改編にあたっては、各学科の3つの方針の改訂に係る基本的な考え方を設定した（資料2-9）。まず、3つの方針は一般社会、学生、高校生が見て理解しやすい内容とし、特に学生の受け入れ方針は高校生が理解できる内容にすることとした。また、3つの方針に一貫性を持たせ、特にメインとなる文言は、それぞれの方針において統一することを確認した。学位授与方針については、「どのような能力を身につけさせるのか」「何ができるようになるのか」ということを明示するとともに、どうやって卒業を認定し、学位を授与するのかも明示することとした。教育課程の編成・実施方針は、学位授与方針を達成するためのカリキュラムであることを念頭に置いて作成するとともに、カリキュラムを体系的に説明し、「どのような教育方法」で展開し、「どのように評価するか」を明示することとした。学生の受け入れ方針は、学力の3要素（①知識・技能、②思考力・判断力・表現力、③主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度）を念頭において、どのような能力を身に付けた学生を求めているかを明示するとともに、多様な学生を評価できるような入学者選抜の在り方について記載することとした。以上の基本的な考え方に基づき改訂した各学部、学科及び研究科3つの方針は、大学公式ウェブサイトにおいて公表している（資料1-6～資料1-23【全てウェブ】）。

全学内部質保証推進組織である自己点検評価・内部質保証委員会は、「自己点検評価及び内部質保証に関する規程」第3条に定める任務に基づき、「内部質保証に関する方針」を策定し、教育研究及び管理運営については「自己点検評価報告書」の作成を通して、財務処理については、前年度決算に関する点検評価を通して、法令及び大学諸規程に則り適切に

第2章 内部質保証

遂行されているか否かを公正かつ客観的な観点から点検評価を行い、内部質保証に努めている。

教育研究及び管理運営の点検評価は、年度ごとに各部局から提出された当年度の活動に係る自己点検評価報告書の内容に対して全学的な観点から点検評価を行い、必要に応じて「評価点」、「改善課題」及び「改善勧告」を付し、編纂した「自己点検評価報告書」を大学評議会の承認を経て学内外に公表している（資料 2-10、資料 2-11、資料 2-12

、資料 2-13【ウェブ】）。また、2020 年度からは、各部局は、自己点検評価・内部質保証委員会による評価結果を確認するとともに、年度途中に当年度の課題への取組み状況の点検結果を「中間点検評価報告書」として自己点検評価・内部質保証委員会に提出することとし、自己点検評価・内部質保証委員会は各部局の中間点検評価報告書を通して課題への取組状況を確認し、その取組みが促進されるよう適宜助言を付している（資料 2-14、資料 2-15）。

財務処理の点検評価は、毎年度、前年度決算の予算執行率等に基づき点検評価を実施している。たとえば 2019 年度決算に関する点検評価は、2020 年 8 月に本学の財務状況について点検評価を実施し、2 費目に対して改善勧告を行い、7 費目について助言を付している（資料 2-16）。なお、2020 年度決算については、新型コロナウイルス感染症の影響により緊急的支出や予算未執行となる費目が増加したため、この影響を考慮した点検評価を実施し、予算執行率の観点から抽出した 83 費目について、新型コロナウイルス感染症の影響により計画どおりの執行ができなかったことが予算未執行の大きな要因と考えられるため、2020 年度決算については改善勧告及び助言を行わないこととした。

その他の内部質保証活動としては、学外者及び在学生による点検評価結果の検証が挙げられる。2016 年度には本学がキャンパスを置く厚別区及び地区開発公社から教育課程編成に関する意見を聴取し、各学部・学科・研究科において改善に向けた取組みを実施した（資料 2-17）。2019 年度には学外者及び在学生による検証を「自己点検評価・内部質保証に関する規程」に明記し、高校関係、産業界、自治体、大学関係者の 4 名から、「カリキュラムの内容・学修方法・学修支援又は学修成果」、「社会との接続」、「入学者選抜」、「教員組織」及び「施設・設備」に関する評価を受けた。その評価結果については、自己点検評価・内部質保証委員会から関係部局に対して改善方策の検討を依頼し、改善に向けた取組みを進めている（資料 2-18）。また、2021 年度には外部評価に係る報告書様式を作成し、4 段階の評定基準 S・A・B・C を設定することで評価結果がより分かりやすくなるよう改善を図っている。なお、在学生による検証は新型コロナウイルス感染症の影響により実施を見送っており、2022 年度に実施できるよう検討を進めている。

本学は FD を推進するため、「ファカルティ・ディベロップメントに関する規程」に基づき、FD 委員会を設置している。FD 委員会の任務は第 3 条に定めるとおり「全学的な FD の基本方針を策定し、これを推進するとともに、全学的な観点から本学の FD の実施体制及びその内容について点検・評価し、FD の実施組織に対して適切な助言・指導を行うこと」である。この任務に基づき、2016 年度に全学的な FD の基本方針を検討し、全教員に対して何らかの FD に参加すること、全ての FD には本来の FD 機能（教授力の向上）を必ず含めること、FD は基本的に学位授与単位で毎年実施することを確認し、教育の充実及び学習成果の向上を図っている（資料 2-19）。

第2章 内部質保証

2020 年度には各学科・研究科で1 回以上のFD を実施したほか、新型コロナウイルス感染症の流行による全学的な遠隔授業への移行に伴い、2020 年4 月から7 月にかけて全学FD 研修会 を7 回開催し、遠隔授業における教育の質保証や授業評価のあり方等についてのFD 研修会を開催し、遠隔授業下における教育の質保証に努めている（資料2-20）。

また、部局におけるFD 活動等を通じた教育の充実及び学習成果の向上の取組みの一例として、文学部による「文学部プロジェクト」が挙げられる。このプロジェクトは、「卒業時の質保証に向けた学習過程及び成果の可視化と共有による主体的な学びの促進」をテーマとして、2019 年度に文学部教授会全構成員の参画によって実施されたものである。2020 年度に開催された文学部の学内公開FD では、文学部所属の2 学科から学位授与方針の表現の見直しや卒業時の学修成果に関する評価指標に関する検討結果について報告がなされ、参加者による意見交換を行った（資料2-21）。

学外評価については、「自己点検評価及び内部質保証に関する規程」第13 条に基づき、認証評価機関による認証評価を受審しており、2015 年度には大学基準協会において大学評価を受審し、適合判定を受けている。その際に努力課題として付された8 項目については、序章で述べたとおり改善に向けた全学的な取組みを実施し、2019 年度に改善報告書を提出した結果、改善経過について再度報告を求められることはなかった（資料2-22）。

自己点検評価・内部質保証委員会は、点検評価における客観性及び妥当性を確保するため、前述のとおり、認証評価の受審及び本学独自の外部評価を定期的の実施しているほか、自己点検評価資料を年度ごとに作成し、学内外に公表している（資料2-13【ウェブ】）。

以上のように、本学は「内部質保証に関する方針」及び「自己点検評価及び内部質保証に関する規程」に基づき、点検評価、外部評価及びFD 等の内部質保証活動を実施しており、内部質保証システムは有効に機能している。

2.1.4 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点2：公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点3：公表する情報の適切な更新

本学は、自己点検評価結果、認証評価結果、財務諸表及び学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成22 年文部科学省令第15 号）に基づく教育研究活動等に関する情報等を、大学公式ウェブサイトを通して公表しており、その内容は毎年度最新の情報へと更新している（資料1-24【ウェブ】）。2021 年度に実施した大学公式ウェブサイトのリニューアルにおいては、トップページのスリム化がその目的の一つであったが、「情報の公表」へのリンクは折り畳みメニューアイコンに格納するとともに、トップページ下部にも配置するなど情報の得やすさに配慮している（資料2-23【ウェブ】）。

第2章 内部質保証

自己点検評価結果は、前述のとおり大学公式ウェブサイトを通して公表している（資料 2-13【ウェブ】）。また、財務諸表は、内訳表を含めた計算書類を全て開示して学校法人北星学園の監事による監査及び監査法人による監査を受け、その内容が適正かつ正確であることが認められている（資料 2-24、資料 2-25）。

以上のように、本学は教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の情報を、大学公式ウェブサイトを通して広く社会に公表し、その内容を毎年度更新することにより社会に対する説明責任を果たしている。

2.1.5 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：全学的な PDCA サイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価
評価の視点 2：点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用
評価の視点 3：点検・評価結果に基づく改善・向上

自己点検評価・内部質保証委員会は、上述のとおり、「内部質保証に関する方針」において「自らの目的及び任務を達成するために、自己改善に努めなければならない」ことを明記しており、委員会の活動が「自己点検評価及び内部質保証に関する規程」に定める任務と照らして適切であるかどうかを年度ごとに点検評価し、自己点検評価報告書を作成している（資料 2-26）。

点検評価結果に基づく内部質保証システムの改善・向上の取組みとして、2020 年度からの中間点検評価の実施が挙げられる。中間点検評価報告書の作成により年度途中に各部局が当年度の課題を再確認する機会を設けたことで、実質的な PDCA サイクルの確立を図るとともに、自己点検評価・内部質保証委員会が各部局における課題や改善課題等への対応状況を把握し、報告書の内容に対して必要な助言を付すことにより PDCA サイクルが適切に機能する体制を構築した（資料 2-27）。そのほか、2021 年度には各部局の自己点検評価報告書と大学の中長期計画とを関連付け、全学的な観点から中長期計画の進捗状況を検証する試みを実施している（資料 1-35）。

以上のように、内部質保証システムの適切性については、自己点検評価・内部質保証委員会が年度ごとに点検評価を行い、中間点検評価による PDCA サイクルを実質化や自己点検評価報告書と中長期計画との関連付けによる中長期計画の進捗状況の検証等に取り組み、建学の精神に基づいた一貫性のある教育研究活動及び管理運営活動がなされるよう内部質保証システムの改善・向上に努めている。

2.2. 長所・特色

なし

2.3. 問題点

課題として、各部局における自己点検評価活動の負担軽減が挙げられる。たとえば、自己点検評価報告書資料の点検評価項目については、1993年度以来、追加した項目は多岐にわたるが取止めた項目は多くない。1993年度にはその分量は91ページであったが、2019年度には497ページまで膨らんでいる。また、各部局においては国や社会の要請に応えた新たな取組み及び外部評価、在学生評価の導入により、点検評価等に要する労力の増大は避けられない見通しである。点検評価に係る負担の増大により取組みに要する労力が削られ、PDCAサイクルが適切に機能しなくなることを防ぐよう、国や社会の要請に対応しつつも、既存の点検評価活動の効率化、合理化をあわせて推進する必要がある。

2.4. 全体のまとめ

本学は、内部質保証のための全学的な方針及び手続を明記した「内部質保証に関する方針」を策定し、基本的な考え方、自己点検評価・内部質保証委員会の権限と役割及び各部局との役割分担、教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針を明示するとともに、内部質保証のための具体的な手続きを「自己点検評価及び内部質保証に関する規程」に定めている。

これらの方針及び規程に基づき、学長、副学長、学部長その他の部局長等により構成される自己点検評価・内部質保証委員会を設置し、内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備している。

自己点検評価・内部質保証委員会及び各部局は、「内部質保証に関する方針」及び「自己点検評価・内部質保証に関する規程」に定めるとおり、点検評価、外部評価及びFD活動等を実施しており、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の情報は、大学公式ウェブサイトを通して広く社会に公表し、その内容を毎年度更新することにより社会に対する説明責任を果たしている。以上の内部質保証に関する活動は、本学が定める内部質保証の定義である「自己点検・評価に基づく恒常的及び継続的な改善によって質の向上を図り、教育研究等及び管理運営財務等の状況が適切な水準にあることを学内外に公表し、もって本学の説明責任を果たすこと」と適合しており、内部質保証システムは有効に機能している。

内部質保証システムの適切性については、自己点検評価・内部質保証委員会が年度ごとに点検評価を行い、中間点検評価によるPDCAサイクルを実質化やや自己点検評価報告書と中長期計画との関連付けによる中長期計画の進捗状況の検証等に取り組む、建学の精神に基づいた一貫性のある教育研究活動及び管理運営活動がなされるよう内部質保証システムの改善・向上に努めている。

第2章 内部質保証

今後も内部質保証の一層の推進を図るとともに、点検評価活動の適切性について恒常的及び継続的に検証していくことで点検評価活動の効率化及び合理化を行い、PDCA サイクルを有効に機能させ、計画・実行・評価・改善の一連のプロセスが適切に展開されるよう図っていく。

第3章 教育研究組織

3.1. 現状説明

3.1.1 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性
評価の視点2：大学の理念・目的、センター等の組織の適合性
評価の視点3：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

本学は、1962年に文学部英文学科と社会福祉学科の1学部2学科の小規模な大学として発足した。教育研究の質的充実を図り地域社会の要請に応えるよう組織を拡充し、現在では大学基礎データ（表1）のとおり、文学部、経済学部、社会福祉学部の3学部と、大学院に文学研究科、経済学研究科、社会福祉学研究科の3研究科を擁する総合大学となり、建学の精神の基本理念に基づき、見識を備え責任を自覚し、社会に貢献する独立人の養成を行っている。

本学の組織及び運営に関する必要な事項は大学規程に定めており、本学の最高議決機関である評議会をはじめとして、部局長会議、会議、委員会、学部及び部門、大学院、研究科、図書館、センター等、大学事務局の設置に関する事項を第3章から第10章に明示している（資料2-8）。また、組織・機構図は大学公式ウェブサイトを通して公表している（資料3-1【ウェブ】）。

〔学科・専攻〕

学部及び研究科には、学則4条並びに大学院学則6条に定めるとおり、学科及び専攻を置き、その下に大学規程第6章第2節、第3節及び第7章第1節に基づき教授会、学科会議及び研究科委員会を置いている（資料1-1、資料1-2、資料2-8）。各学部、学科及び研究科は、第1章で述べたとおり、それぞれの学位プログラムを通して本学及び本学大学院の目的の実現を目指している。

文学部は、英文学科及び心理・応用コミュニケーション学科の2学科で構成される。

英文学科は、文化的知識に裏打ちされた高度な英語運用能力を獲得し、国際社会において求められる見識及び異文化コミュニケーション能力を備えた人材を育成するため、3コース（文化・文学コース、言語・コミュニケーションコース、グローバル・スタディーズコース）を設置している（資料1-28, p. 13）。

心理・応用コミュニケーション学科は、学問と現場の融合を目指した教育を実現するため、講義科目に加えて現場で学ぶ実習を数多く取り入れつつ、3つの科目群（人間科学コ

第3章 教育研究組織

ース、地域・国際コース、学科共通科目）を配置している（資料 1-28, p. 17）。

経済学部は、経済学科、経営情報学科及び経済法学科の3学科で構成される。

経済学科は、自己とこれを取り巻く世界の展望を思い描き、将来を自力で開拓してゆく力量を備えたジェネラリストを育成するため、3コース（応用経済コース、社会経済コース、グローバル社会コース）を設置している（資料 1-28, p. 23）。

経営情報学科は、個々の学生が社会で実践的に活躍できるスキルを醸成できるように5つの分野（経営、マーケティング、会計、情報、教職課程）で履修モデルを導入している（資料 1-28, p. 27）。

経済法学科は、個々の学生の知的関心と将来の志望を踏まえて、より専門性の高い科目群を選択できるよう、5コース（金融・財政コース、経済分析コース、企業法務コース、公共政策コース、法律総合コース）を設置している（資料 1-28, p. 31）。

社会福祉学部は、福祉計画学科、福祉臨床学科及び福祉心理学科の3学科で構成される。

福祉計画学科は、福祉現場、国及び地方自治体、一般企業、学校職員やNPO等で活躍できる人材養成を行うために、履修モデルとして4コース（社会福祉士コース、福祉教育コース、福祉行政・公共コース、応用福祉・産業コース）を設置している（資料 1-28, p. 37）。

福祉臨床学科は、多様な現場で活躍できるソーシャルワークの力の習得を目指し、人権感覚に溢れた理論的・実践的・研究的な社会福祉と教育の専門職を養成するため、人権と社会正義の感覚を養う科目群や様々な分野に対応した相談援助の枠組みとソーシャルワーカーが果たす機能と役割について理解する科目群等を配置している（資料 1-28, p. 41）。

福祉心理学科は、医療、福祉、教育など様々な領域において心理臨床家として対人援助を実践することのできる人材、特別支援学校や高等学校において心理学的なスキルとマインドを備えた教師として教育を実践することのできる人材、企業組織においては科学的な調査にもとづく分析能力と高いコミュニケーション能力を備えた人材を養成するため、2コース（心理科学コース、心理臨床コース）を設置している（資料 1-28, p. 45）。

大学院においては、文学研究科は、言語文化コミュニケーション専攻の1専攻、経済学研究科は経済学専攻の1専攻、社会福祉学研究科は修士課程に社会福祉学専攻及び臨床心理学専攻の2専攻を置くとともに、博士〔後期〕課程に社会福祉学専攻を設置している。

文学研究科 言語文化コミュニケーション専攻は、英語教育その他の社会分野で必要とされる言語文化、英語教育及びコミュニケーションに関する高度な専門的学識と幅広い学際的知識を教授し、かかる分野における高度な専門的職業人の養成及び教育研究者の養成するために、3分野（文学・文化研究分野、英語教育・コミュニケーション研究分野、人間関係論分野）を配置している（資料 1-28, p. 116）。

経済学研究科 経済学専攻は、地域経済と地域行政の問題を的確に理解するとともに、アジアおよび欧米等におけるグローバル経済の実態にも精通した高度な専門的職業人を養成するために、統計や情報、歴史や思想など講義科目を開設するとともに、少人数による演習科目を配置している（資料 1-28, p. 116）。

社会福祉学研究科 社会福祉学専攻は、修士課程では、社会福祉学の専攻領域における高度な専門的学識を教授し、研究能力及び高度な専門職に必要な知識と実践能力を養うとともに、社会福祉及びその隣接領域における専門的職業人の養成並びに教育研究者を養成するために、「子ども家庭福祉研究」、「高齢者・高齢社会福祉研究」等の分野別研究科目を配

第3章 教育研究組織

置している。また、博士〔後期〕課程では、福祉、保健及び医療の分野の専門職を志望し、またはその職にある修士課程修了者を引き続き教育し、かかる分野における高度な専門的職業人の養成及び教育者の養成をするために、社会福祉学に関する高度な知見、および臨床心理学等の隣接領域の学際的な知見を包摂した専門分野の授業科目を配置している（資料 1-28, pp. 114）。

社会福祉学研究科 臨床心理学専攻は、臨床心理学の専攻領域における高度な専門的学識を教授し、研究能力及び高度な専門職に必要な知識と実践能力を養うとともに、高度な心の専門家の養成及び臨床心理学における教育研究者を養成するために、「心理的アセスメントに関する理論と実践」等の講義・演習科目を配置するほか、学内の心理臨床センター等における実習や研究指導を行っている（資料 1-28, p. 115）。

〔部門〕

本学は、建学の精神の具現化のため、また教育目標として掲げる「人間性・社会性・国際性」の育成のために大学規程第6章第4節～第6節に基づき、共通科目部門、言語教育部門及び教職部門を設置し、大学共通教育を実施している。共通科目部門及び言語教育部門は、教養教育組織として、全学部の学生を対象とする大学共通科目の運営を担っている。大学共通科目では、様々な分野（「人間科学」、「人文科学」、「自然・数理科学」、「社会科学」、「地域と世界」、「キリスト教学」、「キャリア支援」、「外国語」）の授業科目を多数配置することによって、偏らない総合的な判断能力、優れた人間性を兼ね備えた教養人の育成を目指した教育展開を図っている。また、教職部門では、教職を目指す学生の育成を行っている（資料 2-8、資料 1-28, pp. 49-50, p. 83）。

〔図書館及びセンター等〕

図書館及びセンター等の組織としては、図書館、スミス・ミッションセンター、国際教育センター、学生相談センター、キャリアデザインセンター、社会連携センター、総合研究センター、総合情報センター、心理臨床センター、入学試験センター、学習サポートセンター、アクセシビリティ支援室を大学規程第8章及び第9章に基づき設置し、その下に各センター等の運営委員会を置いている（資料 2-8）。たとえば、第88条第Ⅰ項に基づき設置されるスミス・ミッションセンターには、同条第Ⅱ項に基づき、スミス・ミッションセンター運営委員会を置き、センターの組織及び運営については、同条第Ⅲ項に定めるとおり、「スミス・ミッションセンターセンター規程」に従い、その任務である「建学の精神の基本理念に由来する「ミッション・ステートメント」に従い、建学の精神を具現化する活動を総合的に企画し、その実践を総括すること」を達成するため、「キリスト教の理解」、「ボランティア」、「平和の実現」、「地域社会との連携」を柱とする活動を計画及び実施している（資料 1-36）。

〔その他の組織〕

その他の組織としては、企画運営会議、教学会議、学則諸規程委員会、全学危機管理委員会、自己点検評価・内部質保証委員会、教員評価委員会、ファカルティ・ディベロップメント委員会、インスティテューショナル・リサーチ委員会、広報委員会、研究倫理委員会

第3章 教育研究組織

を大学規程第5章に基づき、学生部及び学生部長を委員長とする学生支援委員会を第6章第7節及び第8節に基づき、事務局を第10章に基づきそれぞれ設置している（資料2-8）。

本学は、学問の動向、社会的要請及び国際環境の変化を踏まえた組織改編を行っている。

2015年度には本学学生の主体的かつ自律的な学習を促進させ、もって教育の質の保証に資するために学習サポートセンターを新設するとともに、ラーニング・コモンズを開館し、学生どうしの「出会い」と「創造」の場を整備した。ラーニング・コモンズは、大学建築委員会においてセンター棟の改修が決定されたことを受け、「センター棟機能・改修検討ワーキング・グループ」が学生からの要望であった学びのスペースを設置することを提案し、その後「学生支援・応援ワーキング・グループ」の答申により、ラーニング・コモンズの設置並びにその運営のための学習サポートセンター及び学習支援委員会を発足したことで実現した施設である（資料3-2）。

また、私立大学等改革総合支援事業等の補助金獲得を目標として3つの組織再編を実施した。具体的には、大学院委員会の機能を教学会議に移管し、学長を中心とした、副学長・学長補佐、学部長及び専門的な支援スタッフ等からなる全学的な教学マネジメントの体制の構築、国際教育推進委員会の構成員に副学長、学部長を審議事項に応じて加えることによる国際化の推進のための全学的な体制の整備、オープンユニバーシティ業務を主としていたエクステンションセンターは社会連携センターへと改組し、外部との主たる窓口となる全学的な社会連携の役割を加え、本学の特色を発揮し、地域の発展を重層的に支える組織へと改編したことである（資料3-3、資料3-4）。これらの取組みの結果、同事業のタイプ1及びタイプ4に採択されている。

さらには、同年度に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を受け、アクセシビリティ支援室を設置し、障害のある学生及び特別な支援を必要としている学生が、障害の種別及び程度に応じ、十分な教育の質を保証されるために必要な合理的配慮に基づく支援が受けられるようにするための体制を整備した（資料3-5）。

2018年度には文部科学省及び厚生労働省による「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成26年12月22日（平成29年2月28日一部改正））」や文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日）、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（令和3年2月1日改正）」を踏まえ、「人を対象とする研究倫理規程」を制定するとともに倫理審査委員会（2019年度に研究倫理委員会へ改称）を設置し、全学危機管理委員会から研究倫理審査業務を移管することにより研究倫理教育を含めた全学的な研究倫理体制の整備を行った（資料3-6、資料3-7）。

2019年度には、第三期認証評価で全学内部質保証推進組織の設置が求められていることを踏まえ、大学運営及び財務状況を点検する運営財務点検委員会と全学的な自己点検評価活動を推進する自己点検評価委員会を統合し、自己点検評価・内部質保証委員会へと改組し、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織となった。また、インスティテューショナル・リサーチ委員会を新たに設置し、学内及び学外の情報の調査、収集並びに分析等によって得られた結果や知見に基づき、本学における教育研究及び管理運営等を継続的に改善する本学の活動を支援する体制を整備している（資料3-8）。

第3章 教育研究組織

2020年度には新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、全学危機管理委員会において本学独自の危機管理ステージを制定し、国の新型コロナウイルス感染症対策分科会によるステージや北海道におけるレベル分類を踏まえた上で本学の危機管理段階を設定し、感染拡大防止に向けた取組みを多岐にわたって検討・実施した。その取組みの一環として、全学危機管理委員会のもとに公衆衛生や遠隔授業の専門的知見からの提言を目的とした「COVID-19 対策チーム」を編成したほか、「遠隔授業サポートチーム」を設置し、遠隔授業に係る学生及び教員からの相談窓口を一元化するなど本学の構成員の安全を確保しつつ、教育の質を維持するための体制整備を図っている（資料 3-9、資料 3-10）。

以上のように、本学は、その目的及び建学の精神を実現するため、学部、学科及び研究科を適切に設置し、大学規程に基づき必要な組織を置くとともに、社会的要請等に適った組織改編を実施している。

3.1.2 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究組織の構成の適切性については、企画運営会議が定期的に点検・評価を行い、上述のとおり、学習サポートセンター、社会連携センター、アクセシビリティ支援室を設置するなど、社会的要請に応える改組・改革を行っている。

2020年度には、学生支援に関する事項を円滑に運営し、より組織立った支援・相談体制を構築するため、「学生支援委員会」「学生相談センター」「アクセシビリティ支援室」「学習サポートセンター」「キャリアデザインセンター」を「学生部」と位置づけ、学生部長を配置することとし、これら委員会の連絡調整や連携を図るために「学生支援連絡会議」を設置した。このことにより、学生部長を中心とし、学生支援体制に関する方針策定を含む現在の課題を解決しつつ、学生気質等の変化に対応できる新しい学生指導体制の構築に向けた活動が可能となった（資料 3-11）。また、大学運営のあり方及び組織・機構について、学内の意思決定ルートの明確化を目的とし、部局連絡会を部局長会議に改組し、議決権を持つ会議体として再構成した（資料 3-11）。一方で、これらの取組みは、課題となっている委員会組織のスリム化の実現には至らないため、各委員会組織が担う役割の見直しを継続して進めることとしている。

なお、既存の教育研究組織による取組みの適切性については、前章で述べた内部質保証システムに基づき、自己点検評価・内部質保証委員会が年度ごとに全学的な観点から点検評価を行っており、各教育研究組織の取組状況がそれぞれの規程に定める任務と照らして適切であるか点検・評価を行い、必要に応じて助言又は勧告を付している（資料 2-13【ウェブ】）。

第3章 教育研究組織

以上のように、本学は教育研究組織の適切性について企画運営会議が定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行うとともに、既存の教育研究組織による取り組みの適切性については、自己点検評価・内部質保証委員会が点検評価を行い、必要に応じて助言を付している。

3.2. 長所・特色

第1章で述べたように、スミス・ミッションセンターは、建学の精神の基本理念に由来するミッション・ステートメントに従い建学の精神を具現化する活動を行っており、本学の理念・目的の実現に資するものであると考えている。

また、学生支援に関連する5つの委員会を学生部と位置づけ学生部長を配置し、学生部長を議長とする学生支援連絡会議を組織したことにより各委員会の連携が強化され、特に2020年度来の新型コロナウイルス感染症の流行下においては、各委員会の現状、課題及び学生の動向を情報共有することで、各委員会等による多様かつ柔軟な対応が可能となった。

3.3. 問題点

組織のスリム化・合理化が課題となっている。学問の動向、社会的要請及び国際環境の変化等への対応のため、この数年だけでも多くの組織が新設された。業務の肥大化や人員不足による教職員の負担増の解消に向けて、今後も継続して見直しを進める必要がある。

3.4. 全体のまとめ

本学は、学則に定める目的及び建学の精神の基本理念に基づき、学部、学科及び研究科を適切に設置するとともに、社会的要請等に適った部門及びセンターその他の組織を設置している。教育研究組織の構成の適切性については、企画運営会議において定期的に点検・評価を行い、社会的要請等を踏まえたセンター及び委員会の新設、統合等の改組を実施している。また、既存の教育研究組織の適切性については、自己点検評価・内部質保証委員会が毎年度その取組状況を把握しており、その取組みが任務と適合しているか全学的な観点から評価している。一方で、大学を取り巻く厳しい状況下において、人員の増加を抑制しつつ、委員会組織の肥大化を解消するために各委員会組織が担う役割を見直し、スリム化するなど今後も継続して検討を進めていく。

第4章 教育課程・学習成果

4.1. 現状説明

4.1.1 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

本学は、その目的及び建学の精神を実現するため、修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明記した学位授与方針を大学、学部、学科及び専攻ごとに定め、大学公式ウェブサイト及び履修ガイド等を通して公表している（資料1-6、資料1-9、資料1-12、資料1-15、資料1-18、資料1-21【全てウェブ】、資料1-26、資料1-27）。

学士課程における全学的な学位授与方針は、建学の精神を踏まえ、「1. キリスト教による人格教育を基礎として、自由・平等・平和の心を得て、知識と知恵を兼ね備えた豊かな『人間性』を有するようになること。2. 人々とともに生きる心を養い、主体性のある真の教養を身につけ、広く社会に貢献することができる『社会性』を持ちつづけることができるようになること。3. 様々な国の人々と心を開いて交流し、異なる文化を理解する国際的視野と判断力を身につけた『国際性』を発揮することができるようになること。」と定めている（資料4-1【ウェブ】）。

各学部の学位授与方針は、上記の全学的な方針を踏まえて定められている。文学部を例に挙げると「1. 人間社会の基本となる「ことば」の学習を通じて、文化、文学、コミュニケーション、心理学、国際関係に関する専門的知識を身につけている。2. 様々な情報源から問題の本質を見抜く洞察力、自分の考えを論理的に組み立てる論証力、情報を他者にわかりやすく伝える発信力を身につけている。」と方針を策定しており、全学的な方針にある『人間性』『社会性』『国際性』に学部の専門性を取り入れた内容となっている。

各学科の学位授与方針は、学部の方針及び各学科の教育研究上の目的と連関するように策定されている。たとえば、心理・応用コミュニケーション学科では、学位授与方針において、学生に求める学習成果を「1. 心理学の知見に基づいて人間の振る舞いを理解するとともに、自身の振る舞いを調節することができる。2. さまざまなコミュニケーションの在り方を知り、地域や幅広い社会でのコミュニケーションの活性化に寄与することができる。3. 多様な人々との相互理解と協働が求められる状況の中で、目的の達成に向けて自ら行動し問題を発見することができる。4. 現場で生じる問題に対し、世の中を広く多角的に見渡す力（空間的センス）と物事を長期的・因果的に考える力（時間的センス）の両面から専門的知識を運用し、解決に向けて柔軟かつ適切に行動することができる。」と明示しており、教育研究上の目的及び文学部の学位授与方針と連関した一貫性のある方針となっている。

第4章 教育課程・学習成果

大学院の各研究科における専攻ごとの学位授与方針は、大学院学則第1条に定める目的及び同第6条に定める教育研究上の目的を踏まえた一貫性のある方針となっている（資料1-2【ウェブ】）。

修士課程の例として、文学研究科言語文化コミュニケーション専攻では、学位授与方針において、学生に求める学習成果を「1. 英語圏の言語文化、英語教育、コミュニケーションについて、社会状況の変化を踏まえた高度な専門性と広範な学際的見識を身につけ、活用することができる。2. 異なった文化を理解するという言語習得の本来の目的を見据えた幅広い視野と国際的な視野を身につけ、活用することができる。3. 言語使用の根本にあるコミュニケーションという人間の営為の基本にまで至る理解を身につけ、活用することができる。」と明示し、これらの知識・能力・技能を修得したうえで、言語文化コミュニケーション専攻の教育課程を修め、規定する期間以上在学し、厳格な成績評価に基づき30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査又は特定課題研究の成果の審査及び試験に合格して修了要件を満たしたものに対して修了を認定し学位[修士（言語文化コミュニケーション）]を授与することとしている。

社会福祉学研究科社会福祉学専攻（博士〔後期〕課程）では、学位授与方針において、学生に求める学習成果を「1. 社会福祉学に関する高度な知見を有するのみならず、臨床心理学等の隣接領域の学際的な知見を持ち、研究課題を多面的かつ学際的に研究できる能力を身につけることができる。2. 福祉・保健・医療などの分野で職業人として、また教育や学会などを通じて、研究成果を広く社会に還元できる能力を身につけることができる。」明示し、これらの知識・能力・技能を修得したうえで、社会福祉学専攻博士〔後期〕課程の教育課程を修め、規定する期間以上在学し、厳格な成績評価に基づき12単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び試験に合格して修了要件を満たしたものに対して修了を認定し学位[博士（社会福祉学）]を授与すると定めている。

以上のように、本学は授与する学位ごとに学位授与方針を適切に定め、公表している。

4.1.2 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

- ・教育課程の体系、教育内容・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

本学は、学位授与方針を達成するために、教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態など、教育についての基本的な考え方が明確に示された教育課程の編成・実施方針を授与する学位ごとに設定し、大学公式ウェブサイト、履修ガイド及び大学院要覧を通して公表している（資料1-7、資料1-10、資料1-13、資料1-16、資

料 1-19、資料 1-22【全てウェブ】、資料 1-26、資料 1-27)。

学士課程の例として、経営情報学科では、学位授与方針を踏まえ、「学士力」及び5つの「専門的なスキル」を学生が獲得できるよう、広く教養を身に付けるための大学共通科目と専門性を身に付けるための学科専門教育科目を4年間にわたってバランスよく配置し、社会で実践的に活躍できるスキルを醸成することを基本的な考え方とする教育課程の編成・実施方針を定めている。5つの具体的な編成方針として、「1. 現代の複雑な情報化社会にあって、企業経営に関する理論、経営実務に関する実践的知識、情報処理に関する最新技法を学ぶとともに、経営情報活用能力を醸成するため、「学科基礎科目」、「学科専門導入科目」、「学科専門科目（基礎）」、「学科専門科目（応用）」を配し、段階的な履修を保証している。2. リテラシー教育と実践実技教育を重視し、「学科実践能力科目」を設置するとともに、1年次に「基礎演習」を、3～4年次に「専門演習」を開講し、少人数で実践的なゼミナール形式の学習機会をより一層充実させている。3. 効率的かつ効果的な履修年次の配置を考慮した科目群からなる学科専門教育科目として、1～2年配当の「学科専門科目（基礎）」、3～4年次配当の「学科専門科目（応用）」を設け、学生の興味や関心が体系的な専門科目の履修に具体化されているようにしている。4. 学科学生の学問的興味に応じ、経済学部学科間の連携・乗入れを意識的に指向している。5. 経営（マネジメント）分野、マーケティング分野、会計（アカウンティング）分野、情報分野、教職課程の5分野で履修モデルを導入し、学生が効果的な履修計画を立て意欲を持って学習を遂行できるように配慮している。」を掲げるとともに、講義形式だけでなく、アクティブ・ラーニングや産学連携プロジェクト等による学びを導入し、少人数教育で展開する科目を各学年で展開することを方針に明示している。このように、経営情報学科の教育課程の編成・実施方針は、教育課程の体系、教育内容・教育課程を構成する授業科目区分及び授業形態等、教育についての基本的な考え方が明示されている。

修士課程の例として、経済学研究科経済学専攻では、教育課程の編成・実施方針において、経済学に関する領域、企業経営学に関する領域の専門性を重層的に深め、1年次から論文指導を受けつつ修士論文作成に取り組むことを基本的な考え方とし、具体的な方針として「1. 統計や情報等の定量的方法を用いる講義科目と、歴史や思想などの定性的方法を用いる講義科目を開設し、様々な角度から分析できる高度な研究能力と実践的能力を養成する。2. 高度な研究能力と実践的能力を身につけ、意思決定を行い、学問的貢献に資することができるために、多くの講義科目は少人数による演習形式で行う。3. 大学院生が公開で修士論文作成に係る報告会を行い、質疑応答する機会を設ける。4. 先取り科目等履修制度及び早期修了制度を導入しており、より高度な研究能力と実践的能力を兼ね備えた者を輩出する。5. 大学院生個々のライフプラン・キャリアプランに応じて、長期履修制度を利用できるようにしている」を明示している。

社会福祉学研究科社会福祉学専攻（博士〔後期〕課程）では、教育課程の編成・実施方針において、学位授与方針に掲げる学習成果を修得させるため、「社会福祉学に関する高度な知見、および臨床心理学等の隣接領域の学際的な知見を包摂した専門分野の授業科目を配置し、個々の研究テーマに応じて博士論文作成に至るまできめ細かい指導を行う。指導教授は研究する上で必要な論文・資料・文献の読解・レビューおよび論理的な考察能力を高めるとともに、自律的研究能力を向上させることができるように、大学院生の主体的

学びを保障しつつ、学会や研究会等における発表指導を通じてプレゼンテーション能力開発の支援を行う」ことを定めている。

以上のように、本学は授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を適切に定め、公表している。

4.1.3 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ（必修、選択等）
- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定
- ・初年次教育、高大接続への配慮（【学士】）
- ・教養教育と専門教育の適切な配置（【学士】）
- ・実践的・応用的な能力、職業倫理の涵養への配慮、専門の職業を取り巻く状況への配慮、教養教育
- ・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等（【修士】【博士】）
- ・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

学士課程における学科専門教育科目の編成は、各学科の教育課程の編成・実施の方針に基づき行われており、学習の順次性に配慮した各授業科目の年次・学期配当となるよう、各専門分野の学問体系を考慮し、初年次教育から段階的に専門科目を履修できるように配置している。

経済法学科では、学科専門教育科目を「学科基礎科目」「基礎力養成科目」「演習科目」「コース科目」に分類している。1年次には「基礎力養成科目」に「基礎力養成塾Ⅰ・Ⅱ」を配置し、大学の学修を無理なく円滑に進めていくために必要な力を養うとともに、「学科基礎教育科目」に「基礎経済学」や「法学入門」等の授業科目を配置し、学科専門科目への入門又は導入教育を行っている。各年次には経済学と法律学を適切に組み合わせた学科専門科目群から構成されている5つのコース（①公共法政策コース、②経済分析コース、③企業法務コース、④金融・財政コース、⑤法律総合コース）科目を配置し、2年次のコース申請により「選択コース科目」を中心とする学科専門科目を学修していく。また、各コースで身につけた知識や技術やセンスを実践的に活用し、ステップアップするための場

として2年次から4年次まで切れ目なく演習科目を置いている。さらに、コースを超えた幅広い知的関心に応えるとともに、より高度な専門性を養うために「選択コース科目」で修得した授業科目以外の学科専門教育科目から32単位以上の修得を求めているほか、所定の時期にコース変更手続きを可能とし、学生の多様な知的関心と将来の志望に柔軟に対応している。体系的な学修を保障するため、「学科基礎科目」から4単位以上、「選択コース科目」から40単位以上を修得することを卒業要件の一つとして課し、コース修了のための最低修得単位を定めている。授業科目の順次性を考慮し、「証券概論」の修得を履修要件とする「証券経済論」等の積上指定科目を設定している（資料1-26, pp121-129）。

本学は、教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性を保障するため、「授業科目の履修等に関する規程」第7条及び第8条に積上指定科目及びスクリーニングを定め、各学科では必要に応じて積上指定科目やスクリーニング制度を設定している。積上指定科目は、特定の授業科目を履修するための条件として前提となる授業科目の単位取得等を課すものである。なお、経済法学科では積上指定科目のうち、「証券経済論」、「マクロ経済学」を除く科目は、プレテストに合格した場合には、当該科目を履修登録することができることとしている。スクリーニング制度は、3年次以上に配当された専門教育科目及び教職に関する科目の履修要件として、2年次終了までに、所定の授業科目の修得や一定単位数の修得を課すものである（資料4-2、資料1-26, p125）。

本学は学則第18条及び大学院学則第16条において学期区分を2学期制としている。また、単位制度の趣旨に基づき、学則第22条及び大学院学則第20条において「単位数算定の基準は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準」とすることを明示している。講義及び演習については、教室内における1又は2時間の授業に対して教室外における2又は1時間の準備のための学修を必要とするものとし、毎週1時間15週又は毎週2時間15週の授業をもって1単位としている。実験、実習及び体育実技等の授業については、実験室、体育施設等における2時間の授業に対して1時間の準備のための学修を必要とするものとし、毎週2時間15週の実験、実習又は実技をもって1単位としている。卒業論文については、論文の作成に必要な学修の成果を考慮して4単位又は6単位とし、卒業研究については、卒業研究に必要な学修の成果を考慮して3単位又は4単位としている。文部科学大臣の認定を受けた技能審査のうち、本学が認めたものについての合格は、その学修の成果を考慮し、2単位から12単位としている（資料1-1【ウェブ】、資料1-2【ウェブ】）。

個々の授業科目の内容及び方法については、シラバスに明示している。シラバス作成にあたっては、教育支援課が年度ごとに手引きを作成している（資料4-3【ウェブ】、資料4-4）。

授業科目の位置づけは、オリエンテーション等の機会学科ごとに説明するとともに、履修ガイドにおいて学科ごとに必修科目、選択必修科目、選択科目を明示しているほか、カリキュラムマップ及びナンバリングにより、授業科目のカリキュラムにおける位置づけを示している（資料4-5【ウェブ】）。

入学前的高大接続の取組みとしては、オープンキャンパスでの模擬授業や出前講義により、大学における専門的な講義を体験する機会を設けているほか、秋入試の合格者を対象とした「入学前教育」を実施している（資料4-6【ウェブ】、資料4-7【ウェブ】、資料4-

8)。「入学前教育」では、「学科独自の入学前教育」として学科特性に応じた学びの意識づけを行っているほか、2021 年度入学生からは「全学共通の入学前教育」として、入学後の各学部での学びに関連したテーマの長文を読み、文献やニュースを調べ、自分の考えをまとめる課題を課し、添削を受けることで、大学での初年次教育につながる「読解力」「調べ学習」「表現力」を養成している。

入学後の初年次教育の取組みとしては、1 年次の大学共通科目に全ての学生が必修となる「日本語表現」を配置し、実際に文章を作成する過程を通じて、大学および社会において必要とされる論理的な日本語の運用能力の基礎を習得することを目的とした教育を実施しているほか、「情報入門」を配置し、情報社会に参画する上で適切な態度を身につけることを主な目的として、今後、大学や実社会において直面する情報活用場面で必要となるパソコンの基本知識及び操作技能、コンピュータ・ウイルス、情報の漏洩や改ざん、不正アクセス、著作権侵害など、情報倫理・モラルならびに情報セキュリティに関する基礎知識、情報を取り扱う際の作法などのメディアリテラシーに関する教育を実施している（資料 4-9、資料 4-10）。

学士課程の授業科目は、学則 20 条に基づき、大学共通科目、学科専門教育科目、国際交流関係科目及び教職に関する科目に分類している（資料 1-1【ウェブ】）。学科専門教育科目は、上述のとおり、各学科の教育課程の編成・実施方針に従って編成・実施されているが、大学共通科目、国際交流関係科目及び教職に関する科目については全学共通の観点から展開されている。

大学共通科目は、学則第 1 条の「キリスト教による人格教育を基礎とし、広く教養を培う」という目的に、また前述の大学全体の学位授与方針に対応して編成・実施されている（資料 1-1【ウェブ】、資料 4-1【ウェブ】）。2017 年度には教学会議において大学共通科目のカリキュラム改編を検討するにあたり教育課程の編成・実施方針の確認を行った（資料 4-11）。具体的には本学の基盤であるキリスト教の基礎知識を身につけ、多様な宗教や文化への理解を深めるための科目群として「キリスト教学」を設けるとともに、5つの科目群（「人間科学」、「人文科学」、「自然・数理科学」、「社会科学」、「地域と世界」）を設けることとしたほか、学生が自分の役割を見だし社会に貢献するために主体的な学びを目指す科目群として「キャリア支援」を設け、その下に「総合講義」、「キャリア教育科目」、「日本語科目」、「情報科目」を配置した。

そのほか外国語科目として、英語、ドイツ語、フランス語、中国語、韓国語を配置し、全学科の学生を対象として週 2 回の授業を 2 年間実施している。外国語科目の目的は単なる言語の修得ではなく、物事を複眼的に見る力を養成することであり、本学の建学の精神及び学位授与方針に掲げる「国際性」を身につけた人間形成を目指している（資料 1-28, p. 50）。

国際交流関係科目は、大学の学位授与方針の「3. 様々な国の人々と心を開いて交流し、異なる文化を理解する国際的視野と判断力を身につけた『国際性』を発揮すること」に対応したものである。外国の文化理解、自国の文化の再認識、比較研究などの科目から構成されており、提携大学からの客員教員や本学の教員が担当する英語による授業などが多彩に展開されている（資料 1-28, p. 51）。

教職に関する科目は、2019 年度入学生から適用される教職課程の再課程認定カリキュ

ラムに対応しているほか、2013 年度に学位授与方針を定め、育成する教師像を明示している（資料 4-12【ウェブ】）。

大学共通科目の必要単位数は、キャリア教育科目の必修 8 単位、外国語を含む科目群による選択必修が 24 単位、その他全体からの選択科目が 6 単位の合計 38 単位を基本として、各学科の専門性を考慮して必要単位を調整している（資料 4-13【ウェブ】）。

本学は副専攻制度を導入しており、自分の所属する学部学科の専門教育課程とは別に、特定分野についてその多様な知的探究心と適正に応じた教育課程を履修することにより、複眼的思考と多元的理解力を涵養することを目的とし、14 の副専攻（①人間科学、②キリスト教学、③英語、④ドイツ語、⑤フランス語、⑥中国語、⑦韓国語、⑧英語・英米文学、⑨心理学、⑩経済学、⑪国際関係論、⑫経営情報学、⑬経済学、⑭社会福祉学）から 1 つ以上を履修することができ、副専攻課程の履修を修了し認定されたものには、副専攻認定証書が授与される。また、履修ガイドの「外国語科目の単位認定」の項目にあるとおり、検定試験で一定の基準に達した学生には、そのレベルに応じて外国語科目の単位を認定するという制度も設けており、学生の多様性に対応して自発性を促すものとなっている（資料 1-28, p. 52）。

職業倫理の涵養について、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理士、スクールソーシャルワーカー等の資格取得と学科教育内容が結びつきイメージしやすい社会福祉学部では、「スクールソーシャルワーク実習」や「精神保健福祉援助実習」、「心理実習」等のシラバスにおいて職業倫理教育の実施を明記し、それぞれの専門職として求められる資質の向上を図っている。また、その他の学科においても、大学共通科目のキャリア教育科目の「学びとキャリア形成」や「職業と人生」において、“大学の学び”を通して学生から社会人に移行するためのベース形成を目的とし、ソーシャルスキル、態度、思考、価値観などを育てる体験トレーニングを実施している（資料 4-14、資料 4-15、資料 4-16、資料 4-17、資料 4-18）。

大学院研究科の修士課程の各専攻においては、それぞれの教育課程の編成・実施方針に基づき、講義・演習、実習科目等のコースワークを配置し、専門分野に関する高度な知識、技能等を涵養するとともに、論文（研究）指導、修士論文又は特定課題研究指導等のリサーチワークにより、大学院の学生個々の興味関心に基づいた研究活動を保証している（資料 1-27）。

社会福祉学研究科社会福祉学専攻（修士課程）では、講義・演習科目を基本科目、分野別研究、研究方法、関連領域の 4 つに区分し、分野別研究には大学院の学生がそれぞれの関心領域の研究を追求できるように、「子ども家庭福祉研究」「高齢者・高齢社会福祉研究」「スクールソーシャルワーク研究」など分野別の講義科目を配置するとともに、様々な視野からの研究方法を身につけることができるよう「質的調査研究」「量的調査研究」などの研究方法に関する講義科目を配置するほか、社会福祉研究を狭い福祉サービスの提供に限定せず、幅広く実地的な視野を持って学びを深められるように、「社会保障財政研究」「偏見・差別問題研究」など関連領域の講義科目を配置している。また、1 年次後期及び 2 年次前期に「論文指導Ⅰ・Ⅱ」、2 年次後期に「修士論文」を配置し、1 年次から論文指導を受け修士論文作成に取り組むための環境を整備している。

社会福祉学研究科社会福祉学専攻（博士〔後期〕課程）では、1 年次から 3 年次にか

て「社会福祉学特殊研究」「社会福祉学特殊演習Ⅰ・Ⅱ」を配置し、社会福祉学、福祉心理学、家族社会学、障害学、ソーシャルワーク、社会心理学、臨床心理学など様々な専門分野の専任教員により、大学院の学生個々の研究テーマに応じて、先行研究の批判的検討、博士論文における調査デザインの検討、研究課題の明確化、研究計画・方法の検討、調査の実施とデータの分析、結果と考察のまとめ、博士論文の校正、完成、提出に至るまできめ細かい指導を実施している。

以上の教育課程の編成・実施方針に基づく各学部、学科及び研究科の取組みは、全学内部質保証推進組織である自己点検評価・内部質保証委員会が提出された自己点検評価報告書の内容に対して、それぞれの取組みが3つのポリシーに沿ったものとなっているか全学的な観点から点検評価し、必要な評価、助言及び勧告を行っている（資料 2-13【ウェブ】）。

そのほか、本学では、学生の社会的及び職業的自立を図るため、全学的な合意の下、毎週水曜日Ⅲ講目をキャリアデザインプログラム専用時間と位置づけている。この時間帯を活用し、学年ごとに体系的な学びを提供するとともに、学生個人のニーズにも合致するよう工夫されたさまざまな講義や演習を展開している。1年次に「学びとキャリア形成」を、2年次に「職業と人生」を大学共通科目の「キャリア教育」科目として配置し、低学年向けプログラムを単位化している。これらの科目は、受講生自らがスキルアップのための課題を見出した上でそれらの解決に取り組み、最終的には自らのライフデザイン（キャリアデザイン）の構築へと進めることを目標とし、できる限り学生参加型のアクティブ・ラーニングを取り入れるように工夫されている。このプログラムによって、学年毎に段階を追った一貫性のあるキャリア教育が可能となり、さらには、社会人基礎力を備えた人材育成に向けて一歩踏み込んだ教育を提供している（資料 4-19【ウェブ】）。

以上のように、教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成している。

4.1.4 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点 1：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）
- ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）
- ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法
- ・適切な履修指導の実施
- ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数（【学士】）

- ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（【修士】【博士】）
- ・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり

学士課程においては、「授業科目の履修等に関する規程」を定め、第6条で、履修登録は、大学における単位制度の趣旨にかんがみ学科及び学年ごとに42～48単位を超えて行うことができないことを規定し、単位の実質化を図っている（資料4-2）。また、上限値に関係なく履修登録が認められる科目及び編入生の履修登録については履修ガイドに明記し、学生に周知している（資料1-26, p. 22、基礎要件確認シート9）。

シラバスの内容は、授業の内容や進め方等が具体的にイメージできるよう、「担当教員名」「単位数」「開講時期」「備考（実務経験の有無など）」「授業の目的および概要」「授業方法」「到達目標」「授業計画」「成績評価方法及び課題に対するフィードバック」「事前・事後学習・必要時間」「教科書・参考書」「注意事項」「参照リンク・学位授与方針との関連/ナンバリング」で構成されている。シラバスの作成は、教育支援課が年度ごとに作成する『講義要項（シラバス）作成の手引き』に基づき各授業科目担当者が行い、事務職員が全学的な協体制の下で点検を行い、記載内容に不備が見受けられる場合は教育支援課を通して授業科目担当者への修正依頼を行っている。以上の手続きを経て作成したシラバスは本学の在学生向けウェブサイト「Campus Guide Web」において公開されている。学生は科目名称、履修科目コード、学部・学科、担当教員及びフリーワードから検索することができ、必要な情報を得た上で履修登録をすることができる（資料4-4、資料4-3【ウェブ】）。

学生の主体的参加を促す取組みとして、アクティブ・ラーニングが挙げられる。英文学科の「Discussion and Debate I・II」は、英語により少人数のディスカッションやディベートで使われる戦略やスキルについて、実践し、知識を深めることを目的とした科目である。心理・応用コミュニケーション学科の「フィールド実習 I・II」は講義で学んだことを地域系、教育系、野外系、産業系の現場で実践的に学び、経験値を身につけることを目的とした科目である。経済学科の「日本経済論ディベート I・II」は日本経済論をテーマに行われている大学対抗のディベートリーグ（渋沢栄一杯）への出場に向けて、資料探索の方法や論理の立て方などの指導を受けつつ、受講生同士でのミニゲームにより、テーマへの理解とディベートの経験を深めることを目的とした科目である。経営情報学科の「専門演習 I」のうち、企業マーケティングに関するゼミナールでは「オリジナルワインプロジェクト」を企画し、学生がワインの商品化を実際に手掛け、実践によりマーケティングを体得している。経済法学科の「基礎力養成塾 II」では、学生が原告側代理人と被告側代理人に分かれて模擬調停を体験している。福祉計画学科「相談援助実習」や福祉臨床学科「精神保健福祉援助実習」では福祉専門職の養成を目的とし医療現場等での実習を実施している。福祉心理学科「心理学実験（福心）」では心理学の基礎的な実験や調査（知覚・認知・社会等の領域）に、実験者および研究対象者（実験参加者、調査協力者等）として参加体験している。以上のように全ての学科専門教育科目においてアクティブ・ラーニング

第4章 教育課程・学習成果

を導入している。(資料 4-20、資料 4-21、資料 4-22、資料 4-23、資料 4-24、資料 4-25、資料 4-15、資料 4-26)。

履修指導については、毎年度当初に開催するオリエンテーションにおいて履修方法の説明を行なっているほか、成績評価において GPA が一定の基準以下の場合、成績不振学生として修学指導の対象としている(資料 1-26, p33)。

学士課程における 2020 年度の 1 授業あたりの学生数は下表のとおりである。発話を伴う語学科目を主とする英文学科及び外国語分野の平均履修者数は 30 人未満となっており、その他の履修者が多い授業科目についても適宜クラス分割を行い、授業形態に配慮した履修者数となっている。

分野名		開設科目数	開設単位数	開講クラス数	総履修者数	1 クラスあたりの履修者数
文学部	英文学科	129	270	141	3,189	22.6
	心理・応用コミュニケーション学科	90	244	63	2,475	39.3
経済学部	経済学科	102	256	156	6,683	42.8
	経営情報学科	99	224	58	3,290	56.7
	経済法学科	86	218	85	3,961	46.6
社会福祉学部	福祉計画学科	98	234	65	5,052	77.7
	福祉臨床学科	117	263	19	1,190	62.6
	福祉心理学科	77	168	67	2,746	41.0
大学共通科目	大学共通科目(外国語を除く)	82	164	279	16,579	59.4
	外国語	50	100	204	4,687	23.0
教職に関する科目	教職の基礎的理解に関する科目	30	61	17	829	48.8

大学院修士課程及び博士〔後期〕課程においては、専攻ごとに授業科目の履修方法と研究指導の年間スケジュールを大学院要覧に明記している(資料 1-27)。

自己点検評価・内部質保証委員会は、各学部、学科及び研究科による上記の取組みについて、毎年度作成される自己点検評価報告書によって適切に把握し、必要な評価、助言及び勧告を付すことで、その適切性を担保している(資料 2-13【ウェブ】)。

2019 年度来の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、本学では以下のとおり、試行錯誤の対策を実施し、学生の学びを継続させ、教育の質保証に努めている。

2020 年度は教務日程の再編成を行い、前期授業の開始日を実質的に 5 月 11 日とし、授業方式は全て遠隔授業とすることを学生及び教職員に周知した(資料 4-27【ウェブ】)。

遠隔授業の基盤システムは本学の LMS である「Moodle」を採用し、全ての授業科目に係る授業の実施方法を周知するとともに、オンデマンド型授業の資料や同時双方向型授業のミーティング ID、パスワードを掲載したほか、学生向け「全学生用 e 掲示板」や教員向け「講義サポート用 e 掲示板」を開設し、情報発信に努めている(資料 4-28)。

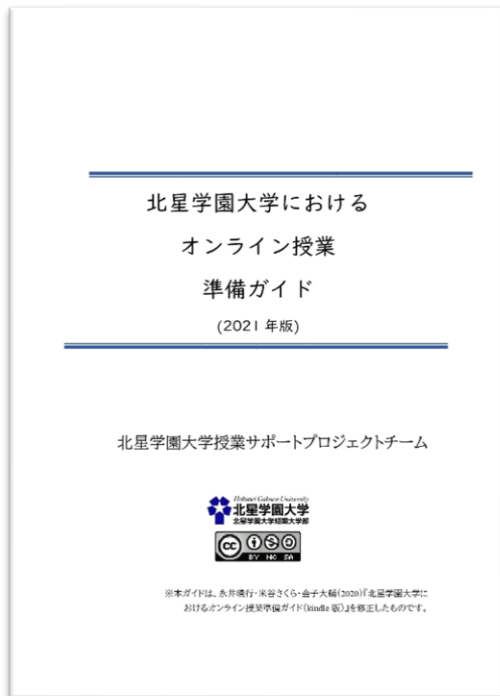
遠隔授業を円滑に展開するため、前期授業開始までの期間を準備期間とし、学生には遠隔授業を自宅でも受講できるよう、パソコンやインターネット環境の整備やウェブ会議システム「Zoom」のアカウントの作成などを求めた。非常勤講師には学生及び専任教職員に付与していた学内メールソフト「Office365」ライセンスを付与し、また同時双方向型授業への対応として、全ての専任教育職員及び非常勤講師に「Zoom」ライセンスを付与した。また、遠隔授業に係る FD・SD 研修会を企画し、「Zoom」説明会を 2 回、本学の LMS である「Moodle」説明会を 4 回、著作権に関する説明会を 1 回開催し、非常勤講師を含む全教職員の授業準備を支援した。その後も継続的に研修会を企画し、授業内容の自動テキスト化

に関するSD研修会や「Moodle」の活用方法、遠隔授業における成績評価に関するFD研修会、前期末に実施した学生一斉調査の結果を踏まえた後期授業の実践に係るFD研修会等を開催し、授業内容の改善・向上を図っている（資料2-20）。

そのほか、学生及び教職員からの遠隔授業に関する相談窓口を一元化するため、教職員により構成される「遠隔授業サポートチーム」を設置し、遠隔授業の実施・受講に係る相談対応及び各種ガイドブックの作成・発信を行うことで遠隔授業の導入直後に生じた混乱やトラブルを最小限にとどめる体制を整備した。2021年度からは「授業サポートプロジェクトチーム」へと改称し、副学長のもとに位置付け、対面授業の録画及び編集等による情報保障を主とした支援活動を行っている（資料4-29【ウェブ】、図1、図2）。

以上のように、本学は学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じている。

（図1）本学における遠隔授業サポートの一例（教員向け）



（図2）本学における遠隔授業サポートの一例（学生向け）

■【オンライン授業のためのガイド】

これらのガイドは、学生がオンライン授業（遠隔授業）を受講する際の不安を少しでも解消できるように、という目的で作成されました（2021.5.24修正版公開）。

◆オンライン授業を受講するために



▲オンライン授業の概要と受講のコツ



▲オンライン授業の準備



▲机のレイアウト例

◆オンライン授業で利用するソフト



4.1.5 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・既修得単位等の適切な認定
- ・成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置
- ・卒業・修了要件の明示
- ・成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

- ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表
- ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・適切な学位授与・学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

本学は2013年度にGPA制度を導入し、「GPA制度に関する規程」を制定した（資料4-30）。成績評価に対応するGPは「A+、A、B+、B、C、D、F（未受験等または無資格を含む）」の7段階とし、D以上で合格となる。成績証明書には、合格した科目及び累積GPAのみ記載される。また、GP（Grade Point）は、「A+は4.0、Aは3.5、B+は3.0、Bは2.5、Cは2.0、Dは1.0、F（未受験等または無資格を含む）は0.0」としている。単位数算定の基準については、前述のとおり、大学設置基準に基づき学則第22条において適切に規定している（資料1-1【ウェブ】）。

既修得単位の認定については、学則第24条では在学生の他大学修得単位の認定等について、第25条では入学生の入学前単位の認定・授与について、第26条では編入学生の入学前単位の認定について規定している（資料1-1【ウェブ】）。

成績評価の客観性、厳格性を担保するための取組みの例として、シラバス作成の際に教員に配布する「講義要項（シラバス）作成の手引き」に、到達目標や成績評価方法及び課題に対するフィードバック等の記載に関する留意点を明記している。たとえば、到達目標は、目標に到達した結果、どのような知識・能力などを修得できるのかを、内容を知識・能力などに分けて可能な限り具体的に記述することとし、第三者が測定することが困難な「深める・理解」といった記述を用いないこととしている。また成績評価方法は、試験もしくはレポート実施の有無の明示や各評価方法の割合には必ず数値を用いることとするほか、学生が提出したレポート等の課題に対してフィードバックする場合には、その旨を明記するよう求めている。なお、これらの手引きに基づき作成されたシラバスは、全学的な協力体制のもとで事務職員が点検を行っており、修正が必要と思われる記載については担当部署である教育支援課から授業科目担当者に確認の上、必要な修正がなされている（資

料 4-4)。

本学における卒業・修了要件は学則及び大学院学則において定められ、卒業・修了判定においても厳格に適用されている。卒業にあたっては、学生一人ひとりの単位取得一覧表が各教授会に提出され、それに基づいて厳密に判定が行われる。大学院についても同様で、大学院の学生一人ひとりの単位修得一覧表と、学位規程第 10 条による修士論文審査委員会、第 10 条の 4 による博士論文審査委員会の審査報告に基づいて、各研究科で判定が行われ、最終的に学長が決定している（資料 4-31）。

成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定は教学会議にて検討がなされているが、新型コロナウイルス感染症の影響によって議論の中断が余儀なくされており、自己点検評価・内部質保証委員会は教学会議において適切な検討がなされるよう、2020 年度自己点検評価報告書において助言を行っている（資料 3-10）。

学士課程の学位論文については、文学部に「卒業研究」、経済学部及び社会福祉学部に「卒業論文」を 4 年次に配置している。その履修要件や作成方法は履修ガイドを通して周知しており、授業計画や成績評価方法は各授業科目のシラバスに明示している。なお、社会福祉学部では、卒業論文作成要領とともに卒業論文に係る研究倫理指針を定めている（資料 1-26, pp. 195-211）。

修士課程の修士論文の審査については、学位規程第 8 条において、修士論文の審査又は特定課題研究の成果の審査及び最終試験の基準を別に定めることを明示したうえで大学院要覧に明記し、大学公式ウェブサイトを通して公表している（資料 4-31、資料 1-27, pp. 25-26、資料 4-32【ウェブ】）。

博士〔後期〕課程の学位論文審査については、学位規程第 10 条の 4 において博士論文の審査及び最終試験は、本大学院研究科の審査委員会が行うことを明示し、博士論文の審査及び最終試験の方法並びに審査委員会に関する事項については、「大学院（博士課程）学位論文審査実施要領」にその詳細を別に定め、大学院要覧及び履修ガイドに明記し、大学公式ウェブサイトを通して公表している（資料 4-31、資料 4-33、資料 1-27, p58、資料 4-32【ウェブ】）。

学位授与について、学士課程では、学則第 22 条において、卒業認定所要単位を定めるとともに、学位規程第 4 条において、「学士の学位は、本学を卒業した者に授与する」ことを明示している（資料 1-1【ウェブ】、資料 4-31）。

大学院では大学院学則第 19 条に課程修了認定所要単位を定め、修士課程では学位規程第 6 条において、「本学大学院の修士課程に 2 年以上在学し、所定の単位を修得した上、修士論文の審査又は特定課題研究の成果の審査及び最終試験に合格した者に授与する。ただし、在学期間に関しては、特に優れた業績をあげた者は、本大学院修士課程に 1 年以上在学すれば足りるものとする」と定め（資料 4-31）、博士〔後期〕課程では、学位規程第 10 条の 2 において、「博士の学位は、本大学院博士〔後期〕課程に 3 年以上在学し、所定の単位を修得した上、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に授与する」ことを定め、例外として「Ⅱ 本大学院の博士〔後期〕課程を経ない者で、博士の学位を得ようとする者は、博士の学位論文を提出して審査を請求できる。Ⅲ 前項の博士論文を提出して審査を請求した者には、本大学院学則第 29 条の定めるところにより学位を授与する。」「Ⅲ 本大学院の博士課程を修了しないものであっても、博士論文を提出し、その審査及び試験に合

格して本大学院博士課程修了者と同等以上の学力があると認められた場合には、博士の学位を授与することができる」と規定している（資料 1-2【ウェブ】、資料 4-31）。

自己点検評価・内部質保証委員会は、年度ごとに各研究科が作成する自己点検評価報告書により学位授与方針の自己評価を把握し、必要に応じて評価、助言及び勧告を行うことによって、その適切性を担保している（資料 2-13【ウェブ】）。

以上のように、本学は成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っている。

4.1.6 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点 1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定
評価の視点 2：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発
評価の視点 3：学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

学習成果を測定するための全学的な指標として、2020 年度に学位授与方針に掲げる学習成果と各学位課程の専門科目との紐づけを行い、シラバスに明記している（資料 4-9）。

専門的な職業との関連性が強い学科及び部門については、その実績などを指標の一つとしている。

教職部門では、2020 年度に実施された北海道・札幌市公立学校教員採用試験の採用候補者名簿登録者数は、24 人であった。2019 年度に実際には採用されなかった登録者が多数発生したことによる採用抑制の影響を受けながらも中高英語 9 人、特別支援学校教員 6 名、小学校 2 人が新たに登録される結果となっている（資料 4-34）。

英文学科では、学生の TOEFL の結果をデータベース化し、スコアの伸び率で学習成果を測定している。2019 年度には学科 FD「文学部英文学科学生に求める質に関する検討」を開催し、質保証の検討とあわせて学習到達度測定のあり方について検討を行った。その結果を踏まえ、TOEFL 受験（4 年間 4 回）の徹底、そのスコアの教員間での可視化、TOEIC の受験機会の提供等を実施し、外部試験による到達度計測の充実を図っている（資料 4-35）。

文学部では、2019 年度から「教育課程の質保証に向けた文学部としての取組の推進」プロジェクトを開始した。本プロジェクトでは英文学科及び心理・応用コミュニケーション学科における教育の成果の可視化としてループブックを試作し、2021 年 2 月 17 日に全学に公開する形で文学部 FD をオンライン開催し、前年度までの活動成果の報告を行った。文学部 FD では、英文、心理・応用コミュニケーション両学科におけるディプロマ・ポリシーを項目・レベル別に言語化してループブックに配置し、それに沿って学生の学習過程および成果を振り返り評価する試みについて報告がなされた（資料 2-21、資料 4-36）。

教学会議においては、文部科学省の大学間連携共同教育推進事業として 2012 年度から

第4章 教育課程・学習成果

5年間の期間で採択された本学を含む8大学による「学士力養成のための共通基盤システムを活用した主体的学びの促進」プロジェクトを実施し、大学間連携共同教育推進事業評価委員会から「本事業の目的を達成できた」と評価されている（資料 4-37）。同プロジェクトは、学士力（基礎）向上プログラムであり、年度当初に1年次生に対し入学時基礎力調査（プレイスメントテスト）を実施し、振り返りと学びのプランニング及び学習教材への取り組みを経て、年度末に到達度テストを実施するサイクルとなっており、補助期間終了後も取り組みを継続している。

2019年度には、教学会議の下に「教育の質保証・推進部会」が設置され、学習成果の可視化を含む検討結果の提案がなされたが、2019年度来の新型コロナウイルス感染症に関する対応により、検討の中断を余儀なくされている（資料 3-10）。

そのほか、学習サポートセンターでは、2021年3月卒業予定の北星ピア・サポーター21名を対象に、学士力や社会人基礎力の測定・把握を目的としたリテラシー&コンピテンシーテスト「PROG」（リアセック社）を実施し、返却されたテスト結果を学生にフィードバックしている（資料 4-38）。

自己点検評価・内部質保証委員会は、自己点検評価報告書によって各学部、学科、専攻、委員会等による学習成果の把握及び評価の取り組みを把握しており、必要な評価、助言及び勧告を行っている（資料 2-13【ウェブ】）。

以上のように、学部、学科単位で学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握しているものの、全学的な学習成果の測定のための指標の設定については今後の課題となっている。

4.1.7 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
・学習成果の測定結果の適切な活用
評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教育課程及びその内容、方法の適切な根拠に基づく点検・評価の取り組みとして、本学ではFD委員会が主体となり、隔年で学生による授業評価アンケートを実施している。学生による授業評価アンケートは1992年から開始しており、長い間その結果を科目担当者にフィードバックすることで、授業改善に取り組んできた。2014年度からはその新たな一方策として、授業評価アンケートにおいて総合評価結果が上位の教員を顕彰する「モデルティーチング顕彰制度」を発足させた（資料 4-39）。これは単に評価の高い者を顕彰するだけでなく、顕彰となった教員の授業及び授業資料を公開することにより、教員全体の教育内容・方法の改善に結びつけるものである。2019年度には5名の教員に対して顕彰を行った（資料 4-40）。

各学部、学科及び研究科は、年度ごとに自己点検評価報告書を作成し、当年度の課題へ

の取組状況を点検・評価するとともに、次年度への課題を策定している。また、自己点検評価・内部質保証委員会は提出された報告書に基づき、必要な評価、助言及び勧告を行っている（資料 2-13【ウェブ】）。

一方で、学習成果の測定結果を活用した教育課程及びその内容や方法の点検・評価については、教学会議において学習成果の可視化を目指し、評価指標の設定や評価ツールの開発に向けた取組みを行っている段階であり、全学的な観点から十分に行われているとはいいがたく、学習成果の可視化とともに速やかに検討すべき重要課題であると考えている（資料 3-10）。

点検・評価結果に基づく改善・向上の取組みとして、本学は毎年度の自己点検評価活動のほか、本学独自の外部評価を定期的実施しており、第2章で述べたとおり、2016年度に厚別区及び地区開発公社から意見書を、2019年度には地元経済界、北海道教育庁、近隣他大学、札幌市教育委員会から外部評価を受けている（資料 2-17、資料 2-18）。経済学研究科では、2016年度の意見書における「科目段階での地域性（北海道経済への影響と課題）の工夫があればよい」、「地域経済の実態を学ぶインターンシップなどキャリアデザインに役立つ実践的なカリキュラムがあっても面白いのではないか」との提言を踏まえ、前者に関しては環境経済学を専門とする専任教員、後者に関しては経営戦略論を専門とする専任教員を新たにメンバーに加え、北海道にとっての重要な環境問題や実践的な教育・研究の強化につながるよう改善を図っている。また、心理・応用コミュニケーション学科では、2019年度の外部評価により指摘を受けた「高等学校新学習指導要領を踏まえたアドミッション・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの見直し」を踏まえつつ、新必修科目である『公共』に代表される新たな内容を学科で共有する等、評価結果に基づく改善活動を行っている。

そのほか、新型コロナウイルス感染症への対応については、4.1.4 で述べたとおり、大学での学びを止めない、誰一人取りこぼさないことを念頭に、感染拡大防止と学修機会の確保に精力的に取り組んでいる。遠隔授業については東京大学が導入を表明した2020年3月上旬の早期から積極的に情報収集を行い、対面授業を基本としながらも感染拡大時の遠隔授業全面実施に備え、非常勤講師を含む全ての教員を対象として Zoom 講習会、Moodle 講習会を開催し、遠隔授業マニュアル（教員用・学生用）の整備を行った。また同時に、政府の緊急事態宣言や北海道知事からの要請に対応した大学独自の「危機管理ステージ」を制定し、感染拡大時には遠隔授業の実施を基本とし、感染者の減少時には対面授業の実施を原則にして、座席配置は文科省の安全衛生管理マニュアルのレベル3（教室収容人数の1/2）以内にするなど、フレキシブルに対応している（資料 4-41【ウェブ】）。2021年度の授業実施では、ハイフレックス型の授業のアドバイジングを行うこと等を目的とした、教職員のボランティアによる「授業サポートプロジェクトチーム」を副学長のもと編成して授業支援を行っている（資料 4-42【ウェブ】）。これらの取組みから授業内での感染連鎖は1件も発生しておらず、新型コロナウイルス感染症禍においても学生の学びや活動を活性化し、効果的に教育を行うための取組みができています。

以上のように、本学は年度ごとの自己点検評価活動のほか、授業評価アンケートや外部評価を定期的実施し、教育課程及びその内容、方法の適切性について点検・評価を行い、改善・向上に向けて取り組んでおり、学習成果の測定結果の適切な活用については今後の

重要課題となっている。

4.2. 長所・特色

大学共通科目の「キャリア教育科目」に配置する必修科目「学びとキャリア形成」及び選択科目「職業と人生」は、個々の学生が初年次から大学における学び方を模索し、ライフデザイン（キャリアデザイン）の構築へと進めることができ、本学の学士課程における教育効果の向上につながっている。

4.3. 問題点

4.1.6 で述べたように、学習成果を測定するための適切な指標の設定は、2019 年度に「教育の質保証・推進部会」が教学会議に対して学習成果の可視化に関する提案を行ったものの、新型コロナウイルス感染症に関する対応により検討の中断を余儀なくされており、実現できていない。学習成果の把握は3つのポリシーの根幹である学位授与方針の達成と密接に関連することから、その他の重要課題と並行して速やかに検討していかなければならない。

4.4. 全体のまとめ

本学は授与する学位ごとに学位授与方針を適切に定めるとともに、学位授与方針を踏まえた教育課程の編成・実施方針を定め、大学公式ウェブサイト等によって公表している。また、教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成している。授業科目の詳細はシラバスに明示し、講義、実習、アクティブ・ラーニング等の授業方法をバランスよく取り入れることによって学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じている。成績評価、単位認定及び学位授与に関する事項は学則及び大学諸規程に適切に定めている。一方で、学習成果の測定のための指標の設定や学習成果の測定結果の適切な活用については、各学部、学科及び専攻等での工夫に留まり、教学会議における全学的な検討は学科再編や新型コロナウイルス感染症への対応をはじめとした緊急の教務に係る協議を最優先とせざるを得ないため、停滞している。今後は教学会議に付随する別の組織を設置することも視野に入れつつ、学習成果の可視化等の方策についての対応を進めていく。

第5章 学生の受け入れ

5.1. 現状説明

5.1.1 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点 1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点 2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

本学は、学生の受け入れ方針を大学、学部、学科及び専攻ごとに適切に設定している。策定した入学者受け入れの方針は、『入試 GUIDE BOOK』や『入学試験要項』（以下「入試要項」という）等の媒体を通して周知するとともに、大学公式ウェブサイト及び本学独自の受験生のための入試情報サイト「受験生 Web」に掲載することで広く社会に公表している（資料 4-1、資料 1-8、資料 1-11、資料 1-14、資料 1-17、資料 1-20、資料 1-23【全てウェブ】、資料 1-28, p. 12, p. 22, p. 36, p. 113、資料 5-1, pp. 2-5、資料 5-2【ウェブ】、資料 5-3【ウェブ】、資料 5-4【ウェブ】）。具体的な入学者選抜方法と基本方針についても入試要項及び「受験生 Web」に明示し、入学希望者が理解しやすいように配慮している（資料 5-1, p. 6、資料 5-4【ウェブ】）。なお、2018 年度及び 2019 年度からのカリキュラム改編の検討にともなう 3 つのポリシーの見直しにあたっては、学生の受け入れの方針と学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針との関連性に留意することを教学会議で確認し、3 つの方針の一貫性を担保している（資料 2-9）。

学士課程における大学全体の学生の受け入れ方針では、本学を支えるキリスト教精神を「自己を何によって育てるか、自己の一番深いところまで問い続け、考えること」と定義し、求める学生像は「豊かな人間性」を備え、「地域社会の諸情勢やその問題に深い関心」を持ち、「その発展と問題解決に関わりながら人々とともに生きる姿勢や心を持つような人」であることを明示している。

各学部の学生の受け入れ方針は、上記の全学的な方針を踏まえて定められている。文学部では、目的意識を持って自主的に学ぶ姿勢を備えた人を求め、在学中に育む能力である、「1. 作品、資料、現場などの情報源から問題の本質を見極める洞察力、2. 自分自身の考えを組み立てる論理構成能力、3. 自分の考えを他者にわかりやすく伝える情報発信能力」の基礎となる能力を明示している。

各学科の入学者受け入れの方針は、各学部の学生の受け入れ方針及び各学科の教育課程の編成・実施方針と連関するように策定されている。英文学科では、学位授与方針に基づき策定した教育課程の編成・実施方針を踏まえ、求める学生像として、英文を正しく理解するための文法力や語彙力、リスニング力、英語での表現力を身につけていることを挙げ

第5章 学生の受け入れ

るとともに、多面的な思考能力、論理的思考及び問題意識を持って主体的に学修を進めることができる資質を持っていることを挙げている。また入学者の選抜方法として、様々な背景・能力を持つ学生に門戸を広げるため、一般選抜のほか、大学入学共通テスト利用選抜、総合型選抜、特別選抜（社会人・帰国生徒・外国人留学生）、編入学者選抜等、多様な選抜方法を設定することを明示している。

経済学研究科経済学専攻（修士課程）では、求める学生像を「1. 経済や企業経営を研究・分析し評価できる能力を身につけたいと考えている学部卒業生、2. ビジネスに関わる国家資格取得を目指している学部卒業生・社会人、3. 経済理論や経営理論を利用して自らの組織をさらに拡充させたいと考えている地域経済の担い手や企業経営の一角を担っている社会人、4. 最新の経済理論を身につけることで教育内容を充実させたいと考えている中学・高校教員、5. 日本経済の発展と課題を研究することで、自国経済に活かしたいと考えている外国人留学生」と明示し、そのために必要な能力として、経済学や経営学に関する基礎的知識（学部卒業程度）を挙げている。また、入学希望者に求める水準等の判定方法として、高等教育機関において修得した知識、現場での実践等を多面的、総合的に評価することを記載したうえで、具体的な入学者選抜方法と基本方針を明示している。

社会福祉学研究科社会福祉学専攻（博士〔後期〕課程）では、求める学生像を「国内外の最先端の研究動向・研究課題について、文献研究能力、プレゼンテーション能力、論文作成能力の向上を目標とする人材」と明示し、そのために必要な能力として、社会福祉学に関する専門的知識（修士課程修了程度）を挙げている。また、入学希望者に求める水準等の判定方法として、海外文献読解能力を測る英語筆記試験とともに、専門知識についての口述試験を行うこととしている。

以上のように、本学は、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえ、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像を明示した学生の受け入れ方針を、学位授与単位で適切に設定するとともに、入学者選抜方法と基本方針を策定し、大学公式ウェブサイトや受験生 WEB 等を通して広く社会に公表している。また、学士課程においては、大学全体、学部ごとの学生の受け入れの方針を策定し、学科ごとに定めた学生の受け入れ方針と互いに連関させることで、大学としての一貫性を担保している。

5.1.2 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点2：授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点3：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

評価の視点4：公正な入学者選抜の実施

評価の視点5：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

第5章 学生の受け入れ

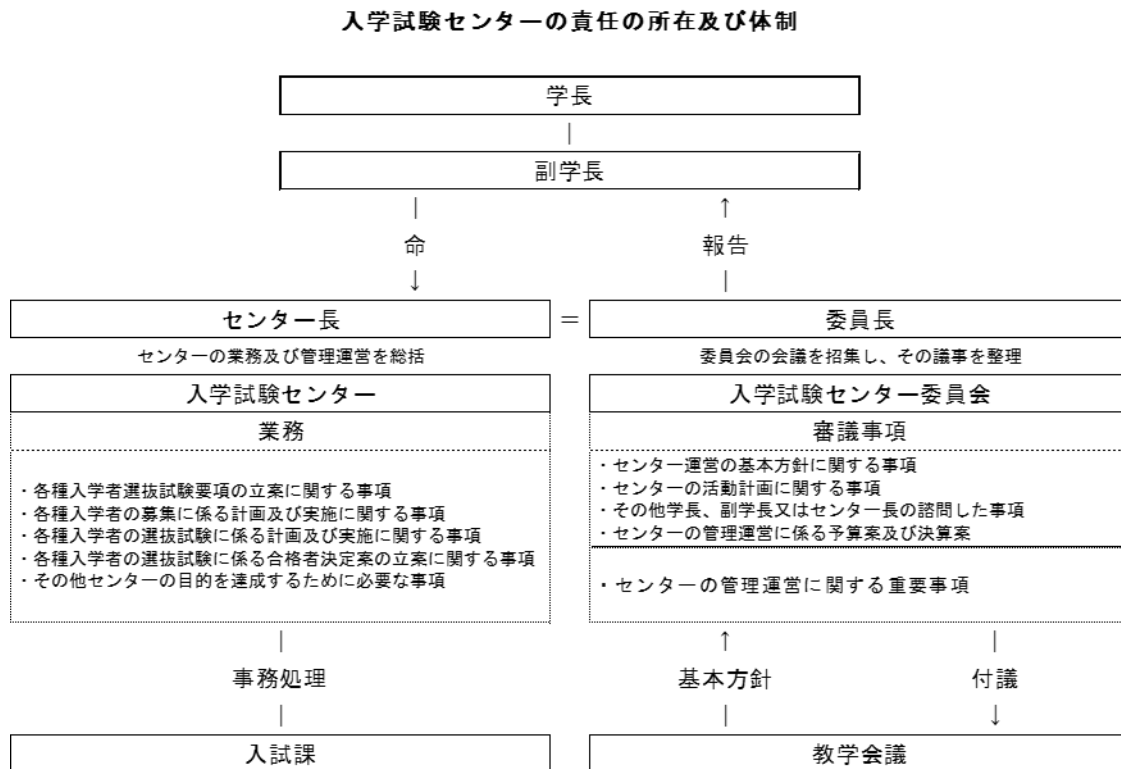
本学は、学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度を明記した入試要項を作成するとともに、受験生 Web を通して周知を図っている（資料 5-1、資料 5-3【ウェブ】）。2020 年度から実施している総合型選抜では、大学や各学科の学生の受け入れ方針及び学位授与方針を十分に理解してもらうために、2 段階の選抜を行い、1 段階目の選考では、受験生には学生の受け入れ方針や学位授与方針を踏まえ、「学修計画書」を提出することを求めている。さらに、英文学科においては、出願資格として実用英語技能検定、GTEC、ケンブリッジ英語検定、IELTS、TEAP、TOEFL、TOEIC 等の外部試験において、CEFR レベル B1 以上の英語力を要求し、学生の受け入れ方針に定める、英文を正しく理解する能力を持った学生を選抜している（資料 5-1, pp. 25-34）。

入学生の学費・諸納付金、奨学金制度及び修学支援制度については、入試要項、入試 GUIDE BOOK、受験生 Web 等において最新の情報を掲載しているほか、オープンキャンパスや進学相談会において経済的支援を必要とする入学希望者やその保護者に直接説明する機会を設けている（資料 5-1, pp. 34-35、資料 1-28, pp. 110-112、資料 5-5【ウェブ】、資料 5-6【ウェブ】、資料 5-7【ウェブ】）。

学生募集及び入学者選抜の実施体制については、教学会議のもとに設置される入学試験センター（以下「入試センター」という）が「入学試験センター規程」に基づき、具体的な企画及びその実施の統括を実施している（資料 5-8）。入試センターには入学試験センター長（以下「入試センター長」という）を置き、入試センター長は、副学長の命を受け、入試センターの業務及び管理運営を総括している。また、入試センターには入学試験センター委員会（以下、「入試委員会」という）を置き、委員長は入試センター長をもって充て、委員会の審議の経過及び結果を副学長に報告している（5-9、図 1）。入試委員会の構成は、入試センター長のほか、各学科、言語教育部門及び共通科目部門に所属する教育職員から各 1 人並びに入試課長（以下「入試委員」という）からなり、入試センターの事務処理は入試課が行っている。

公正な入学者選抜を実施するために、入学者選抜は「入学試験実施規程」に基づき入試要項に従い実施し、可否の判定は入学者の選抜試験の結果及び調査書の内容に基づいて総合的に判断されている（資料 5-10）。入試要項の決定手続きは第 5 条に定めるとおり、入試委員会の審議を経たうえ、副学長を通して教学会議に付議され、学長が決定するものとしている。選抜方法は、一般選抜のほか、大学入学共通テスト利用選抜、学校推薦型選抜、総合型選抜、社会人選抜、帰国生徒選抜、外国人留学生選抜、編入学者選抜を導入しており、これらの多様な入学者選抜方法によって、多元的な評価尺度を用いて志願者の能力・資質を適切に評価及び判定を行っている。入試問題は、本学の入試要項に基づいて作成し、出題者は、他の同一教科の出題者と協議し、本学の入学者の選抜にとって最も適正な入学試験問題となるよう努力することを義務付けている。また、入試センター長及び入試委員は、出題者の作成に係わる入学試験問題の適否について点検及び検討をつくし、必要によ

(図1) 入学試験センターの責任の所在及び体制



っては、出題者と協議を重ね最も適正な入学試験問題となるよう努力することを義務付けている。合格者の判定の手続きは、採点者による正確かつ誠実な採点結果に基づき、入試委員会が受験者得点順一覧表を作成し、入試センター長が合格者決定案を決定した上で、各学部長及び各学科長に提出している。その案を基に教授会は合格者名簿を作成し、学長が合格者を決定することとなっている。

身体機能の障がいや疾病等により、受験に際しての特別な措置を必要とする志願者には、原則として出願開始の2か月前までに入試課に相談するよう求めており、入試課と学科でその取扱いについて協議を行い、入試センター長が合理的な配慮の方法を決定することで、入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施体制を整備している（資料 5-1, p1）。また、アクセシビリティ支援室においても、障がい者又は特別な支援を必要とする志願者から受験の希望があった場合には、入学後の合理的な配慮に基づく支援体制を説明しつつ、受験に際しては専門的な見解から適切な助言を行っている。入学試験で実施可能な配慮例として、拡大文字問題や拡大解答用紙の準備、解答方式変更（チェック式等への変更）、試験時間の延長、照明器具の準備、特製机の使用、拡大鏡等の持参使用、補聴器の持参使用、車椅子等の持参使用、松葉杖の持参使用、文書による伝達、窓側の明るい席の指定、トイレに近接する試験室に指定、別室の設定、介助者の付与、試験場への車での入構等が挙げられる（資料 5-11【ウェブ】）。

2018 年には国の高大接続改革に対応し、副学長のもと入試センター長、大学事務部長、入試課長、高校勤務経験のある大学教員をメンバーとした「入試改革プロジェクト」を組織し、高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜を通じて学力の3要素を確実に育成・評

第5章 学生の受け入れ

価するという改革の主旨を踏まえ、「入試から選抜」に関する具体的な提言を行った。英語4技能については実施が見送られたものの、その他の本学での入試改革提言（主体性の評価、総合型選抜入試の導入、入学前教育、編入学者増の取組み）等については、おおむね2021年度入学者選抜から実施されている（資料5-12）。入学前教育については、前章で述べたとおり、学科独自の入学前教育を実施するとともに全学的な観点による入学前教育を導入しており、受講者へのアンケートの結果もおおむね好評である（資料4-8）。

2020年度における学生募集及び入学者選抜は、新型コロナウイルス感染症の影響により例年とは異なる対応を迫られることとなった。学生募集では、2021年度の総合型選抜に向けて、初めて企画した2019年度3月のオープンキャンパスが中止となり、その後も2020年度8月まで対面で行う相談会やオープンキャンパスが相継ぎ中止となったため、代替手段として、オンラインによる説明会や相談会への参加やWeb動画を作成し学内のホームページでの公開を行った（資料5-13【ウェブ】）。このWeb動画では、学長メッセージや新入学者選抜制度、学科紹介、模擬講義などを配信し、対面での募集活動ができないなか、大きな役割を果たしてきた。9月には、感染症の流行が一時収束したことから、オープンキャンパスを2日間に分け、それぞれ3年生と1・2年生を対象として開催した（資料5-14【ウェブ】）。入学者選抜における影響として、学校推薦型選抜では実施直前に札幌への不要不急の往来の自粛要請がなされたことにともない、対面実施をやむなく中止し、試験は書類選考に変更して対応を行った。一般選抜では、感染者や濃厚接触者などが出た場合に、追試験か別日程で選抜を行うよう文部科学省から通知があり、検討の結果、本学では別日に追試験を設定し、実際に申請者もいたため予定通り追試験を実施した。2020年度は新型コロナウイルス感染症予防対策及び罹患者や濃厚接触者への対応など例年にはない指示が多岐に亘ったが、入学者選抜の準備に多くの時間を費やしながらも問題なく実施することができた（資料5-15）。

以上のように、学生募集及び入学者選抜は、入学試験実施規程に定めた運営体制及び手続きに従い実施されており、適切に運用している。

5.1.3 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

- ・入学定員に対する入学者数比率（【学士】）
- ・編入学定員に対する編入学生数比率（【学士】）
- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

入学定員及び収容定員の設定と在籍学生数の管理については大学基礎データ（表2、表3）に記載するとおり、適切に行っている。

学士課程における入学定員に対する入学者数比率（以下、「入学定員充足率」という）は、各学科とも1.0倍から1.1倍までに維持するよう努めているが、各学部及び学科が小規模

第5章 学生の受け入れ

であるために、合格発表後の歩留まりを予測することは難しい。2017年度から2021年度までの5年間平均では、学部総計では1.13倍と概ね適正な比率であるが、学科別に見ると経営情報学科が1.18倍で最も高い比率となっている。単年度の比率では、2021年度に福祉計画学科が0.94倍で最も低く、2017年度に経営情報学科が1.35倍で最も高い比率であった。新型コロナウイルス感染症の影響によって、例年よりも受験生の志望校選択が予測しにくいなかで適正な入学定員充足率を毎年度維持することは容易ではないが、教育の質保証に影響を与えることがないように適切に管理していく。なお、2022年度入試からは、入学定員充足率の数値目標を1.0倍から1.05倍に設定することとし、より厳格な定員管理となるよう改善を図っている。

学士課程における編入学定員に対する編入学生数比率（以下、「編入学定員充足率」という）は、2017年度から2021年度までの5年平均では、英文学科は1.11倍、心理・応用コミュニケーション学科は0.64倍、経済学科は0.57倍、経営情報学科は0.80倍、経済法学科は0.14倍、福祉計画学科は0.32倍、福祉臨床学科は0.24倍、福祉心理学科は0.17倍であった。3年次の編入学定員は6名から14名と小規模であり、入学者1名が倍率に与える影響は大きいものの、英文学科を除いて編入学定員充足率が1.0倍を下回っている。編入学定員充足のための改善策は、2018年度に設置した入試改革プロジェクトの答申に基づき取組みを実施している（資料5-12）。具体的な取組みとして、本学に併設する短期大学部からの推薦編入については、推薦基準として科していた成績順位の条件を一部緩和し、代わりに短大在籍時の累計平均GPAを推薦編入基準に活用することで、推薦編入で成績を問わない他大学等への流出を防ぐよう改善を図っている。また、2020年度から併設する短期大学部の学生を対象とした編入学説明会をオンライン開催し、約50人の参加者に対して編入学制度の説明や大学の各学科所属教員が学科の特色をPRする機会を設けているほか、オープンキャンパスでの編入学希望者向けの説明ブースを設けて相談対応を行っている。一方で、他の短期大学からの編入学生を増やすための取組みとしての学生募集強化は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり実施には至っていない。

学士課程における2021年度の収容定員に対する在籍学生数比率（以下、「収容定員充足率」という）は、英文学科は1.21倍、心理・応用コミュニケーション学科は1.13倍、経済学科は1.10倍、経営情報学科は1.15倍、経済法学科は1.07倍、福祉計画学科は1.10倍、福祉臨床学科は1.03倍、福祉心理学科は1.13倍であり、いずれも概ね適正な比率を維持している。

修士課程及び博士〔後期〕課程における2021年度の収容定員充足率は、言語文化コミュニケーション専攻では0.38倍、経済学専攻では0.50、社会福祉学専攻（修士課程）では0.31倍、臨床心理学専攻では0.75、社会福祉学専攻（博士〔後期〕課程）では0.56であった。各専攻の収容定員は8名から20名と小規模であり、在籍学生1名が比率に与える影響は大きく、また修業年限が2年又は3年であるため、年度ごとの収容定員充足率は変動しやすいものの、文学研究科では2017年度から2021年度までのいずれの年度においても0.50未満となっている。

大学院の収容定員充足率については、2015年度に受審した認証評価において、特に文学研究科及び経済学研究科の収容定員充足率が低い旨の指摘を受けたことから、各研究科委員会に対して、自己点検評価委員会から入学者確保の方策の検討を依頼し、それを受けて

両研究科において、カリキュラム・科目担当者等を検討する際や自己点検評価報告書内容の検討等に併せて、入学者確保の方策の検討を断続的に続けてきた。しかしながら、入学者の確保には至らなかったため、2018 年度に学長から入学試験を所掌する副学長宛てに「編入学定員及び研究科入学定員確保の方策検討について（お願い）」としてさらに強く検討依頼を行ったが、なお入学者の確保には至らなかったため、入学定員の変更も含め検討することとした（資料 2-22）。

各研究科では、定員充足率が低い状況が続いていることを踏まえ、継続的に改善活動に取り組んでいる。文学研究科では定員充足率の改善のための研究科 FD を開催し、現行の入学定員を見直すことによる改善の可能性や、大学院在籍中に派遣あるいは私費留学をしやすい環境を整備し、新型コロナウイルス感染症の影響により 2 年間留学ができなかった学部学生の留学機会を確保することで収容定員充足率を向上させる可能性についての検討を行っている（資料 5-16）。経済学研究科では、本学の海外姉妹校である大連外国語大学からの留学生を募る推薦入試において初めてオンライン会議システムを活用した面接試験を実施して合格者 3 名が入学手続きを行った。また、2021 度以降の募集につなげるため、大連外国語大学への説明会をウェブで実施し、現在研究科に在籍している大連外国語大学卒業生を交えたプログラムを設定するなどの工夫を図っている（資料 5-17）。社会福祉学研究科では、大学院での講義のオンライン化を目指して、大学院生の研究フロアへの Wi-Fi 環境整備、共同研究室へのノートパソコン入替等の諸整備に向けた検討を進めるとともに、博士課程での研究推進を目指し、オンライン調査に係わる研究費補助に係る要望などを行っている（資料 5-18）。

以上のように、本学は入学定員充足率を 1.0 倍から 1.1 倍までに維持するよう、入学定員及び収容定員に即した学生の受け入れを行っている。学士課程全体の入学定員充足率及び収容定員充足率は概ね適切な数を維持しているが、編入学定員充足率や大学院研究科の収容定員充足率は依然として厳しい状況が続いているため、学生募集策や教育内容の一層の改善を推進するとともに、入学定員の変更も含めた改善策を検討していく。

5.1.4 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

学生の受け入れの適切性については、年度ごとに入試センターが点検評価し、改善及び向上のための取り組みを行っている。

前回の認証評価受審後の取り組みとして、2015 年度には、国の高等教育の修学支援新制度に先駆けて地方出身学生に対する本学独自の給付型奨学金「自宅外通学支援奨学金」を導入し、大学公式ウェブサイト及び入試 GUIDE BOOK を通して広く周知を行った（資料 5-19）。

2017 年度には、キャンパス説明会（現「オープンキャンパス」）において、各学科等の学生相談ブースに学生を配置やキャンパスツアーにも学生ガイドを起用したほか、一部相談

第5章 学生の受け入れ

会において学生を配置するなど募集活動の充実にも努めた（資料 5-20）。

また、法人の「学園内教育連携委員会」が主体となり、学園内高校との連携強化に取り組んでいる。北星学園女子高等学校においては、2019 年度から実施される、各学科の学びを複数回の模擬講義で体系的に学習することができる「女子校 Core コースの高大連携プログラム」の試行となる模擬講義を実施したほか、大学教員研究室訪問を 2019 年度に 5 名の教員の協力を経て実施したが、2020 年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響により中止しており、志願者増に向けたさらなる連携強化の取組みが課題となっている（資料 5-21、資料 5-15）。附属高校においても学園内推薦合格者が独自にテーマを設定し、調べ学習を行う「附属高探究プログラム」により大学の全 8 学科の教員が学科別教育内容のレクチャーを行ったほか、英検（実用英語技能検定）の 2 次試験面接練習のため、大学生を英検アシスタントとして年 3 回程度派遣し、附属高校の英検合格者数の増加につながっている。これらの新たな取組みとあわせ、女子高と附属高の合計で 60 コマ以上の模擬講義を実施した。このような各種取組みの結果として、2018 年度には、学園内高校から過去最多の入学者を受け入れることとなった（資料 5-20）。

2019 年度には、Web 出願システムを導入したことによって、出願者の利便性を高めるだけではなく入試事務作業の簡略化に繋がり、従来よりも出願期間を長く確保することが可能となったことに伴い、一般入試の出願期間終了後もセンター利用 I 期入試を出願できる期間を設けることができた。結果としてこの期間に 259 件（出願の 22.2%）の出願を得ることができ、センター試験利用入試の出願者増加の一因となった。その他、同システムを利用した合否発表機能を設けたことで、出願手続から合否発表までの情報を同一システム上で提供することが可能となり、受験生の利便性の向上につながった。今後は、入学手続に係る機能を持たせる等、Web 出願システムを用いて合格から入学に至るまでの、受験生に対するサービス向上と事務作業の簡略化を視野に入れたシステムの機能拡張を検討していく（資料 5-21）。

全学内部質保証推進組織である自己点検評価・内部質保証委員会は、入試委員会が年度ごとに作成する自己点検評価報告書に基づき、全学的な観点から点検を行い、必要な助言及び勧告等の評価を付している。2020 年度には、今年度入試における入学者数が全学的に低調となっている現状を踏まえ、入試委員会に対して次年度以降の募集と広報活動に活かされるよう改善を促すとともに、受験生 Web での模擬講義動画の配信について、限定公開した動画の再生回数等を踏まえる等、客観的な情報に基づく点検評価を求めた（資料 5-15）。これを受けて入試委員会は、2021 年度中間点検評価報告書において次のとおり報告している（資料 5-22）。2021 年度には、新型コロナウイルス感染症の影響によって進学相談会が相次いで中止したことを踏まえ、高校の進路指導部への訪問を強化し、情報交換や広報を行ったほか、高校生や進路指導部の先生方との情報交換から、対面での相談会や参加型のオープンキャンパス等を望んでいる声が多いことを受け、対面実施の希望に沿うようにコロナ対策を徹底し取り進めることとした。また、対面による学生募集の再開を進めつつ、オンラインによる学生募集の強化も図っており、2020 年度作成した模擬講義の動画 5 本のうち 5 本を限定公開としていたが、2021 年度からは視聴者を限定せずに配信することとしたほか、新たに模擬講義の動画を 2 本、在学生によるキャンパスツアーやトークセッション等の広報用動画を 4 本作成した（資料 5-13）。さらには、広報動画の告知については、

第5章 学生の受け入れ

チラシやホームページでの告知はもちろんのこと、公式LINEアカウントを2021年度開設し、登録者へのオープンキャンパス及び各種入試の案内を配信したほか、6月と9月にはそれぞれ3日間の日程でLINEのトーク機能を利用した入試課職員との個別相談イベントを開催し、相談希望者との画像や写真を活用したコミュニケーションをはかる、オンラインによる入試広報活動をさらに充実させるための取り組みを行っている。

以上のように、学生の受け入れに関する自己点検評価は、入試委員会が年度ごとに実施しており、自己点検評価・内部質保証委員会が全学的な観点から評価を行っている。また、評価結果に基づき学生募集及び入学者選抜の改善・向上に向けた取り組みを適切に行っている。

5.2. 長所・特色

5.1.4 で述べたように、学園内教育連携委員会により企画される学園内高校との連携プログラムの実施は学校法人北星学園に属する本学ならではの取り組みである。学生募集策としての特色のみならず、学園の教育目標である「実生活においてさまざまな義務と責任を全うしうる知識の教授と、宗教的・霊的影響による人格の育成」を、中等教育から高等教育にかけて一貫して実践できる点においても本学の理念・目的の実現に資するものである。

5.3. 問題点

前回認証評価で指摘を受けた学士課程の編入学定員充足率及び大学院研究科の収容定員充足率は、5.1.3 で述べたとおり、依然として低い状況が続いている。この状況を踏まえ、現在取り組みを進めている文学研究科での留学機会の提供や経済学研究科における姉妹校推薦でのオンライン面接の実施、社会福祉学研究科の遠隔教育の導入等、志願者獲得及び安定した入学者の受け入れに向けた取り組みを引き続き推進するとともに、入学希望者への積極的な情報提供を図っていく。

5.4. 全体のまとめ

本学は、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえ、入学者の選抜方法及び入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像を明記した学生の受け入れ方針を適切に設定し、広く社会に公表するとともに、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施している。学生の受け入れに関する自己点検評価は、入試委員会が年度ごとに実施しており、自己点検評価・内部質保証委員会が全学的な観点から評価し、その結果に基づく学生募集及び入学者選抜の改善・向上に向けた取り組みを適切に行っている。学園内教育連携委員会による学園内高校との連携プログラムは学校法人北星学園に属する本学ならではの取り組みであり、学生募集策としての特色のみならず、学

第5章 学生の受け入れ

園の教育目標を中等教育から高等教育にかけて一貫して実践できる点においても本学の理念・目的の実現に資するものである。一方で、定員管理については、入学定員充足率の数値目標を設定し、入学定員及び収容定員に即した学生の受け入れに努めているものの、学士課程の編入学定員充足率やの修士課程の収容定員充足率は依然として厳しい状況である。今後は学生募集策や教育内容の一層の改善を推進するとともに、入学定員の変更も含めた改善策を検討していく。

第6章 教員・教員組織

6.1. 現状説明

6.1.1 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針の適切な明示

本学は建学の精神の基本理念において、キリスト教精神に基づいた人格教育を展開することを明記し、「人間性・社会性・国際性」を備えた人材の育成を教育目標として掲げている。これらの理念及び目標を実現するにふさわしい組織を目指し、本学では「求める教員像」を設定するとともに、「教育職員組織の編成方針」を策定し、教職員専用ホームページ及び大学公式ウェブサイトへの掲載によって広く学内外に公表している（資料 6-1【ウェブ】、資料 6-2、資料 1-24【ウェブ】）。

求める教員像においては、キリスト教（プロテスタント）に精神的基盤を置く本学の教育方針に賛同できることをはじめ、教育研究上の業績及び能力や姿勢、3つのポリシーの実現に貢献できることなどを明記している。また、本学は「倫理綱領」を策定し、8つの倫理的義務「法令・規則の遵守及び良識のある行動」、「環境の保全」、「資質の向上」、「人権の尊重」、「大学の知的財産等の取扱」、「助成金の不適正使用の禁止」、「守秘義務」、「利益相反」に基づき、本学における研究活動、社会貢献活動及び管理運営活動に携わることを求めている（資料 6-3）。

教育職員組織の編成方針について、本学の専任教員は、大学設置基準、大学院設置基準等の関連法令に基づき、各学部、学科及び専攻に適切な人数の教員を配置するとともに、教員一人あたりの学生数に考慮している。また、教員組織は専門分野について教育上および研究上の優れた実績を有し、指導能力と高い見識があると認められる教員を配置し、職位、年齢、性別に考慮した適正な教育組織を編成することを明示している。

教員組織の構成は大学規程に定めている（資料 2-8）。第3条、第4条及び第6条で大学には学長及び副学長を置き、その職務について、学長は、本学の校務の総理及び所属職員の指揮監督をし、副学長は、学長の職務を補佐するとともに、学長の命を受けて本学の教育、研究、学生支援その他教学に関する事項を統括することとしている。第42条、第47条及び第77条で学部、学科及び専攻には教授会、学科会議及び研究科委員会を置くことを定め、審議事項は学則第52条、大学規程第45条及び第51条、研究科委員会規程第3条に規定している（資料 1-1【ウェブ】、資料 2-8、資料 6-4）。大学規程第40条、第48条及び第79条では、学部長は、教授会の決定した方針に基づき学部の学務を統括し、学科長は、学科会議を主宰するとともに学科の教学に関する事項を総括し、研究科長は研究科委員会を

第6章 教員・教員組織

主宰するとともに研究科委員会の決定した方針に基づき研究科の学務を総括することと定めている。また、学部長、学科長及び研究科長の選任方法は「副学長、学部長等の選任に関する規程」に別途定めている（資料 6-5）。全学的な教育及び研究部面に関する諸施策は、学長又は副学長が議長となり主催する教学会議において総合的な観点から企画及び立案され、教育の質保証及び教学マネジメントを推進している（資料 6-6）。なお、本学における教育研究の計画並びに学部、学科及び大学院研究科の設置及び廃止等、教育研究及び管理運営上の重要事項は最高意思決定機関である評議会が所管しており、その議長には学長をもって充てることを大学規程第8条から第11条に定めている（資料 2-8）。

以上のように、本学は「求める教員像」を定め、キリスト教（プロテスタント）に基づく教育に賛同し、協力できる教員を求めることを明記するとともに、教育目標である「人間性・社会性・国際性」を備えた人材の育成を実現させるために「教育職員組織の編成方針」及び大学規程等の諸規程において、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在等を明確化し、教職員ホームページ及び大学公式ウェブサイトを通して学内外に公表している。

6.1.2 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点2：適切な教員組織編制のための措置

- ・教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性
- ・各学位課程の目的に即した教員配置
- ・国際性、男女比
- ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮
- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授又は准教授）の適正な配置
- ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮

評価の視点3：教養教育の運営体制

大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数は、大学基礎データ（表1）のとおり、大学設置基準及び大学院設置基準に基づき、適切な教育職員を配置している。

学士課程における2021年5月1日現在の専任教員数は118人（学長、チャプレン及び授業を担当しない文学部助教各1人を除く）であり、大学設置基準上必要とされる各学科の専任教員数及び大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数の合計である100人を満たしている。また、本学はいずれの学部も複数学科で組織しており、各学科の専任教員数も同様にそれぞれの基準数を満たす規模で編成している。たとえば経済学部は経済学関係の3

第6章 教員・教員組織

学科で組織しており、大学設置基準上の基準教員数は、経済学科は 11 人、経営情報学科は 10 人、経済法学科は 10 人であるが、実際の教員組織は、経済学科は 15 人、経営情報学科は 10 人、経済法学科は 12 人となっており、いずれの学科においても基準教員数を満たした編成となっている。

大学院研究科における教員組織の編成は、すべての教員が研究指導教員となっており、いずれの専攻においても大学院設置基準上必要とされる研究指導教員数及び研究指導補助教員数の基準数計を満たしている。2021年5月1日現在において、たとえば臨床心理学専攻では、大学院設置基準上の研究指導教員と研究指導補助教員の基準数計は5人であるが、実際の教員組織は研究指導教員10人であり、基準数を満たした編成となっている。

2021 年度において、学長、チャプレン各 1 人を除く専任教育職員 119 人の内、外国人教員は 12 人（10%）であり、男女比は、男性 94 人（79%）、女性 25 人（21%）となっている（資料 6-7）。

専任教員年齢構成は大学基礎データ（表５）のとおりである。また、本学では毎年度「専任教員年齢構成」を作成し、専任教員の年齢を 26 歳から 71 歳以上までの 10 段階で集計している（図 1）。2021 年 5 月 1 日現在の構成は、26～30 歳が 1 人（0.8%）、31～35 歳が 3 人（2.5%）、36～40 歳が 9 人（7.6%）、41～45 歳が 15 人（12.7%）、46～50 歳が 14 人（11.9%）、51～55 歳が 15 人（12.7%）、56～60 歳が 24 人（20.3%）、61～65 歳が 20 人（16.9%）、66～70 歳が 17 人（14.4%）と幅広い年代による教員構成となっている。

【北星学園大学・短期大学部】専任教員年齢別構成												2021年5月1日現在	
学部	職位	71歳以上	66歳～70歳	61歳～65歳	56歳～60歳	51歳～55歳	46歳～50歳	41歳～45歳	36歳～40歳	31歳～35歳	26歳～30歳	計	
文学部	教授	0	3	5	7	3	1	1	0	0	0	20	
		0.0%	15.0%	25.0%	35.0%	15.0%	5.0%	5.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
	准教授	0	1	0	1	1	2	1	1	0	0	7	
		0.0%	14.3%	0.0%	14.3%	14.3%	28.5%	14.3%	14.3%	0.0%	0.0%	100.0%	
	講師	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
	助教	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	
0.0%		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%		
合計		0	4	5	8	4	3	2	3	0	1	30	
		0.0%	13.3%	16.7%	26.7%	13.3%	10.0%	6.7%	10.0%	0.0%	3.3%	100.0%	
学部	職位	71歳以上	66歳～70歳	61歳～65歳	56歳～60歳	51歳～55歳	46歳～50歳	41歳～45歳	36歳～40歳	31歳～35歳	26歳～30歳	計	
経済学部	教授	0	10	8	5	6	4	2	1	0	0	36	
		0.0%	27.8%	22.2%	13.9%	16.7%	11.1%	5.6%	2.8%	0.0%	0.0%	100.0%	
	准教授	0	0	0	0	2	0	4	0	1	0	7	
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	28.6%	0.0%	57.1%	0.0%	14.3%	0.0%	100.0%	
	講師	0	1	0	0	0	1	1	3	2	0	8	
0.0%		12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%	12.5%	37.5%	25.0%	0.0%	100.0%		
合計		0	11	8	5	8	5	7	4	3	0	51	
		0.0%	21.6%	15.7%	9.8%	15.7%	9.8%	13.7%	7.8%	5.9%	0.0%	100.0%	
学部	職位	71歳以上	66歳～70歳	61歳～65歳	56歳～60歳	51歳～55歳	46歳～50歳	41歳～45歳	36歳～40歳	31歳～35歳	26歳～30歳	計	
社会福祉学部	教授	0	2	5	10	3	5	1	0	0	0	26	
		0.0%	7.7%	19.2%	38.5%	11.5%	19.2%	3.8%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
	准教授	0	0	1	1	0	1	2	2	0	0	7	
		0.0%	0.0%	14.3%	14.3%	0.0%	14.3%	28.6%	28.6%	0.0%	0.0%	100.0%	
	講師	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	3	
		0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
	助教	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	
0.0%		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%		
合計		0	2	7	11	3	6	6	2	0	0	37	
		0.0%	5.4%	18.9%	29.7%	8.1%	16.2%	16.2%	5.4%	0.0%	0.0%	100.0%	

※学長、副学長、チャプレン 各1名を含まない。

	職位	71歳以上	66歳～70歳	61歳～65歳	56歳～60歳	51歳～55歳	46歳～50歳	41歳～45歳	36歳～40歳	31歳～35歳	26歳～30歳	計
学部合計	教授	0	15	18	22	12	10	4	1	0	0	82
		0.0%	18.3%	22.0%	26.8%	14.6%	12.2%	4.9%	1.2%	0.0%	0.0%	100.0%
	准教授	0	1	1	2	3	3	7	3	1	0	21
		0.0%	4.8%	4.8%	9.5%	14.3%	14.3%	33.3%	14.3%	4.8%	0.0%	100.0%
	講師	0	1	1	0	0	1	3	5	2	0	13
		0.0%	7.7%	7.7%	0.0%	0.0%	7.7%	23.1%	38.5%	15.4%	0.0%	100.0%
	助教	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	50.0%	100.0%
合計		0	17	20	24	15	14	15	9	3	1	118
		0.0%	14.4%	16.9%	20.3%	12.7%	11.9%	12.7%	7.6%	2.5%	0.8%	100.0%

各学科において教育上主要と認められる授業科目は専任教員が担当することを方針に定めている。2020年度5月1日現在の学士課程における主要授業科目の担当状況は、大学基礎データ（表4）のとおりである。各学科の学科専門教育科目で、講義科目は専任教員のほかに非常勤講師が担当し、より幅広い専門知識を身につくように授業科目担当者を配置しているが、学科専門分野の導入基礎となる必修の入門授業科目（英文学科「英文法クリニック」、心理・応用コミュニケーション学科「コミュニケーション科学Ⅰ・Ⅱ」「科学的研究法基礎実習」、経済学科「経済学入門」「新聞活用」「基礎経済学」、経営情報学科「情報処理」、経済法学科（選択科目として）「基礎経済学」「法学入門」、福祉計画学科「福祉計画概説」「福祉計画論Ⅰ・Ⅱ」、福祉臨床学科「福祉臨床入門」「倫理学」、福祉心理学科「心理学概論」「心理学研究法（福心）」「心理学統計法」など）や実習科目（心理・応用コミュニケーション学科「フィールド実習Ⅰ・Ⅱ」など）、各学科における基礎演習科目や専門演習科目、卒業研究科目、卒業論文科目など学科の核となる専門教育科目は、専任教員を授業科目担当者として配置している（資料1-26, pp. 79-190）。

大学院の研究指導教員の選考及び決定については「大学院担当教員の選考に関する規程」に定めるとおり、当該研究科長が研究科委員会の議を経て行っている（資料6-8）。選考基準は、修士課程では、「1 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者、2 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者、3 担当の専門分野について、特に優れた知識及び経験を有する者」のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者でなければならないこととし、博士〔後期〕課程では、「1 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者、2 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者、3 担当の専門分野について、特に優れた知識及び経験を有する者」のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者でなければならないこととしている。また、業績審査の基準は、「大学院担当教員の選考に係る業績審査の基準に関する申合わせについて」において研究科ごとに設定し、研究指導教員に求める資格を明確にしている（資料6-9）。

教員の授業担当負担については、大学評議会における申し合わせ「大学及び短期大学の教育研究体制に係る基準等について」に基づき、学部の授業のみを担当する者の持ちコマ数は通年で5コマ以上、学部の授業科目以外に大学院の授業科目も担当する者の持ちコマ数は、学部及び大学院の授業科目を合わせて通年で8コマ以内としている。また、役職者の負担軽減のため、それぞれ持ちコマの上限を定めている。学部長は学部の授業科目のみを担当する場合は通年で3コマまでとし、大学院修士課程の授業科目を担当する場合は4コマまで、博士〔後期〕課程の授業科目を担当する場合は5コマまでとしている。スミス・ミッションセンター部長及び学生部長は学部の授業科目のみを担当する場合は通年で4コマまでとし、修士課程及び博士〔後期〕課程の授業科目を担当する場合は5コマまでとするほか、チャブレンの持ちコマは3コマを超えないものとしている（資料6-10）。

本学は大学共通科目を置き、全学部の学生を対象として教養教育を展開している。大学共通科目の内、外国語分野は言語教育部門が担い、その他の分野は共通科目部門によって運営されている。また、両部門の人事に関する事項や教育研究の計画に係る連絡調整は、「教育職員の採用及び昇格の選考に関する規程」に基づき、全学の教学マネジメント組織である教学会議によって行われている（資料6-11）。

以上のように、専任教員は専門教育科目及び大学共通科目の運営に十分な人数を配置し、教員組織の編成実態は、理念及び目的を実現するために策定した「教員組織の編制方針」と整合している。

6.1.3 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備
評価の視点2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

教員の募集、採用及び昇格は、適切性及び透明性を担保するために「教育職員の採用及び昇格の選考に関する規程」に基づき厳格に行われている（資料6-11）。

欠員状況は、部局長会議構成員の引継ぎの際に「教育職員組織〔任用配置計画〕一覧表」により退職者を把握することで、採用人事計画を円滑に検討できる体制を整備している（資料6-12）。採用による欠員充足は、学科長が学科会議の議決に基づき学部長に要請し、学部長は、教授会による議決に基づき、主たる担当学科科目及び人数等を明示して広く一般にその採用を公募するとともに、本学の教育職員にその推薦を要請するものとしている。公募及び推薦手続きについては、その期限を定め、募集要項には応募資格として、キリスト教（プロテスタント）に精神的基盤を置く本学の教育方針に賛同できることを明記している（資料6-13）。

選考基準は、「教育職員の採用及び昇格の選考に関する規程」に教授、准教授、専任講師、助教及び助手それぞれに必要な学位、教育研究上の業績及び能力を列記している。応募者及び被推薦者（以下「採用候補者」という）に対して、その履歴書、業績調書その他必要な資料の提出を求め、採用候補者があれば、教授会に学部長を委員長とする「採用者選考小委員会」を設置し、委員は無記名投票により教授2人及び准教授、専任講師又は助教の内から1人の合計3人を委員として選出している。採用候補者は、採用選考小委員会の選考結果報告に基づき、教授会の無記名投票により決定される。学部長はその決定を学長に内申し、学長は学校法人北星学園の理事長にその採用を上申するものとしている。なお、部門の採用及び募集の手続きは、部門長（言語教育部門長、共通科目部門長、教職部門長）が部門会議の議決により採用による欠員充足を副学長に要請し、教学会議においてその議決、公募及び採用選考小委員会の設置の手続きが行われる。採用選考小委員会による選考結果は教学会議に報告され、教学会議から採用者が所属する教授会に報告することで、以降の採用手続きは学科における手続きと一本化されることとなる（資料6-11）。

昇格の手続は、学部長が当該学部准教授、専任講師、助教及び助手に対して、毎年一定の期限を定め所定の履歴書、業績調書その他必要な資料の提出を求め、所定の昇格基準を満たしていると思料される者（以下「昇格候補者」という）がある場合には、教授会を招集し、昇格候補者1人についてその都度昇格者選考小委員会を設置することで進められる。また、部門の教育職員の昇格については、その所属する学部の学部長に部門長が昇格についての思料を求めることで同様の手続きのもとで進められる。昇格者選考小委員会は、

第6章 教員・教員組織

学部長が委員長となり、委員長及び3人の委員をもって組織する。昇格者選考小委員会の委員は、昇格候補者において昇格が予定される職位以上の教員3人がその都度教授会における無記名連記投票によって選出される。昇格者の選考は、昇格選考小委員会が規程に基づき、昇格候補者が職位ごとに規程に明示された資格を有しているかを選考基準に照らして判断される。その選考の経過及び結果は教授会に報告され、教授会は、無記名投票によりその可否を決定する。学部長は、その昇格を学長に内申し、学長は学校法人北星学園の理事長にその昇格を上申するものとしている（資料6-11）。

2021年度には新たに5人の専任教員を採用したが、経営情報学科では、2020年度6月に経営情報学科長からの要請を受けた経済学部長が部局長会議における協議を経て教授会に諮り、「経営学入門」、「経営組織論」、「ビジネスケース」及び「演習科目」を担当授業科目とする通常専任教員の公募手続きを8月17日まで実施した（資料6-14、資料6-15）。その後、規程に基づき採用選考小委員会を設置し、報告された採用候補者案を受けて9月11日開催の教授会において無記名投票を行い、学長にその決定を内申し、9月15日の常任理事会において採用が承認された（資料6-16、資料6-17）。なお、教員の募集、採用及び昇格に関する事務は研究支援課が窓口となり業務を担い、手続きの過程で教授会の事務担当である教育支援課と調整を行い、採用及び昇格の決定後に人事課への引継ぎを行っている。

以上のように、教員の募集、採用及び昇格は、「教育職員の採用及び昇格の選考に関する規程」において手続きを明確化するとともに、募集については公募を原則とし、昇格については昇格候補者において昇格が予定される職位以上の教員が選考小委員会の委員となることによって公正性及び適正性を担保している。

6.1.4 ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施 評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用
--

ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という）については、学則第3条の2及び大学院学則第3条の2において、授業及び研究指導の内容並びに方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究の実施に努めることを明示している（資料1-1【ウェブ】、資料1-2【ウェブ】）。また、第2章で述べたとおり、「ファカルティ・ディベロップメントに関する規程」を定め、FD委員会を設置している。FD委員会は全学的なFDの基本方針の策定及び推進並びに全学的観点から本学のFD実施体制及びその内容について点検評価、助言及び指導を行っている（資料2-4）。本学のFDに関する基本方針は、「学位授与単位で毎年行うこと」及び「すべてのFDには本来のFD機能（教授力の向上）を必ず含めること」とすることをFD委員会で確認している（資料6-18）。

教員の資質向上を図る取組みとしては、まず採用時に教員及び事務職員を対象として実施している「北星学園新任職員研修会」が挙げられる。ここでは、学校法人及び大学の歴

史などを提示する中で、学校法人及び大学として求める教員像について理解を深められるようにしている。また、研修会終了後には大学教員を対象として「大学の現状と運営の仕組み」についての説明会を実施している。ここでは副学長から教育研究体制や授業中の私語対策など、教員の資質に係る事項の概略説明が行われている。また、教員が教育研究をスムーズに行うことができるよう、研究支援課、教育支援課、情報システム課及び司書課による教育研究支援体制に関する説明会を実施している。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により 2020 年度は説明会を中止し、2021 年度は「大学の現状と運営の仕組み」の説明を省略したプログラムを開催したが、次年度は感染状況を注視しつつ、通常のプログラムにより開催する準備を進めている（資料 6-19）。

2020 年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大によってすべての授業科目がオンライン授業に移行したことにとともに、第2章及び第4章で述べたとおり、オンライン授業の導入を円滑に進めるとともに、教育の質を保証するための全学的な FD 研修会を、非常勤講師を含む授業科目担当者向けに重点的に開催した。前期には、4月にビデオミーティングアプリ Zoom の利用及び活用に関する FD 研修会を2回、本学のラーニングマネジメントシステム (LMS) である Moodle の利用及び活用に関する FD 研修会を2回、著作権に関する FD 研修会を1回、6月と7月に非対面授業に関する FD 研修会を各1回開催した。また、後期には、9月に授業科目担当者間による意見交換会を開催し、前期末に実施した「前期末教員一斉調査」及び「前期末学生一斉調査」の調査結果を踏まえたオンデマンド FD 動画を配信したほか、11月には学習支援推進委員会が外部講師を招聘し、学生が学業的及び心理的諸問題に直面した際の援助要請のあり方に関する FD を開催する等、年間を通してコロナ禍における教育の質保証及び授業方法の改善に関する研修会を実施したほか、各学部、学科、研究科及び部門においても、年度内に1回以上の FD 研修会を開催している（資料 2-20）。

本学は、教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価及びその活用に関する取組みとして以下の活動を行っている。

教育活動については、第4章で述べたとおり、隔年で学生による授業評価アンケートを実施し、その結果を各教員が授業改善に役立てているほか、2014 年度から FD 委員会において、併設する短期大学部との合同によるモデルティーチング顕彰を実施しており、「モデルティーチング顕彰制度実施要項」に基づき、授業評価アンケート結果に基づくモデルティーチング実践教員を顕彰し、その授業を公開することによって教育の質向上を図っている（資料 4-39）。顕彰の選考は外国語部門、共通科目部門（小、中、大の規模別）、専門教育科目（小、中、大の規模別）の7つに区分し、2019 年度は大学から5人の教員が受賞している（資料 4-40）。研究活動については、「個人研究費取扱要領」に基づき全教員を対象に「研究活動自己点検評価報告」、「次年度の研究計画」の提出を求めている。教員は「研究業績記録要項」に基づき自らの研究業績を記録し、研究活動について点検評価を行うことにより、明らかになった課題を次年度の研究計画立案時に活用している（資料 6-20、資料 6-21）。また、教員評価については、学長を委員長とする教員評価委員会による検討が進められている。2012 年度には、前年度に設置された「教員の教育・社会貢献・管理運営評価ワーキング・グループ」による答申を受け、模擬的な教員評価を2015 年度からの2年間で試行的に実施した（資料 6-22）。2020 年度には学長からの諮問を受けて設置された「研

究費等制度及び教員評価の見直しに関するワーキング・グループ（以下「WG」という）」による答申を受け、「研究活動」、「教育活動」、「社会貢献」及び「管理運営」の4項目についてのデータを試験的に収集し、教員の総合評価を実施している。データの集計にあたっては、自己点検評価資料等に掲載される事務的、客観的に取得可能なデータに基づくこととしており、2021年度には各教員のスコアと学部平均スコアを学内で公開した。一方で、文部科学省が求める質的評価や2019年度に外部評価で意見として挙げられた人事考課への反映については検討に至っておらず、まずは、2020年度から個々の教員がどのような量的負担を負っているのか統計を取ることに注力している状況である（資料6-23）。

以上のように、本学は新型コロナウイルス感染症の感染拡大による対面会議の制約を受けながらも、全学、学部、学科及び研究科において組織的にFDを実施し、授業改善に取り組むとともに、授業評価アンケートや研究活動の評価を活用し、モデルティーチング制度や研究費の傾斜配分制度によって教員の各種活動の活性化及び向上を図っている。

6.1.5 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教員組織については、前述のとおり、部局長会議構成員の引継ぎの際に「教育職員組織〔任用配置計画〕一覧表」により退職者を把握することで、適正な教員配置となっているか点検している（資料6-12）。また、学科又は部門においても各教員組織の構成を年度ごとに点検し、教授会又は教学会議に必要な欠員充足の要請を行っている。教員の昇格手続きは、学部長のイニシアチブにより進められており、大学基礎データ（表1）のとおり、学部構成員は半数以上が教授により構成され、大学設置基準を満たしている。

2020年度の教員の募集及び採用については、各学科が欠員充足の要請を計画的に実施したことを自己点検評価資料により確認している。具体的には研究支援課が作成する教員人事一覧によって当年度の採用者、昇格者及び退職者並びに次年度採用予定者及び昇格者の状況を把握するとともに、人事課が作成する教員組織一覧及び専任教員年齢構成一覧表によって、教員組織の男女比、職位別の人数、専任教員1人当たりの在籍学生数、年齢構成を把握している（資料6-24）。

全学的なFDについてはFD委員会が点検評価を行い、上述のFDに関する基本方針の確認や授業評価アンケート及びモデルティーチング顕彰の実施、FD参加への啓蒙及び周知活動等を行っている。一方で、FD委員会の任務であるFD実施組織に対する助言及び指導は果たされておらず、FD開催状況の集約にとどまっている。そのため、自己点検評価・内部質保証委員会は、FD委員会のFD委員会の任務に基づき、FDの実施組織に対して適切な助言及び指導を行うよう、2019年度報告書において改善課題を付した（資料6-25）。全学的なFDの推進は新型コロナウイルス禍における教育の質保証に必要不可欠であるが、その

後も改善が認められないため、部局長会議と連携してFD体制を整備するよう、2020年度報告書において改めて改善が求めている（資料6-26）。今後も中間点検評価報告書や2021年度自己点検評価報告書を通してFD委員会の取組み状況を把握し、その任務が果たされるよう、必要な助言を行っていく。

以上のように、教員組織の点検評価は、部局長会議が全学的な教員配置を点検しており、各学部及び学科が欠員充足及び昇格に係る人事手続きを計画的に進めている。また、研究支援課及び人事課が教員組織に関する客観的な資料を作成しており、自己点検評価・内部質保証委員会が各組織の自己点検評価報告書や客観的なデータに基づき必要な助言を行っているものの、FD実施組織への助言及び指導についてはFD委員会において十分になされているとは言い難く、今後もFD委員会の改善活動に対する支援を続けていく。

6.2. 長所・特色

FD委員会が実施しているモデルティーチング顕彰制度は、6.1.4で述べた通り、単に授業アンケート評価の総合結果が高い教員を顕彰するだけではなく、その授業内容を学内に共有することで他の教員の資質向上を図っていることが特徴である。通常であれば公表されがたい傾向のある、授業科目担当者の授業展開力が見える化されるモデルティーチング顕彰制度は、本学全体の授業改善及び向上に繋がり、カリキュラム・ポリシーに基づいたより効果的な授業の展開に資するものである。

6.3. 問題点

FDの実施は各部局において適切になされているが、FD委員会においてFD実施組織への適切な助言及び指導がなされていないことは、大学全体としてのFD意識の低下につながりかねないため、全学的な観点からFDの実施体制及びその内容について点検・評価し、FDの実施組織に対して適切な助言・指導を行うことが出来るようFD委員会の機能と役割を整理するなど、早急に改善活動に取り組んでいく。

6.4. 全体のまとめ

本学は「求める教員像」を定め、キリスト教（プロテスタント）に基づく教育に賛同し、協力できる教員を求めることを明記するとともに、教育目標である「人間性・社会性・国際性」を備えた人材の育成を実現させるための「教育職員組織の編成方針」を策定し、学内外に公表している。教員組織の編成実態は、「教員組織の編制方針」と整合しており、専門教育科目及び大学共通科目の運営に十分な人数の専任教員を配置している。教員の募集、採用及び昇格は、「教育職員の採用及び昇格の選考に関する規程」において手続きを明確化するとともに、募集については公募を原則とし、昇格については昇格候補者において昇格

第6章 教員・教員組織

が予定される職位以上の教員が選考小委員会の委員となることによって公正性及び適正性を担保している。FDの実施については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による対面会議の制約を受けながらも、大学全体、学部、学科及び研究科において組織的に実施し、授業改善に取り組むとともに、授業評価アンケートや研究活動の評価を活用し、モデルティーチング制度や研究費の傾斜配分制度によって教員の教育研究活動の活性化及び向上を図っている。教員組織の点検評価は、部局長会議並びに各学部及び各学科、又は教学会議及び各部門がそれぞれの分掌について年度ごとに点検評価を行っており、事務組織においては、研究支援課及び人事課が教員組織に関する客観的な資料を作成している。自己点検評価・内部質保証委員会は各組織の自己点検評価報告書や資料編を年度ごとに作成し、必要な助言及び勧告を行っている。今後は活動が停滞傾向にあるFD委員会の改善活動への支援について優先的に取り組み、その任務が達成されるよう促していく。

第7章 学生支援

7.1. 現状説明

7.1.1 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学は、建学の精神の基本理念に掲げる「見識を備え責任を自覚し、社会に貢献する独立人」の育成を実現するために、学生が自由に真理を探究し、充実した豊かな学生生活を送ることができるよう、「学生支援に関する方針」を策定している（資料 7-1【ウェブ】）。方針には、修学支援（学習支援、アクセシビリティ支援、国際交流及び留学支援）、学生生活支援（経済的支援、課外活動、学生相談）及び就職支援（キャリアデザイン支援、資格取得）に関する姿勢を明示し、学生支援の基本姿勢を「個々の教職員が正義と良心に従い、異質なものを重んじ、内外のあらゆる人を隣人と見ること」としている。また、学生支援に関する方針は大学評議会で決議し、教職員ホームページ及び大学公式ウェブサイトにおいて公表するとともに、本学が発行する学生生活支援冊子「Campus Guide」に掲載することによって学内外への周知を図っている（資料 1-24【ウェブ】、資料 7-2）。

以上のように、本学の学生支援に関する方針は、建学の精神の基本理念を実現するために、学生が充実した豊かな学生生活を送ることができるよう、修学支援、学生生活支援及び就職活動支援等の学生支援の種類及び内容を明確に定めている。

7.1.2 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・ 学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・ 正課外教育
- ・ 留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・ 障がいのある学生に対する修学支援
- ・ 成績不振の学生の状況把握と指導
- ・ 留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・ 退学希望者の状況把握と対応
- ・ 奨学金その他の経済的支援の整備

	・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供
評価の視点3：学生の生活に関する適切な支援の実施	・学生の相談に応じる体制の整備 ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備 ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮
評価の視点4：学生の進路に関する適切な支援の実施	・キャリア教育の実施 ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備 ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施 ・博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供
評価の視点5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施	
評価の視点6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施	

学生支援に関する方針に基づき、学習サポートセンター、アクセシビリティ支援室、国際教育センター、学生支援委員会、学生相談センター、キャリアデザインセンターを設置している（資料7-3、資料7-4、資料7-5、資料7-6、資料7-7、資料7-8）。また、これらのセンター等の事務を所掌する組織として、教育支援課、学生生活支援課、国際教育課及び就職支援課を置いている。

2020年度からは、これまで縦割りであった学生支援体制を改め、学生支援委員会、学生相談センター、アクセシビリティ支援室、学習サポートセンター、キャリアデザインセンターを「学生部」として位置付け、学生部長を議長とする学生支援連絡会議を新たに設置した。学生部長を中心に、組織間における連絡調整を円滑にし、また個別事例などの情報交換を行い、学生支援のさらなる充実を図っている（資料3-1【ウェブ】、資料7-9）。

そのほか、本学の情報教育を支える教育施設として総合情報センターを設置し、「総合情報センター規程」に基づき、情報化社会に相応しい人材育成と情報教育及び研究の向上を目的として、施設設備・サービスの拡充、「情報入門」「情報活用」の授業でのTA（ティーチング・アシスタント）の配置、情報・CALLサポートデスクによる相談対応を実施し、教育展開上の情報機器を活用した多様なニーズや学生の旺盛な学習意欲に応えるための体制を整えている（資料7-10、資料7-11【ウェブ】）。また、総合情報センターの事務を所掌する組織として、情報システム課を置いている。

修学支援に関する取組みについて、正課外における学生への相談体制としては、全教員にオフィスアワーを設定し、教員が学生からの授業や学生生活に関する質問や相談に応じる体制を整備している（資料7-12【ウェブ】）。

学生の自主的な学習を促進するための支援として、2015年4月に学習サポートセンターを設置し、同年10月には学生の主体的な学習、さまざまな学びを支援する施設としてセンター棟を改修し、ラーニング・コモンズを設置した（資料7-13【ウェブ】）。

第7章 学生支援

ラーニング・コモンズは、学生同士の学び合いと相互啓発の促進、及び多様なニーズに対応した個性の高い学習支援やアドバイジングの展開をコンセプトし、施設設備及びサービスを整備している。ハード面では、学生の学びのニーズに対応できるよう、プレゼンテーション&セミナーエリア、リラクゼーション&コラボレーションエリア、チュートリアルサポートエリア、グループセッションエリア、クリエイティブプロジェクトエリア、プリント&コピーエリア6つのエリアを配置し、最大150人分の座席数を確保している。たとえば、プレゼンテーション&セミナーエリアは、ラーニング・コモンズ内で唯一、ガラスで仕切られた独立空間となっており、プロジェクター、電子黒板、BD プレイヤー、マイク、スピーカー等の音響・映像設備が設置されている。壁の一面がプロジェクタースクリーン兼電子黒板機能を備えたホワイトボードとなっており、20脚のデスクチェアを活用した大人数でのディスカッションや、プレゼンテーションの練習が可能である。情報環境としては、学生が自由にアクセス可能なWi-Fi環境を整備し、大型ディスプレイに画面を投影できるアプリを搭載したPC、スピーカー及びヘッドホンなどのICT機器の貸出をおこなっている。ソフト面では、学習サポートデスクスタッフが常駐し、学習に関する悩みや質問などの相談体制を整備し、学生自身が必要と感じた際に自由に参加及び受講可能な「個別学習支援」や「学習セミナー」といった学習支援プログラムによる正課外での学びの機会を提供している。また、本学学生で組織する「北星ピア・サポーター」が学生の時間割作成、授業や課題の相談などに対応している。年度ごとの延べ来館者数は「ラーニング・コモンズ年報」で集計しており、2015年度は10,117人、2016年度は28,646人、2017年度は29,195人、2018年度は32,433人と増加していたが、2019年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響により閉館及び短縮開館を余儀なくされ、2019年度は30,116人、2020年度は2,837人にとどまっている。そのため、ラーニング・コモンズでは北星ピア・サポーターによるオンライン相談や学習支援プログラムをオンライン開催による学習支援を展開している（資料3-2）。

本学は開学以来、教育目標の1つとして「国際性」を掲げ、国際交流への取組みを積極的に推進しており、1965年のアメリカ「ルイス&クラーク大学」との姉妹校提携により国際交流を開始し、現在は9の国・地域、18大学（アメリカ7大学、中国1大学、台湾1大学、イギリス2大学、カナダ2大学、韓国1大学、スペイン2大学、スイス1大学、インドネシア1大学）との協定校ネットワークによる交換留学プログラムを展開している（資料7-14【ウェブ】）。国際教育センターは、国際教育センター規程に基づき本学と海外の大学との教育研究上の交流及び留学生の受け入れプログラム等を統括・推進している（資料7-5）。国際教育課は国際教育センターの日常的な業務を所掌しており、提携校からの交換留学生のための全てのプログラムを調整し、日本滞在中の留学生へのサポートを行っている。2017年度には国際教育委員会において受入交換留学奨学金規程を制定し、受入留学生として当該学期に在籍する者で奨学生採用を願出た者に対して、選考により30,000円又は60,000円の給付を行っている（資料7-15）。

アクセシビリティ支援室では、アクセシビリティ支援室規程に基づき、障害のある学生及び特別な支援を必要としている学生の障害の種別及び程度に応じ、十分な教育の質を保証するために必要な合理的配慮に基づく支援を実施している（資料7-4）。入学前及び入学試験に関する配慮は、第5章で述べたとおり、入学試験センターや入試課と連携して対応

第7章 学生支援

している。授業における情報保障は、個々人の状況に応じた支援計画を策定し、授業担当教員に授業における配慮を依頼することで必要な支援が得られる環境を整備している。具体的な支援策として、パワーポイント原稿の配布、座席位置配慮及び喋り方の工夫等の担当教員による支援、ノートテイクやチューター配置等の支援者配置による支援、ICレコーダー、拡大読書器の持込及び大学で準備する補聴システムの活用等の支援機器使用による支援、使用教室の変更や設備変更等の環境変更による支援のほか、試験における情報保障として、時間延長、別室支援、座席位置の配慮、試験開始前後におけるノートテイクの配置などを実施し、修学支援を行っている（資料 5-11【ウェブ】）。ノートテイクは、学内で開催する「ノートテイク養成講座」を修了した学生が二人一組となって授業に入り、講義内容をパソコン入力によりリアルタイムに文字化して伝えることで情報保障を図っている。また、日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPNet-Japan）が実施している「聴覚障害学生支援に関する実践事例コンテスト」では、本学のノートテイクが「グッドプラクティス賞」や「新人賞」を受賞しており、本学の障害学生支援の取組みが他大学の参加者に伝わりとともに、ノートテイクとなる学生の学びを深め、人間性・社会性を涵養する機会となっている（資料 7-16【ウェブ】、資料 7-17【ウェブ】）。

学生の成績及び学籍情報は、教育支援課が教務システムにより常時把握している。また必修科目などの授業出席調査を教員に依頼して集約しているほか、単位修得状況、成績状況を勘案して、修学面談を行い、指導助言を行っている。これらの取組みを実施したうえで学期 GPA が 1.60 を下回り修業年限（4 年）での卒業が難しいと判断された成績不振の学生は、学科長との面談指導の対象となるほか、累積 GPA が 1.00 を下回り卒業の見込みがないと判断された場合又は 30 単位未満除籍制度に該当する危険性があると判断された場合は退学勧告を行っている。なお、退学勧告には強制性はなく、このまま成績が改善されなければ卒業できない、あるいは途中で除籍となることを警告するものである（資料 1-26, p33）。なお、学則第 16 条第Ⅱ項により、除籍されたものが復学を願い出たときは、学長がこれを許可することがある。留年者及び休学者については、休学を希望する者は学則第 13 条に基づき、学部長に願い出て、その許可を得て休学している。また、休学期間が 2 年を超えるか、通算して 4 年を超えてもなお休学の理由が解消せず復学できない者は、学則第 16 条に基づき当該教授会の議を経て学長が除籍している（資料 1-1【ウェブ】）。

退学希望者については、退学に関する相談及び手続きの窓口となる教育支援課が状況を把握している。止むを得ない理由により退学しようとする者は、学則第 15 条に基づき学長に願出て、その許可を受けることによって学籍を喪失するが、退学した者が、退学後再入学を願い出たときは、学長はこれを許可することがある（資料 1-1【ウェブ】）。

奨学金等の経済的支援について、奨学金給付・貸与状況は大学基礎データ（表 7）のとおりである。本学独自の給付型奨学金として、北星学園大学初代経済学部長松田武雄の寄附により設けられた松田奨学金があり、学業成績及び人物が優秀な 2 年次以上の経済学部の学生に年額 60,000 円の一時金を授与しているほか、減免制度による経済的支援として、留年生、大学院在学学生、派遣留学帰国者、外国人留学生、社会人選拔者、障害者及び社会福祉学部資生堂児童福祉奨学生への授業料減免等、幅広い層への経済支援制度を整備し、大学公式ウェブサイト等を通して周知している（資料 7-18【ウェブ】）。そのほか、大学としての制度ではないが、学校法人北星学園による男子学生対象の「有馬・安孫子・手島・

第7章 学生支援

時任・永澤奨学金」や北星学園女子中学校同窓会による女子学生対象の「スミス・モンク・エバンス奨学金」が設けられており、本学学生を含む学園の生徒及び学生が対象者となっている（資料 7-19、資料 7-20）。

2020 年度には、新型コロナウイルス感染症の影響による全学的なオンライン授業への移行に伴い、北海道内の大学でいち早く「通信環境整備等支援金」として、申請した学生（98.0%の学生が申請）一人当たり一律 50,000 円を給付している（資料 7-21）。

2020 年度から導入された高等教育の修学支援新制度による授業料等減免対象者及び給付奨学生の数の合計は 417 名であった。また、高等教育の修学支援新制度の支援対象から漏れた学生で、新型コロナウイルスにより家計が急変した学生に対する支援として、「新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した学生に対する授業料減免要領」を制定して支援体制を整備した（資料 7-22）。

入学検定料、入学金、授業料及びその他の学費は学則に定め、上述の奨学金や授業料免除等の経済的支援に関する情報とともに、大学公式ウェブサイト、在学生向け学生生活支援冊子「Campus Guide」、本学受験生向け情報サイト「受験生 Web」及び「入試 GUIDE BOOK」に掲載し、入学希望者や在学生への周知を図っている（資料 1-1【ウェブ】、資料 7-23【ウェブ】、資料 7-2、資料 5-6【ウェブ】、資料 1-28, pp. 110-112）。

学生の生活支援に関する体制については、学生からの学生生活に関する相談体制として、教員のオフィスアワーの設定、総合相談窓口、学生相談室を整備し、学生向けポータルサイト「Campus Guide Web」を通して周知している（資料 7-24【ウェブ】）。

ハラスメント防止のための体制整備としては、本学は「危機管理に関する規程」に基づき、学長を委員長とする全学危機管理委員会を設置している（資料 7-25）。全学危機管理委員会は、本学においてキャンパス・ハラスメントが発生する可能性を認識し、その発生を防止するための施策を検討及び実施するとともに、防止に資する啓発、研修活動を行っている。2018 年度には SD 研修会「ハラスメントの防止・対応に係る SD の実施について」を開催し、「ハラスメントのないキャンパスを作るために」をテーマとして、「NPO アカデミック・ハラスメントをなくすネットワーク（NAAH）」副代表理事による講演を行い、ハラスメントがなぜ問題になるのか、何がハラスメントになるのかを大学における実例を交えながら解説し、ハラスメントをなくすための方法やハラスメントを受けた際の対処方法を紹介した（資料 7-26）。

現に問題が発生した場合には、「危機管理に関する規程」に基づき、アカデミック・ハラスメント調査解決委員会又はセクシュアル・ハラスメント調査解決委員会を直ちに組織する体制を整備しており、学生及び教職員等にとって良好な大学環境を確保している。キャンパス・ハラスメントの申立てを受ける窓口を学内外に設置し、大学外の窓口を男女各 1 人の弁護士、大学内の窓口を総合相談窓口としているほか、チャブレン室、各課窓口、国際教育センター、医務室及び学生相談室がその役割を果たせるよう整備している。また、セクシュアル・ハラスメントに関する苦情の申立て及び相談に応ずるため、各学部から男女各 1 人、短期大学部から男女各 1 人、国際教育センターから 1 名、学生相談室相談員及び保健師を相談員として指名し、在学生向けポータルサイト Campus Guide Web で相談員の所属及び氏名を公表している（資料 7-27【ウェブ】）。

学生相談センターに設置する学生相談室では、学生相談室だより「Lila」を年 4 回発行

第7章 学生支援

し、学生の心身の健康増進並びに保健衛生及び安全への注意喚起を目的としたコラムを掲載するとともに、学生相談室の利用案内や精神科医による月2回の「心の健康相談」について周知を図っている（資料 7-28【ウェブ】）。なお、2020 年度の学生相談室利用者数は 688 人（実人数 74 人）であり、2016 年度から 2020 年度までの 5 年間の平均利用者数は 767.8 人（実人数 115.8 人）となっている（資料 7-29）。

学生の進路支援に関する取組みについて、本学は、キャリアデザインセンターを設置し、キャリアデザインセンター規程に基づき、学生の就職等の進路選択を支援するための活動を企画し、その実施を総括するとともに、学生の就職先を広く開拓し、学生がその資質や能力に適した就職先を確保するための支援を行っている（資料 7-8）。また、大学規程第 160 条に基づき、大学事務局に就職支援課を置き、キャリアデザイン支援やエントリーシートの添削及び面接練習等の就職相談、求人者の開拓などの業務を行っている（資料 2-8）。第 4 章 4.1.3 で述べたとおり、本学は全学的な合意のもと、毎週水曜日Ⅲ講目をキャリアデザインプログラム専用時間として位置付けており、1、2 年次は大学共通科目にキャリア教育科目を配置し、低学年向けプログラムを単位化し、3、4 年次では、正課外でのプログラムを通年開講しており、インターンシップ説明会や SPI 対策講座、航空業界、公務員、福祉専門職及び教員などの各種専門職の資格に関するガイダンス等、実際の就職活動に欠かせない情報をタイムリーに提供している（資料 4-19【ウェブ】）。新型コロナウイルス感染症への対応としては、以下のとおり、オンラインによる就職支援の強化と対面による就職支援における感染防止策を実施した（資料 7-30）。オンラインによる就職支援としては、従来、受け付けていなかった電話やメールでの相談、「Zoom」などのウェブ会議システムを利用した面接指導を積極的に行なったほか、オンラインによる学内企業説明会、面接・ウェブ面接対策ガイダンス、ウェブ集団面接、ウェブテスト対策講座、動画面接対策講座、SPI 解き方講座等を開催した。対面による就職支援においては、就職支援課事務室内のカウンターに飛沫感染防止シールドを設置し、予約制、短時間での対応とし都度、除菌消毒作業を徹底したほか、事務室・資料コーナーは 1 時間に 1 回の一斉換気、始業前、業務終了後の除菌消毒を徹底して行っている。また、2019 年度まで教室で開催していたキャリアデザインプログラムは、ほぼオンラインによる形態に置き換えて実施したほか、自宅における通信環境等に不安を持つ学生のために、空き教室を利用し専用ノート PC、マイク、照明等を設置したウェブ就職活動に特化した“スタジオ”を設置し、面接試験本番のみならず模擬面接や入社式、研修受講にも活用されている。

博士〔後期〕課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供として、本学としてのプレ FD 等の機会は設定していないが、北海道大学の高等教育研修センターが博士課程大学院生を対象として教育の経験を附与するための研修会を主催しており、教育支援課はその都度、開催案内を本学の大学院博士課程に在籍する学生に周知している（資料 7-31）。

学生の正課外活動（部活動等）を充実させるために学生支援委員会を設置し、学生支援委員会規程に基づき、学生の生活指導、課外活動及び福利厚生等に係る制度の整備及び支援を行っている（資料 7-6）。上述のとおり、2020 年度からは学生部を設置するとともに学生部長を配置し、これまで副学長が担っていた学生支援委員会の議長を学生部長が担当することで学生支援体制のより一層の強化を図っている。

第7章 学生支援

大学規程第148条に基づき、大学事務局には学生生活支援課を置き、学内団体の設立、継続及び解散手続き、学外者との活動に係る事前事後の届出管理、各種サークル援助金の交付、施設設備及び機器備品の利用等に関する業務を行っている（資料2-8）。また、学生自治会には、体育系3団体、文化系4団体の計7団体で構成されるサークル協議会を置き、サークル間の意見調整や活動援助、施設設備の利用に関する調整、大学への要望の取りまとめを行っている（資料7-2, p. 104）。

2020年度には、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、学生部として「危機管理ステージ下での課外活動に関するガイドライン」を作成し、全学危機管理委員会の承認を経て学生への周知徹底・指導を実施しており、学内施設での感染や部活動でのクラスター発生は1件も確認されていない（資料7-32【ウェブ】）。

大学全体としてのボランティア活動については、スミス・ミッションセンターが主体となって支援しており、建学の精神の基本理念に由来する「ミッション・ステートメント」に従い、建学の精神を具現化する活動を総合的に企画し、実践を総括している（資料7-33【ウェブ】）。そのほか、ボランティア活動を主とするサークル・団体がいくつか存在する。

2020年度には、新型コロナウイルス感染症の影響による全学的なオンライン授業への移行に伴い、学生及び教員のオンライン授業支援を目的とした遠隔授業サポートチームを設置し、オンライン授業に関する相談窓口を一元化した。また、2021年度からは授業サポートプロジェクトチームとして、学生スタッフ「北星 Student Staff」を雇用し、授業録画支援、録画データの簡易編集等の授業支援活動を行っている（資料4-42【ウェブ】）。

以上のように、本学は学生支援に関する方針に基づき、修学支援、生活支援及び進路支援に関する体制を整備するとともに、組織間での情報共有を円滑にする学生支援連絡会議の設置や入学時から卒業までの一貫したキャリアデザイン制度を整備する等、学生支援のさらなる充実を図っている。

7.1.3 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

学生支援の適切性は、上述の各委員会単位で年度ごとに点検評価及び改善を行い、自己点検評価報告書を作成している。全学内部質保証推進組織である自己点検評価・内部質保証委員会は提出された報告書を踏まえ、各組織の取り組みがその任務を果たしているかについて全学的な観点から点検評価を行い、必要な助言及び勧告等の評価を付している。

2019年度には、課外活動の遠征中における自動車事故により学生1名が死亡するという、危機管理上の極めて重大なアクシデントが発生した（資料7-34【ウェブ】）。今回の事態を厳粛に受け止め、学生支援委員会では、当該サークルへの活動の謹慎処分を命ずるとともに、二度とこのような事故を繰り返さないように「再発防止」を念頭に置き当該サークル

第7章 学生支援

の運営体制の見直しも併せて行った。加えて、今回の事故を教訓として、大学全体としてサークル活動における「安全性」について抜本的に見直す事とし、今後、全サークルに対する安全指導をより一層、強化する事とした。

自己点検評価・内部質保証委員会においても、事故の発生を重く受け止め、学生支援委員会に対して、サークル活動における安全性を点検評価し、必要な制度を整備するよう、最も重い評価である「改善勧告」を付した。学生支援委員会は、改善勧告を踏まえ、2020年度には「サークル顧問への手引き」の内容を刷新し、学生の安全性を重視したほか、例年以上に全サークル代表者や幹部と学生部長及び所管職員との面談の機会を増やし、その度にサークル団体の健全な運営について指導し、改善を図っている。自己点検評価・内部質保証委員会は、これらの改善状況を2020年度自己点検評価報告書により確認している（資料7-35、資料7-36）。

また、全学的な改善に向けた取組みとして、前述のとおり、事故発生当時は副学長が学生支援委員長を担っていたが、この事故により副学長が教学面と学生支援を兼務することの負担の大きさが露呈したため、7.1.2で述べたとおり、2020年度から新設した学生部長が学生支援委員長を担い、学生部及び学生支援連絡会議を設置することで、学生支援体制を充実させ、学生支援に関する組織間による情報共有の強化を図っている（資料3-1【ウェブ】、資料7-9）。

7.2. 長所・特色

ラーニング・コモンズにおける「北星ピア・サポーター」は公募制であり、学生自身を学生支援の取組みに主体的に参画させ、相談を必要とする学生への学習支援を通じて、そのモチベーションや積極的な態度を相互に向上させる取組みとなっている。また、ピア・サポーターの人材育成を通じて、ピア・サポーター自身の資質向上が図られており、建学の精神の基本理念に掲げる「見識を備え責任を自覚し、社会に貢献する独立人」の育成にも資する取組みとなっている。

7.3. 問題点

本学は、学生が自由に真理を探究し、充実した豊かな学生生活を送ることができるよう「学生支援に関する方針」を定めているが、その前提にあるのは危機管理体制の整備である。今後も引き続き、生命、身体並びに財産に侵害する恐れのある事態の防止及び回避のための環境整備並びに学生をはじめとする構成員の保護等の措置を講じていく。

7.4. 全体のまとめ

本学は、建学の精神の基本理念を実現するために、学生が充実した豊かな学生生活を送

第7章 学生支援

ることができるよう、修学支援、学生生活支援及び就職活動支援等の学生支援の種類及び内容を明確にした「学生支援に関する方針」を定めている。この方針に基づき、修学支援、学生生活支援及び進路支援に関する体制を整備し、組織間での情報共有を円滑にする学生支援連絡会議の設置や入学時から卒業までの一貫したキャリアデザイン制度の整備等、学生支援のさらなる充実を図っている。今後も学生支援体制を整備するとともに、学生の生命、身体並びに財産に侵害する恐れのある事態に対して、防止及び回避するための環境整備並びに保護等の措置を講じていく。

第8章 教育研究等環境

8.1. 現状説明

8.1.1 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学は、理念及び目的を実現するため、「教育研究等環境の整備に関する方針」を策定し、教育研究等環境を施設、設備及び制度、サービスの整備により推進するとともに、不正防止の体制を整備し、本学の研究活動の信頼性と公正性を確保している（資料8-1【ウェブ】）。また、それらを教職員ホームページ及び大学公式ウェブサイトでの公表により学内外に周知している（資料1-24【ウェブ】）。

教育研究等環境の整備に関する方針では、施設・設備、情報環境、図書館、教育研究活動、研究倫理、点検評価についての基本的な考え方を列挙しており、快適なキャンパス環境の整備を施設、設備等のハード面から推進するとともに、ソフト面による充実として学術情報サービスの提供、研究活動の推進、研究倫理教育及びコンプライアンス教育を推進し、その適切性の点検評価を行うことで、学生の学修、教員の教育研究活動を推進することを明示している。

以上のように、本学は「教育研究等環境の整備に関する方針」を策定し、学科及び研究科等の方針に基づく活動が円滑に展開されるよう、ハード面及びソフト面の整備、充実により学生の学修及び教員の教育研究活動を推進していくことを明示するとともに、この方針を大学公式ウェブサイト及び教職員ホームページでの公表を通じて広く学内外に周知している。

8.1.2 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1：施設、設備等の整備及び管理

- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

本学は、札幌市中心部から約10kmの厚別区に位置し、札幌市中心部から地下鉄での所要時間は15分、駅から徒歩5分と通学に便利で大変恵まれた場所にある（資料8-2【ウェブ】）。

2021年度現在の施設、設備等の整備状況は大学基礎データ（表1）のとおりである。大谷地キャンパスの校地面積は112,283㎡であり、学部学生（収容定員3,350人）一人当たりの校地面積は33.51㎡と、大学設置基準第37条に基づき算出される学生一人当たりの校地の基準面積10㎡を十分に上回っている。

2014年2月には旧耐震基準の校舎の建替えを含めた「安心・安全なキャンパスの整備工事」に着手し、施設の耐震化率を100%にするとともに、C館の改築、A館の改修及び正門周辺の歩車分離工事を行い、利用者の快適性及び安全性の向上を図っている（資料8-3【ウェブ】）。さらにはセンター棟を改修し、学生たちの自発的な学習を支えるラーニング・コモンズ機能、国際ラウンジ及び学生の憩いの場となるカフェを新設した（資料8-4【ウェブ】）。改修後の校舎面積は約51,033㎡（C館講堂525㎡を除く）であり、大学設置基準第37条の2に基づき算出される校舎の基準面積16,195.5㎡を十分に上回っている。

このような取組みにより、校舎及び施設の構成は、校舎棟（A館・B館・C館及び50周年記念ホール）、図書館、体育館、研究棟（第1・第2）、センター棟（ラーニング・コモンズ、国際ラウンジ、カフェを併設）、大学会館（学生ホールと購買・食堂）、学生会館（サークル棟）、学生交流会館（通称kirari、留学生及び引率教員の宿泊及び正課・課外活動における研修・宿泊として多目的に利用）、チャペル、屋外運動施設及びゲストハウス（短期招聘教員の宿泊施設）となっている（資料8-5【ウェブ】）。教室等の規模は、講義室54室、演習室32室、実験・実習室等14室、情報処理学習室13室、語学学習施設4室のほか、講堂2室となっている。設備面では環境と省エネに配慮し、照明のLED化を計画的に進めているほか、C館では都市ガスエネルギーシステムの導入による電力利用の抑制、トイレの洗浄水に井戸水を利用するなどランニングコスト抑え、災害時にも自家発電装置により48時間自立可能な建物となっている。また、A館の改修によってラウンジを設け、学生がくつろげるスペースを確保している（資料8-6【ウェブ】）。屋外施設としては、運動場は38,852㎡あり、野球場、夜間照明のある多目的グラウンドとテニスコート（6面）を設けているほか、徒歩10分の大学隣接地に、第2グラウンドを有している（資料8-7【ウェブ】）。その他、駐輪場、教職員及び来訪者用駐車場を整備するとともに、学生の多くが札幌市営地下鉄大谷地駅から隣接するサイクリングロードを通して通学していることから、2015年度には通学路にカバードウォークを設置し、一般市民との交錯の緩和を図っている（資料8-8【ウェブ】）。

バリアフリー化の取組みとして、校舎等及び図書館の接続にスロープを採用しているほか、C館は全教室に引き戸を採用している。また、バリアフリーマップを大学公式ウェブサイトに掲載し、キャンパス内の身障者用のエレベーターやトイレ、スロープ等の位置情報を公開している（資料8-9【ウェブ】）。

C館4階から7階には、アクティブ・ラーニング（参加型授業形式）に対応したデジタルAV機器を備え、ゼミ室を含むすべての教室にプロジェクターを設置しているほか、A館及びB館講義室の映像・音響設備装置についても、2019年度の文科省「私立学校施設整備

費補助金（ICT活用推進事業）」により、障害学生支援にも対応したデジタル機器に更新している（資料8-10）。

本学の教職員及び学生（研究生、科目等履修生等を含む）は、学内の特定エリアで Wi-Fi に接続することが可能である。現在の Wi-Fi 接続可能エリアは下表のとおりであり、利用案内を学生向けポータルサイト「Campus Guide Web」で周知している（資料8-11【ウェブ】）。

1. Wi-Fi 接続可能エリア

A館	4階～7階	ラウンジ、教室 ※6階短期大学部関係の部屋及び7階心理・応用コミュニケーション実験室は除く
	3階	教室
	2階	ラウンジ
B館	1階	就職支援課内
	3階～6階	教室 ※3階はB301教室のみ
C館	4階～7階	教室
	1階～2階	講堂、ホワイエ
図書館	1階～4階	全エリア
センター棟	1階～2階	全エリア
大学会館	2階	全エリア
第1研究棟地下	地下1階	全エリア

※情報実習室及びCALL教室ではWi-Fiは利用できません

2015年度に改修されたセンター棟は、上述のとおり、1階にはカフェを併設した国際ラウンジを設置し、留学生の交流や憩いの場を提供するとともに、2階にはラーニング・コモンズを設置し、学生の自主的な学習を促進している。

学生及び教職員における情報倫理の確立を図るため、「総合情報センター情報処理システム利用規程」、「総合情報センターネットワーク利用規程」及び「情報セキュリティポリシー」等の規程を整備し、学生向けポータルサイト「Campus Guide Web」に総合情報センターの利用心得を掲載しているほか、学生生活支援冊子「Campus Guide」により、インターネット上のトラブルに巻き込まれないためのインターネットマナーやメディアリテラシーに関するコラムを掲載している（資料8-12【ウェブ】、資料8-13【ウェブ】、資料8-14、資料8-15【ウェブ】、資料7-2, p.77）。また、正課において大学共通科目の「情報入門」を全学部1年生の必修科目としており、コンピュータ・ウィルス、情報の漏洩や改ざん、不正アクセス、著作権侵害など、情報倫理・モラルならびに情報セキュリティに関する初歩的な知識を教授するとともに、情報を取り扱う際の作法（マナー）など、情報社会に参画する上での適切な態度を身につけた学生を養成している（資料4-10）。

新型コロナウイルス感染症への対応としては、第4章で述べたように、これまで学内メールソフトとして学生及び専任教職員に付与していた Office365 ライセンスを非常勤講師にも付与し、また同時双方向型授業への対応として、全ての専任教育職員及び非常勤講師に「Zoom」ライセンスを付与した。そのほか、本学の LMS である「Moodle」サーバーの増

強等により全学的な遠隔授業の実施に備えた（資料 8-16）。また、自宅の通信環境に不安を抱える学生を支援するため、構内の情報実習室や図書館を開放するとともに、手洗い場の設置をはじめ、サーマルカメラ、本学における危機管理ステージ4（制限中）下での入構記録のための IC カードリーダーの設置、さらに学内共用部には抗菌・抗ウイルスコーティングを施すなど新型コロナウイルス感染症対策に積極的に取り組んでいる（資料 4-41【ウェブ】）。

以上のように、本学は、教育研究等環境の整備に関する方針に従い、必要な校地、校舎を配備し、計画的な改修工事により安全衛生を確保するとともに、省エネルギー化のための照明の LED 化やスロープの設置によるバリアフリー化など、快適なキャンパス環境を整備している。また、講義室への ICT 機器の導入や Wi-Fi 環境の整備を進めるとともに、学生への情報倫理教育を必修科目により実施している。

8.1.3 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・ 学術情報へのアクセスに関する対応
- ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

評価の視点2：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

図書館の資料は、学生の学修、教員の教育研究活動の発展及び支援に資するよう、「図書館資料収集方針」に明示した選定の基準や要領に基づき教員及び図書館職員によって収集され、大学院生や学部学生からの希望資料も受入れている（資料 8-17）。

本学の図書館及び図書資料等の状況は大学基礎データ（表1）のとおりである。図書 622,720 冊、学術雑誌 4,547 種を所蔵しているほか、オンラインデータベース 13,669 種を契約している（資料 8-18）。本学紀要（北星論集、大学院論集）は、北星学園大学学術情報リポジトリで蓄積・保存している（資料 8-19【ウェブ】）。

本学図書館の蔵書検索(OPAC)で表示される書誌情報は、NII（国立情報学研究所）による最新の目録所在情報システム「CAT2020」に対応している（資料 8-20【ウェブ】）。

本学は NACSIS-ILL（図書館間相互貸借サービス）に参加しており、本学学生及び教職員は本学図書館に所蔵されていない資料を他機関から取り寄せることが可能である。なお、ILL の利用希望者には、本学独自の講習会「文献検索サポートプログラム」の受講を義務付けている。本学学生及び教職員が ILL を利用する前に、希望する資料が本学図書館又はオンライン上で入手可能かを自分自身で調べる力を養うことが目的であり、利用者の文献

検索能力の向上及び事務処理の効率化を図っている。また、北海道地区大学図書館協議会に加盟しており、加盟大学の図書館において本学の学生証又は職員証による所蔵資料の閲覧、複写のサービス及び図書を借りる（一部の図書館を除く）ことが可能となっている（資料 8-21【ウェブ】）。

2020 年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止策の一環として大学の入構が制限され、学生は図書館の資料や学内専用データベースへのアクセスが困難となった。このことから、図書館は総合情報処理センターとの協同により VPN 接続を導入し、学外から学内ネットワークに接続して学内専用のデータベースを利用できるようになった。VPN を利用してアクセスできる学内専用データベースは、2020 年度に契約しているデータベース全体のおよそ 8 割となっている。その他、図書の郵送貸出導入、図書の置き置き予約等の取組みにより学術情報へのアクセスを保障した（資料 8-22【ウェブ】、資料 8-23【ウェブ】、資料 8-24【ウェブ】、資料 8-25【ウェブ】）。

本学図書館は、延面積 5,134 m²、閲覧座席 448 席、書架収容能力 98 万冊で、館内には通常の閲覧テーブルのほか、個人キャレル、話せる学習エリア、情報検索コーナー、蔵書検索コーナー、コピー機、AV ブース、PC コーナー、ガイダンスルーム 1 室、休憩室 1 室、グループ学習室 3 室があり、多様な学習・研究活動に対応可能な環境を整備しているほか、全館無線 LAN に対応しており、本学の教職員及び学生が自由にアクセス可能となっている（資料 8-18）。2018 年 9 月の北海道胆振東部地震では 3 階図書に 7,351 冊の落下があり、その安全対策として書架上部 2 段に落下防止装置「書籍落下防止装置ブックキーパーⅡ（感震式）」を導入している（資料 8-26）。開館時間については、平日は 8 時 45 分から 22 時まで、土曜日は 8 時 45 分から 20 時までとし、日曜日及び祝日は 12 時から 17 時までの特別開館となっている。なお、新型コロナウイルス感染症の影響による臨時閉館のため総開館日数は 233 日となり、前年度より 79 日減少し、感染状況を踏まえた特別短縮開館を行ったほか、閲覧席の利用制限や休憩室の閉室などの感染防止対策を実施した（資料 8-18, p. 15）。

図書館には司書課事務室を設置し、専任職員 6 人、臨時職員 2 人のほか、業務委託スタッフ 7 人の合計 15 人を配置し、資料の受入れや整理、情報サービス等の業務を行っているほか、図書館オリエンテーションや上述の講習会等を開催し、利用者の文献収集能力の向上を図っている（資料 8-18, p. 40）。

以上のように、本学図書館は教育研究等環境の整備に関する方針に従い、図書館資料収集方針に基づき資料を収集するとともに、学外との学術情報の相互提供システムの構築により利用者が学習、教育研究活動を十分に展開できるよう支援している。また、専門的知識を有する職員を配置するとともに、利用者自身の文献検索能力を向上させるための図書館オリエンテーション及び文献検索サポートプログラムを実施している。

8.1.4 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1：研究活動を促進させるための条件の整備

- ・大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・研究費の適切な支給
- ・外部資金獲得のための支援
- ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制

本学は、教員が正義と良心に従い、自由な発想に基づいた研究活動を展開できるように、学内研究費の配分や研究室の配備、研究時間の確保及び外部資金獲得支援制度等の研究環境を整備している。

研究活動の支援体制として、総合研究センターを設置し、総合研究センター規程に基づき、教員の学術研究活動の活性化と研究水準の向上を推進するための活動を行うとともに、事務局に研究支援課を置き、総合研究センターの事務、研究費の支出及び管理などの日常的な研究支援を行っている（資料 8-27）。

本学は専任教員の多様な研究活動の活性化を図るため、教育研究等環境の整備に関する方針に従い、研究費制度を下表のとおり整備しており、教員研究費の内訳は大学基礎データ（表 8）のとおりである。

個人研究費の配分を受ける教育職員は、個人研究費取扱要領に定めるとおり、教員情報システムにより研究計画を教員評価委員会に提出し、研究活動研究業績等を記録するとともに、年度の終わりに研究活動自己点検評価報告を教員評価委員会に提出している（資料 6-18、資料 6-19）。また、傾斜配分制度を導入し、加算希望者の研究業績を点数化し、財源の範囲内で評価点が高い教員から順に比例配分するほか、学内教員による共同研究や学会発表活動等を支援する特定研究費制度を整備している（資料 8-28）。

外部資金獲得のための支援については、文科省科学研究費助成事業（以下「科研費」という）の採択支援を中心とすることを 2019 年度に教員評価委員会で確認している。同年度には民間 URA（University Research Administrator）による科研費申請書添削サービスを導入し、一定の効果があるという調査結果が出たことから継続して実施している。また、科研費申請説明会を 9 月開催から 6 月開催に変更し、7 月から開始される申請書添削サービスと継続性のある内容とするほか、科研費申請者に対しては応募に係るすべての費用を大学が負担している（資料 8-29）。

研究棟の利用時間は 7 時から 22 時までとし、守衛が玄関の解錠及び施錠を行っている。土曜日は授業開講期間のみ解錠し、それ以外の休校日は A 館 1 階守衛室においてカードキー（シリアルナンバー付）の貸出及び返却を行っている。研究室は専任教員 1 人につき 1 室を割当て、研究室の鍵は各教員が管理するとともに、退室時の施錠徹底を要請している（資料 8-30）。

研究時間の確保及び研究専念期間の保障については、国内外研修制度、サバティカル休暇制度及びバイアウト制度を整備している（資料 8-31、資料 8-32、資料 8-33）。バイアウト制度は研究費を財源とし、担当授業科目を非常勤講師に一部委嘱することで研究時間を

第8章 教育研究等環境

制度	種類	配分時期	金 額
個人研究費	基礎額	4月1日	通常専任 50万円
			嘱託及び特別専任教育職員 30万円
	大学院加算額	5月中旬	原則0.5コマにつき、2.5万円
	科研費加算額 (研究代表者〔2年目以降〕)	4月1日	当該年度の採択者に 配分される 直接経費の10% (千円未満切り下げ)
	科研費加算額 (研究代表者〔新規採択〕)	7月中旬	
	科研費加算額 (研究代表者〔A判定不採択者〕)	5月中旬	基盤研究(S)(A)(B) 挑戦的研究(開拓) 30万円
			基盤研究(C) 挑戦的研究(萌芽) 若手研究20万円
			研究活動スタート支援 10万円
	傾斜配分額 ※科研費研究代表者として採択・応募者のみ	4月中旬	申請上限30万円
	繰越額(5万円以内) ※学部長の承認による	4月中旬	千円単位で申請 傾斜配分と合計50万円まで支給
	繰越額(5万円超) ※教員評価委員会の承認による	4月下旬	
特定研究費	若手支援加算	4月下旬	申請上限20万円
	共同研究費	6月上旬	共同研究 申請上限50万円
			プロジェクト研究 申請上限100万円
	学会活動支援研究費	都度	1年度総額50万円まで 1件あたりの支出上限 国内開催10万円 国外開催25万円
	日本私立学校振興・共済事業団による 学術研究振興資金に採択された研究活動	公募要領による	1年度につき支出上限 1,000万円
	科学研究費助成事業の 応募申請補助要員		勤務時間1日5時間 勤務日数5日まで 全額補助
	ハイレベル研究支援費		バイアウト最少額相当額

確保する制度であり、文部科学省による競争的研究費制度の改善に合わせて導入した。その他、採択された研究課題の直接経費が500万円を超える研究代表者に対して、バイアウト制度の利用によって支出した個人研究費又は科研費の一部を補填するハイレベル研究支援費制度を導入している(資料8-28)。

教育活動の支援として、教育補助業務に従事するティーチング・アシスタント(以下「TA」という)を置き、授業科目を円滑かつ効果的に実施する制度を整備している(資料8-34)。TAは、本学大学院の修士課程又は博士〔後期〕課程在学者又修了者若しくは授業科目の円滑かつ効果的な実施に必要な知識、技能又は経験等を備えていると認められる学外の者の

内、所定の選考基準を満たした者が採用されている。TA は、授業科目の進行補助、資料作成及び機材準備等に関する業務、講義、演習、実験及び実習等における学生に対する指導、助言及び相談等に関する業務、その他授業科目の展開上特に必要と認められる教育補助業務を行っている。

以上のように、本学は、教育研究等環境の整備に関する方針に従い、研究費の配分や研究室の配備、科研費獲得を中心とした民間 URA 科研費申請書添削サービス等の支援体制を整備するとともに、国内外研修制度やバイアウト制度等により研究時間の確保することで、教員の自由な発想に基づいた研究活動の展開を推進している。

8.1.5 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

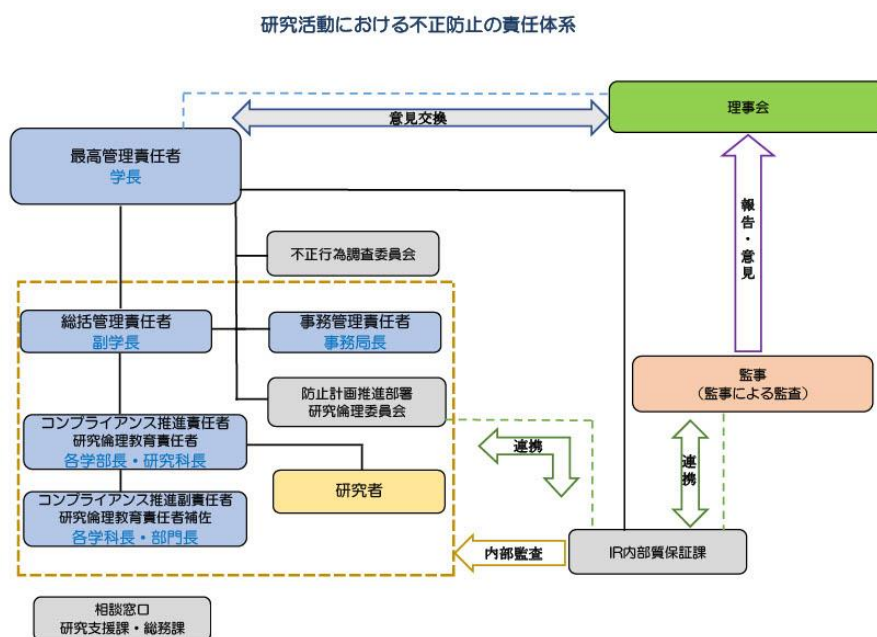
- ・ 規程の整備
- ・ 教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等）
- ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

本学は、文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日）、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（令和3年2月1日改正）」を順守し研究倫理及びコンプライアンスを推進するために、本学における研究活動及び公的研究費の取扱いに係る不正行為の防止に関して諸規程を整備するなどして対応している。

本学では、研究に携わるすべての者が遵守すべき規範として「研究倫理指針」を定めている。また、学長を議長とし、副学長、学部長及び事務局長により構成される研究倫理委員会を設置し、「研究倫理委員会規程」に基づき、コンプライアンスを含めた研究倫理に関する事項について審議、調査、検討を行っている（資料8-35【ウェブ】、資料8-36【ウェブ】）。

また、「北星学園大学における公的研究費の不正防止対策の基本方針」を策定し、「研究活動における不正防止規程」を定め、不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応について定め、責任体制を明確にし、学内外に公表している。また、この規程で公益通報時の取り扱いについても規定している（資料8-37【ウェブ】、資料8-38【ウェブ】）。

さらに、「公的研究費の運営・管理に関する規程」において、科研費等の公的研究費の適正な運営や管理について責任体制を明確にし、必要な事項を定めている。加えて、「公的研究費不正防止計画」を立て、その取り組みを進める中で不正を発生させる要因の把握と検証を進め、必要に応じて計画の見直しを行っている（資料8-39【ウェブ】、資料8-40【ウェブ】、資料8-41【ウェブ】）。



また、本学における人を対象とする研究を遂行するうえで求められる研究者の行動及び態度を「人を対象とする研究倫理指針」に定めるとともに、本学の研究者が人を対象とする研究を実施する場合は、研究倫理委員会に対し研究倫理審査を申請するよう推奨している（資料 8-42）。

研究倫理審査の手続きは「研究倫理審査手続要領」に定め、研究倫理委員会は申請者から提出された「研究倫理審査申請書」の内容に基づき審査を実施し、承認、条件付承認、変更の勧告、不承認、非該当のいずれかにより判定を行っており、条件付承認や変更の勧告を行う場合は、丁寧な説明を心掛け、研究者の研究倫理意識の向上を図っている（資料8-43【ウェブ】）。

なお、学内に研究倫理情報保管庫を設置し、「研究倫理情報保管庫取扱要領」に基づき、終了した研究の情報を保護している（資料 8-44【ウェブ】）。

本学は、研究倫理教育やコンプライアンス教育を、研究費の配分を受ける教員及び大学院学生のほか、研究費の管理に携わる事務職員を対象として毎年度実施しており、研究倫理意識の維持向上は相応になされてきたといえる。2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、公正な研究推進のための研修会を開催できなかったため、2021年度は研修会をオンライン開催し、研究倫理教育及びコンプライアンス教育を実施した（資料8-45）。学部生への全学的な研究倫理教育は、2019年度から実施しており、全学生に配布する履修ガイドに研究倫理上の義務と責任、研究倫理のポイント、研究活動における「特定不正行為」、本学における不正行為防止の取組みを解説し、必要に応じて、演習などのゼミナールや、卒業論文、卒業研究の指導において担当教員から直接指導しているほか、リーフレット「研究倫理のポイント-調査活動・レポート・論文作成の心得-」を作成し、オリエンテ

ーション等の機会に学生及び教職員に配布している（資料 1-26, pp. 28-30、資料 8-46【ウェブ】）。

以上のように、本学は、文部科学省の各種ガイドラインに対応し、「研究倫理指針」及び「人を対象とする研究倫理指針」を本学のすべての研究者が守るべき規範としている。また、研究倫理教育及びコンプライアンス教育を年度ごとに実施するとともに、研究倫理審査の体制を整備し、不正な研究活動を防ぐことで本学における研究活動の信頼性及び公正性を確保している。

8.1.6 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究等環境の適切性については、施設、設備等の維持整備及び拡充計画は企画運営会議が、ネットワークの整備等の情報環境は総合情報センターが、図書館の運営は図書館運営委員会が、研究環境は総合研究センターが、研究倫理は研究倫理委員会が年度ごとに点検評価及び改善を行い、自己点検評価報告書を作成している。全学内部質保証推進組織である自己点検評価・内部質保証委員会は提出された報告書を踏まえ、各組織の取り組みがその任務を果たしているかについて全学的な観点から点検評価を行い、必要な助言及び勧告等の評価を付している。

総合研究センターでは、教員評価委員会による研究費制度の大幅な改定により、2020 年度から個人研究費基礎額以外の研究費が減額となったことを踏まえ、これまでどおりの研究を行うには、科研費等外部資金を獲得することが求められるとの結論に至った。特に科研費を継続的に獲得するなど研究の成果を出し続けている教員が、より一層研究を推進できるよう研究環境を検証した。その結果、教員の研究時間が減少していることから、研究時間捻出策として、上述のとおりバイアウト制度を導入することとした。

自己点検評価・内部質保証委員会は、総合研究センターから提出を受けた自己点検評価報告書を踏まえ、本学教員の学術研究活動の活性化に資する取り組みとしてバイアウト制度の導入を評価した。一方、改善課題として、科研費以外の外部機関からの研究費獲得が低調であることから、民間又は政府関連法人からの受託・請負研究及び研究助成金等の獲得に向けた取り組みを求めた。総合研究センターはこの改善課題を踏まえ、まずは学内において複数の研究者が行う共同研究、課題解決型のプロジェクト研究を活性化することを目的として特定研究費取扱要領の改正を行い、企業等から委託される複数の研究者による課題解決型の受託研究を獲得するための基盤整備を実施した（資料 8-47）。

8.2. 長所・特色

全学的な共通理解により、学生への情報倫理の啓発教育を正課の大学共通科目で必修化し、本学のすべての学生が1年次に受講することで、情報倫理、モラル及び情報セキュリティに関する初歩的な知識を修得し、今後、大学や実社会において直面するコンピュータ・ウィルス、情報の漏洩や改ざん、不正アクセス、著作権侵害などの問題に適切に対処する能力を培うとともに、情報を取り扱う際の作法（マナー）など、情報社会に参画する上で適切な態度を身につけている。

8.3. 問題点

特になし。

8.4. 全体のまとめ

本学は「教育研究等環境の整備に関する方針」を策定し、学科及び研究科等の方針に基づく活動が円滑に展開されるよう、ハード面及びソフト面の整備、充実により学生の学修及び教員の教育研究活動を推進していくことを明示するとともに、この方針を大学公式ウェブサイト及び教職員ホームページでの公表を通じて広く学内外に周知している。この方針に従い、必要な校地、校舎を配備し、計画的な改修工事により安全衛生を確保するとともに、省エネルギー化のための照明のLED化やスロープの設置によるバリアフリー化など、快適なキャンパス環境を整備している。また、講義室へのICT機器の導入やWi-Fi環境の整備を進めるとともに、学生への情報倫理教育を必修科目により実施している。図書館は、図書館資料収集方針に基づき資料を収集するとともに、学外との学術情報の相互提供システムの構築により利用者が学習、教育研究活動を十分に展開できるよう支援している。また、専門的知識を有する職員を配置するとともに、利用者自身の文献検索能力を向上させるための図書館オリエンテーション及び文献検索サポートプログラムを実施している。教員の自由な発想に基づいた研究活動の展開を推進するため、研究費の配分や研究室の配備、科研費獲得を中心とした民間URAによる科研費申請書添削サービス等の支援体制を整備するとともに、国内外研修制度やバイアウト制度等により研究時間を確保している。研究倫理については、文部科学省の各種ガイドラインに対応し、「研究倫理指針」及び「人を対象とする研究倫理指針」を本学のすべての研究者が守るべき規範としている。また、研究倫理教育及びコンプライアンス教育を年度ごとに実施するとともに、研究倫理審査の体制を整備し、不正な研究活動を防ぐことで本学における研究活動の信頼性及び公正性を確保している。これらの取組みは各組織において年度ごとに点検評価活動がなされ、自己点検評価・内部質保証委員会の全学的な観点による評価、助言及び勧告により、その適切性を担保している。

第9章 社会連携・社会貢献

9.1. 現状説明

9.1.1 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

本学は、建学の精神の基本理念において、地域、社会及び世界に開かれた大学となることを目標として掲げるとともに、建学の精神の基本理念に由来するミッション・ステートメントでは本学の使命として、大学における教育及び研究から「知と技」を生み出し、それらが社会において成果を発揮し、社会において貢献できる存在となることを宣言している。これらの目標及び使命を達成するために「社会連携ポリシー」を策定し、大学公式ウェブサイト及び教職員ホームページを通して学内外に公表している（資料 9-1【ウェブ】、資料 1-24【ウェブ】）。

社会連携ポリシーは、産学官連携、学習機会の提供、地域活動への参加、人材育成に分けられる。産学官連携は、本学における教育研究から生まれた「知と技」を自治体、企業・団体、非営利組織等と連携し、地域の福祉、教育、文化及び産業等に還元し、もってその振興に貢献することである。学習機会の提供は、北星オープンユニバーシティや公開講座をはじめとする各種講座を開講するとともに、図書館など本学の教育機能を地域社会に開放することである。地域活動への参加は、本学学生及び教職員が地域活動に積極的に携わることである。そして、人材育成は、本学での教育課程及び地域での活動を通じ、学生が卒業後も地域社会や国際社会での活動に携わることである。これらのポリシーに基づく取組みにより、地域の福祉、教育文化及び産業等の振興並びに地域・国際社会の発展に貢献し、地域に根ざした開かれた大学となることを目指している。

9.1.2 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：学外組織との適切な連携体制

評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点3：地域交流、国際交流事業への参加

本学は社会連携センターを設置し、社会連携ポリシー及び社会連携センター規程に基づ

き、社会連携の窓口として、地域住民、自治体、企業・団体、非営利組織等との連携・交流を深め、本学の知と技を有効活用し、地域の福祉、教育、文化及び産業等の振興並びに地域・国際社会の発展に寄与するための取組みを推進している（資料9-2）。

本学は、札幌市厚別区、札幌副都心開発公社と2008年に三者連携協定を締結し、厚別区の地域振興に協力している（資料9-3）。その一環として、2010年度から写真を通して新さっぽろの魅力を再発見し、厚別区のまちづくり活動につなげることを目的とする「新さっぽろフォトコンテスト」を開催し、コンテストの企画、運営、審査、展示まで三者が協力して運営している（資料9-4【ウェブ】）。また2015年度から2019年度まで札幌市厚別区との連携事業として「キャンパスタウン厚別～おせっかいやきになろう！～」を企画し、厚別区に居住する60歳以上の住民を対象とする全7回の生涯学習講座を、本学を会場として開講した。本事業では毎年度50人程度の受講者が「協働とは何か」、「対話で重要なポイントとは何か」などの講座を受講し、プログラム終了後には参加者有志の同窓会が結成されるなど、受講者が地域活動に参加する意欲を高め、地域活動に必要な知識を身に付けることで、高齢者が健康で元気に暮らし続けることのできるコミュニティ形成の一助となっている（資料9-5【ウェブ】）。なお、2020年度からは後継事業である「瑞穂大学」を実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、プログラムを中止している。2019年度には厚別区誕生30周年を記念して、厚別区介護予防センター大谷地、厚別区第二地域包括支援センター、厚別区社会福祉協議会、厚別区保健福祉部及び地域のコミュニティ拠点となっているショッピングセンターなどの協力により「つながる相談会&大谷地交流イベント」を開催し、健康・福祉・介護相談などの相談会や本学学生と一緒に厚別区ご当地体操を実施したほか、上述の「新さっぽろフォトコンテスト」での「あつべつ魅力再発見賞」の新設や、大学祭期間中に、北海道を拠点として活動する本学園女子中学高等学校出身の絵本作家による「地域」、「まちづくり」をキーワードとした講演会や絵本の読み聞かせ音楽会を開催したりするなど、産学官連携による地域貢献を行っている（資料9-6【ウェブ】、資料9-7, p.8【ウェブ】、資料9-8【ウェブ】、資料9-9【ウェブ】）。

本学は、生涯学習の機会を提供するために、「北星オープンユニバーシティ」事業を展開している。一般市民や本学学生を対象に年間約50講座を、語学講座、資格取得、文化教養、キリスト教関連のカテゴリーに分けて開講し、大学の「知と技」を地域社会に還元できるよう、学内の人材や資源を有効に活用するとともに、学外の人材との交流を深めることで、より開かれた大学となることを目指している（資料9-10【ウェブ】）。

そのほか、学科及び部門ごとに「公開講座」を開催しており、国内外の専門家を講師として招聘し、本学学生及び一般市民に無料で公開しているほか、大学及び短期大学部の各学科及び部門の輪番により「大学公開講座」を開催し、ひとつのテーマにおいて全6回の講座を秋に開講している（資料9-11【ウェブ】、資料9-12【ウェブ】）。

地域交流に関する取組みについては、2017年度に札幌市と協定を締結した「札幌市営住宅（もみじ台団地）の大学・短期大学部生への提供事業」を実施している（資料9-13【ウェブ】）。本事業は、札幌市が市営住宅の空き室を格安で学生に提供し、学生は清掃や玄除雪、お祭りの手伝い等の自治会活動に参加することで地域活性化に貢献する取組みであり、毎年度4人ほどの学生が入居している。また、スミス・ミッションセンターでは、建学の精神の基本理念に由来する「ミッション・ステートメント」に従い、建学の精神を具現

化する活動として地域社会との連携に取り組んでおり、毎年12月には、キャンパス内の中庭で小学生向けのクリスマスツリーの点灯式を開催している。2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響によって地域住民の来学は叶わなかったが、点灯式の模様や近隣の小学生や本学学生有志、教職員が制作したステンドグラス風の飾りつけを撮影した動画を大学公式ウェブサイトで公開した。2021年度には感染症対策のため人数制限を設け、小学生対象の「北星チャペルでクリスマス」及び「大きなクリスマスツリー点灯式」を開催した（資料9-14【ウェブ】）。

国際交流に関する取組みについては、開学以来、国際性の追求を大学の姿勢の一つとしており、2021年度現在、9の国・地域の18大学との協定校ネットワークを構築している（資料1-28, pp. 55-56、資料9-15）。国際教育センターでは交換受入留学生に向けて多彩な国際交流の機会を設けている。たとえば、日本語会話パートナーとして本学学生が留学生とグループを作り、日本語を用いて会話をする練習相手となるプログラムや、バディ制度として本学学生が留学生と1対1のパートナーとなり、学内施設の利用方法案内、公共交通機関の乗り方、区役所での手続き同行、買い物などを手助けするプログラムは、来日したばかりの留学生にとって、学生の目線でいろいろなことを教えてくれる頼りになる友人となり、本学の交換受入留学生プログラムに欠かせない存在となっている。そのほか、書道や活け花などの日本の伝統文化を体験できる機会や、本学学生と留学生がともに札幌近郊での宿泊旅行に出かけるプログラム、春季と秋季に留学生が小学校を訪問し、自分の国について紹介したり、子供たちと日本の遊びを一緒に挑戦したりすることで、地域・国際交流を深めるプログラムなどを展開している（資料9-16【ウェブ】）。交換受入留学生プログラム以外の主な国際交流事業としては、「東アジア学生交流プログラム（EASCOM/イースコム/East Asia Student Communication program）」を実施しており、滞在期間約2週間で、中国の大連外国語大学、韓国カトリック大学校、台湾の東海大学の学部学生を本学に招聘し、本学学生との間で学習交流及び文化交流を行っている。なお、2020年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響によりオンライン開催としている（資料9-17【ウェブ】）。

前章で説明した図書館は学外者にも開放し、本学が所蔵する専門的な学術資料を提供している。調査研究目的に限定した登録制度であるが、資料の利用制限がないため、一般的な読書要求にも応える形となっている。また、一般の高校生には受験勉強の場として図書館を開放し、通年で利用できる『許可証』を発行している。ただし、2020年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響により学外者の開放を中断している（資料9-18【ウェブ】）。

以上のように、社会連携ポリシーに基づき、自治体との連携によって地域高齢者への生涯学習の機会を提供し、オープンユニバーシティ事業及び公開講座の実施を通して学生の多様な学習機会の確保と資格取得の支援や社会人に生涯学習の場を提供するほか、本学学生を地域交流及び国際交流に主体的に参画させることで卒業後も地域社会、国際社会での活動に携わることのできる人材育成に努めている。

9.1.3 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

社会連携及び社会貢献の適切性の検証は、各組織がそれぞれの分掌に基づき実施している。具体的には、全学的な社会連携事業については社会連携センター運営委員会が、クリスマス点灯式等のミッション・ステートメントに基づく地域交流イベント等の活動はスミス・ミッションセンター運営委員会が、「EASCOM」等の国際交流事業は国際教育推進委員会が、図書館については図書館運営委員会が年度ごとに自己点検評価報告書を作成し、当年度の活動に関する自己点検評価と次年度への課題を設定している。全学内部質保証推進組織である自己点検評価・内部質保証委員会は、各組織の報告書に基づき、全学的な観点から、各組織による活動がそれぞれの任務を果たしているか点検評価を実施している。

社会連携センターでは、オープンユニバーシティの在学生の延べ受講者数がこの10年間で約半数となっていることや、受講者が減少して支出超過となる講座があるため、受講者数の減少を改善するための検証を実施している。2019年度の受講生は前年度と比べ、全体で91人、在学生で44人減少しており、在学生の資格関係講座の受講者減少が顕著である要因については、ここ数年の就職状況の好転が少なからず影響していると分析している。また、受講者アンケートの再確認によって、ウェブサイトの使いづらさの解消やスマートフォン表示対応の要望が多いことが問題点として浮上したため、10年近くアップデートされていないオープンユニバーシティシステムのリプレイスに取組み、2021年度から稼働できるように整備した。自己点検評価・内部質保証委員会は、自己点検評価報告書及び新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえ、社会連携センターに対し、学内資源及び受講者のニーズに基づき、開講講座を検証するよう改善を求めた（資料9-19）。

社会連携センターは改善課題を踏まえ、在学生向け資格取得講座について、オンライン講座の導入や開講期の見直しにより、開講講座数20講座（2019年度：13講座）、受講者数251人（2019年度：279人）を確保し、コロナ禍による大幅減少の予想に反して、微減にとどめることができています。2021年度には一般向け講座のオンライン展開も含め、学内で利用可能な資源の掘り起こしを行ない、学外者も含めた受講者増について引き続き検討している（資料9-20）。

9.2. 長所・特色

厚別区との連携事業「キャンパスタウン厚別～おせっかいやきになろう！～」は、本学の「知と技」の還元による地域振興への貢献だけでなく、参加者有志により同窓会が設立されるなど、地域の高齢者が健康で元気に暮らし続けることのできるコミュニティ形成につながっており、建学の精神の基本理念に掲げる開かれた大学の実現に資する取組みとなっている。

9.3. 問題点

2020年度の社会連携活動は新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け、上述のように厚別区との連携事業の後継となる瑞穂大学が中止となったほか、地域協定連携を結んでいる歌志内市の高齢者大学プログラムへの講師派遣、英文学科が協力している新ひだか町の国際交流事業など、多くの事業が中止となり、また、感染防止対策が最優先となり新たな連携を推進することも難しい状況であった。このような状況を踏まえ、自己点検評価・内部質保証委員会は社会連携センターに対し、新型コロナウイルス感染症の影響下においても実施可能な地域社会との連携を検討するよう改善課題を付した。社会連携センターは2021年度中に北海道社会福祉協議会と連携協定を締結し、福祉及び教育の分野における相互連携により、北海道の福祉活動の推進及び福祉人材の育成に本学の「知と技」を還元できるよう取組みを継続している。

9.4. 全体のまとめ

本学は、建学の精神の基本理念及びミッション・ステートメントを実現するために「社会連携ポリシー」を策定し、生涯学習支援、地域活動への参画及び社会に貢献できる人材育成によって「知と技」を社会に還元する方針を大学公式ウェブサイト及び教職員ホームページを通して学内外に公表している。また、方針に基づき、自治体との連携による地域高齢者への生涯学習の機会の提供、オープンユニバーシティ事業及び公開講座の実施による学生の多様な学習機会の確保、資格取得の支援並びに社会人への生涯学習の場の提供のほか、札幌市との「学生への市営住宅提供事業」、提携校との「東アジア学生交流プログラム」による本学学生の地域交流及び国際交流の参画、クリスマスのイベント開催等による地域交流、図書館の開放などの取組みを実施している。社会連携活動は、2019年度来の新型コロナウイルス感染症の流行により多くの事業が中止を余儀なくされ、また、感染防止対策が最優先となり、新たな連携を推進することも難しい状況であったが、今後は感染状況を注視しながら、オープンユニバーシティの開講や自治体及び企業団体との連携協定の動きを再開し、本学の「知と技」を還元できるよう取組みを継続していく。

第10章 大学運営・財務

第1節 大学運営

10(1).1 現状説明

10(1).1.1. 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示 評価の視点2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知
--

本学では、管理運営の基本指針ともなる「ミッション・ステートメント（北星学園大学が目指すもの）」を以下のように定め、大学公式ウェブサイト等で広く社会に公表している。（資料1-5【ウェブ】）

北星学園は、その歴史が一世紀を越えてなお創立者サラ・C・スミスの愛と知と技に基づく教育の志を継承しつつ今日に至っています。北星学園大学は、その時代を越えて継承されてきた想いを、今後も教職員・学生の連携に基づき、そこに携わったすべての者において継承し続けるために、この使命を宣言します。

ミッション・ステートメント

1. 私たち北星学園大学に集う者は、正義と良心に従い、自由に真理を探求し、真理によって自由を得ることを目指します。
2. 私たちは、移りゆく時代の中で、地域・社会・世界の諸情勢に絶えず目を向け、その中における北星学園大学の存在意義を確認し、本学の果たしていく役割を考え、実践することを目指します。
3. 私たちは、世と時代が作り出した、悲惨な出来事に対して、平和と尊厳を作り出していくために、北星学園大学が果たしていく役割を考え、実践することを目指します。
4. 私たちは、北星学園大学における教育・学習・研究から知と技を生み出すとともに、それらが社会において成果を発揮し、社会において貢献できる存在となることを目指します。
5. 私たちは、このような志の下に契約に基づいて集い、そこから愛の献身と批判的精神において、自由な交わりと活動が営まれる北星学園大学であることを目指します。

『求めよ、そうすれば、与えられるであろう』（マタイによる福音書7章7節）

上記の方針に基づき、「学校法人北星学園 中長期計画～グランドデザイン 2020-2040～」を作成し、その中で『大学・短期大学の目指す姿』として 2040 年までに達成する目標と、必要な取組みについて、以下のとおり確認している。

大学・短期大学の目指す姿【北星ブランドの確立】～2040 年に向けて

- ◎ 「北星でなければならない」と、高校生・社会から必要とされる（選ばれる）大学・短大を目指す。
 - ◎ 全国から入学志願者を集められるような知名度をもった大学・短大を目指す。
 - ◎ 北海道・札幌と、世界・日本全国を結ぶハブ（拠点）大学・短大を目指す。
 - ◎ 以上のことを踏まえ、これまでの北星学園（大学・短期大学）の教育エッセンス〔キリスト教に基づく人格教育、人間性・社会性・国際性の育成〕を基礎にして、情報や理数（STE(A)M）教育も加味した、新たな人文社会系の総合大学となる。
- a. 北星ブランドの復興
 - b. 教育、研究の見直し
 - c. 人間性・社会性・国際性の実質化
 - d. 人文科学・社会科学＋ α を強化する
 - e. 社会の変化に対応し、乗り越える人財を育てる

今後、a～e の具体化について検討する。人口の高齢化及び減少、格差の拡大する中、持続可能な社会をつくり支えることができる人財の輩出を目指すとともに、リカレント教育・生涯教育の実践も検討する（資料 1-30【ウェブ】）。

また、単年度ごとの運営計画についても、1. 「建学の精神」の継承と実践、2. 教育課程、教育組織及び教育活動、3. 教育の質保証、学生支援、4. 研究組織及び研究活動、5. 教員評価、FD 及び SD、6. 大学運営のあり方及び組織・機構、7. 教育環境及び施設設備、財政、8. 大学広報、9. 学生募集、10. 就職支援、11. 学生厚生及び課外活動、12. 教育の国際化及び国際交流、13. 高大連携、地域社会との連携及び社会貢献、14. 大学のあり方と自己点検・評価、15. 理事会及び各学校との連携の、15 項目で作成している（資料 10(1)-1）。

企画運営会議で原案を作成し、部局長会議で検討を加え、大学評議会に報告のうえ学園評議員会に諮問し、理事会決定という手続きで毎年度策定している。4 月 1 日発行の北星学園広報に掲載することで全教職員及び理事・評議員に周知している。翌年度には同様の手続きにより「大学・短期大学部運営総括」（資料 10(1)-2）を作成して進捗状況の確認とし、6 月 1 日発行の北星学園広報に掲載している。「運営計画と運営総括」の学内周知として北星学園報への掲載のほか教職員ホームページにおいて公表し、周知している（資料 10(1)-3）。

10(1). 1. 2. 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点 1：適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

評価の視点 2：適切な危機管理対策の実施

【学長の選任方法と権限の明示】

【学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備】

学長の選任方法は「学長の選挙に関する規程」によって定めている（資料 10(1)-4）。まず学長選挙管理委員会を組織し、選挙人 2 人の推薦を得た学長候補者がいた場合は、規程に則って選挙を実施する。学長候補者が得られなかった場合は、別に学長候補者推薦委員会を組織して学長候補者を推薦し、選挙管理委員会は、規程に則って選挙を実施する。学長の任期については「学長、副学長等の任期に関する規程」において 4 年と定めており、再任された場合は 2 年とする（資料 10(1)-5）。

学長の役割及び権限について、大学規程第 4 条において「学長は、本学の校務を総理し、所属職員を指揮監督する。」と規定している。2019 年 4 月に関連規程を整備し、教授会を含め各会議体の予算に係る事項及び教学に係る事項については全て、学長、副学長、学部長、スミス・ミッションセンター部長、学生部長及び事務局長で構成する部局長会議を経て、大学評議会で審議、決定することを明確にした（資料 2-8、資料 10(1)-6）。

【役職者の選任方法と権限の明示】

副学長の職務、権限について、「大学規程」の「第 6 条 副学長は、学長の職務を補佐するとともに、学長の命を受けて本学の教育、研究、学生支援その他教学に関する事項を統括する。」と規定している。大学規程には、さらに第 40 条に学部長、第 48 条に学科長、第 54 条に共通科目部門長、第 60 条に言語教育部門長、第 66 条に教職部門長、第 72 条に学生部長、第 79 条に研究科長、第 81 条に副研究科長、第 86 条に図書館長の職務、権限をそれぞれ規定している。また、11 のセンター等（スミス・ミッションセンター、国際教育センター、学生相談センター、キャリアデザインセンター、社会連携センター、総合研究センター、総合情報センター、心理臨床センター、入学試験センター、学習サポートセンター及びアクセシビリティ支援室）の各センター長等の職務、権限については、それぞれのセンター規程に明記している（資料 2-8）。

なお、上記役職者の選任方法は「副学長、学部長等の選任に関する規程」に、任期については「学長、副学長等の任期に関する規程」に規定されている（資料 6-4、資料 10(1)-5）。

【教授会の役割の明確化】

【学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化】

教授会の審議事項は「学則」第 52 条において、『1 教育課程のうち専門教育科目に関する事項、2 学生の入学、編入学、留学、転学部及び転学科、休学、復学、再入学、退学並びに除籍及び賞罰に関する事項、3 学生の試験、単位の授与、単位の認定及び学位の授与並びに卒業に関する事項、4 特別科目等履修生、特定科目等履修生、一般科目等履修生、学内科目等履修生、委託生、研究生、外国人研修生、外国人留学生、交換留学生及び国内留学生の取扱いに関する事項、5 学部の人事に関する事項、6 学長、副学長又は学部長の諮問した事項、7 その他学部の組織及び運営に関する事項』と規定しており（資料 1-1

【ウェブ】）、また「大学規程」第 45 条において『1 学部における教育及び研究の計画に関する事項、2 学生の教育指導及び学業評価に関する事項、3 学部及び学科に係る予算の方針及び編成に関する事項、4 専門教育科目における学科目及び授業科目の設置並びに廃止に関する事項、5 専門教育科目における授業科目の担任又は分担に関する事項、6 学部長、第 8 条第 6 号に定める評議員、スミス・ミッションセンター運営委員、研究支援、委員及び総合情報センター運営委員の選任並びに辞任に関する事項、7 教育職員の採用に関する事項、8 教育職員の昇格に関する事項、9 教育職員の退職（辞職及び定年退職）に関する事項、10 専門教育科目における非常勤講師及び臨時講師の委嘱に関する事項、11 国内外研修者の選考に関する事項、12 サバティカルを取得する教育職員の選考に関する事項、13 派遣国際交流教員の選考に関する事項、14 客員教員の受入に関する事項、15 名誉教授に関する事項、16 学科の設置及び廃止に関する事項』と規定しており、その役割を明確にしている（資料 2-8）。

また「学則」第 52 条第Ⅱ項において「Ⅱ 学部長は、前項の審議事項のうち、学長が決定すべき事項については、すみやかに学長に報告するものとする。」と規定しており、学長による意思決定と教授会の役割との関係を明確にしている（資料 1-1 【ウェブ】）。

2020 年度からは教学会議を教学マネジメント組織と位置づけ、本学の中長期的総合整備計画に従い、その教育及び研究部面に関する諸施策を総合的な観点から企画、立案、検証及び評価することにより教育の質保証及び教学マネジメントを推進している。また規程改正により教学会議の議長を副学長から学長とすることで、学長がリーダーシップ発揮し、全学的な視点から教育課程の改革に取り組むことができるよう体制を整備した（資料 6-6）。

【教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化】

理事会等法人組織の権限と責任は「北星学園寄附行為」「北星学園就業規則」「北星学園経理規程」等に明示されており、大学との権限・責任分担も明確になっている（資料 1-3 【ウェブ】、資料 10(1)-7、資料 10(1)-8）。なお、理事会の役員名簿は北星学園公式ウェブサイトを通して公表している（資料 10(1)-9 【ウェブ】）。また、大学の一部諸規程には、理事会等法人組織との関係を明示することを目的とした条項を加えている。具体的には「学

則」第53条に「学長、副学長、チャプレン及びカウンセラーの任免は、評議会の議を経て、また、教授、准教授、専任講師、助教及び助手の任免は、教授会の議を経て、法人理事会がこれを行う。」と規定するとともに、「学長の選挙に関する規程」第40条には「学長又は学長職務代理者は、評議会における学長選考の結果を学校法人北星学園理事長に報告し、その任命を上申するものとする。」と定めている（資料1-1【ウェブ】、資料10(1)-4）。

理事会等法人組織及び大学組織の管理運営に関する諸規程については、関係法令に基づき整備しており、寄附行為や学則等の明文化された規程に基づいて管理運営を行っている。また、法令改正等があった場合には速やかに規程改正手続きを進めるとともに、必要に応じて文部科学省等の所轄庁との相談や届け出等を適切に行っている。その他、学則変更、役員変更、決算書等の文部科学省への届け出等を、学校教育法、同施行規則、私立学校法等に従っている。

先に述べたとおり、教学に関する事項については教学会議で立案し、部局長会議を経て、大学評議会で審議、決定している。学部学科再編などにさらに経営判断を要する場合は、法人組織（理事会、評議員会）にて審議、決定したうえで手続きを進めている。

【学生、教職員からの意見への対応】

学生からの意見への対応として、まず匿名でも意見や質問を寄せることができる「大学に対する意見箱」を設置している。その内容によって当該部署で確認し、学長も必ず目を通し当該部署に対応を指示し、回答を公開している（資料1-26, p. 17）。また、教育支援課に「総合相談窓口」を設置し、学生がたらい回しにならないよう、ワンストップサービスを心がけているほか、毎年実施している学生生活実態調査の結果を基に学生の傾向を分析し、一部大学運営に反映させている（資料10(1)-10【ウェブ】）。

教職員からの意見への対応としては、大学評議会や各会議体が、教職員の委員で構成されることから、ここで大学運営に関しては教職員の意見を反映させることができると考えている（資料2-28）。また、毎年実施している、各会議体等から提出される自己点検評価報告書の記載事項からも、教職員からの意見を反映させることができる（資料2-13【ウェブ】）。

【適切な危機管理対策の実施】

「危機管理に関する規程」を整備し、危機管理、倫理の保持、キャンパス・ハラスメントの防止・解決及び情報セキュリティ等に関して危機が発生した場合、学長を委員長とした全学危機管理委員会において対応を検討している（資料7-25）。特に2018年9月6日に発生した北海道胆振東部地震では、派生直後から出勤可能な教職員で迅速に初動対応しつつ、学生・教職員の安否確認を最優先とし、次に大学施設の被害状況の確認に務めた。北海道全域の電力供給が止まるブラックアウトの中、2015年に耐震改築をした新C館に設置してある自家発電装置により、最低限のBCP機能を維持することができ、自宅外通学学生や近隣の住人を含めたスマートフォンへの充電や備蓄の食料の配布などの支援を行った（資料10(1)-11）。

2020年当初から蔓延し始めた新型コロナウイルスへの対応についても全学危機管理委員会において検討している。大学独自の危機管理ステージ策定や「新型コロナウイルス蔓

延を防ぐための取組み」を作成し、学生の学修機会の確保と、新型コロナウイルス感染症への対策の徹底の両立を図り、学生・全教職員の励行を促している。

また危機管理マニュアルを作成し（資料 10(1)-12）、全教職員に配布しているほか、毎年度防火防災訓練を実施しており、通報訓練、地震初期対応訓練、避難誘導及び避難訓練、重要物品の搬出訓練、消火訓練、消防設備・避難器具の操作方法説明及び消防設備の実地操作確認を行っている。2019 年度には、避難誘導及び避難訓練において講義中に地震・火災が発生したことを想定した学生、教職員等の防護措置及び迅速な避難・誘導訓練を行った。2020 年度及び 2021 年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から人的移動・集合などでの密を避けるため、消防署の指導により、集合形式ではなく、図上訓練を含む部分訓練などが推奨されたことから、規模を縮小した訓練を実施している（資料 10(1)-13）。

10(1). 1. 3. 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点 1：予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・内部統制等
- ・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

本学の年度予算及び事業計画は、寄附行為第 14 条に定めるとおり理事会が決定している（資料 1-3【ウェブ】）。

予算編成は、まず理事会から中長期事業計画及び財政計画に基づいた予算編成方針が示され（資料 10(1)-14）、それに基づき、大学の中長期事業計画及び財政計画に基づいた予算編成方針を策定する（資料 10(1)-15）。その策定のプロセスは企画運営会議において具体案を作成し、部局長会議の審議を経て、大学評議会で決定する。

予算編成方針が示されたのち具体的には、各学部・部局等から予算要求される内容について、予算管理部局の財務課でとりまとめを行い、企画運営会議で補正予算及び当初予算の原案を作成する。特に当初予算案の作成に係り、2020 年度から学長が必要だと判断した部署については、学長、副学長、事務局長によるヒアリングを行い、より適正な予算編成を行うよう努めている。

企画運営会議で策定した予算案は部局長会議で審議し、大学評議会で決定している。その後は理事会、評議員会の承認を経て決定している。

予算執行は、決定した予算に基づき「北星学園経理規程」及び「北星学園固定資産及び物品調達規程」の規定に則り、相見積、起案決裁を経て適切に処理されている（資料 10(1)-8、資料 10(1)-16）。また、監査法人による会計監査、監事による監査、内部監査を行っている。

大学評議会で予算編成方針を決定した後、予算編成方針の内容及び財政状況を学内で広く深く理解をしてもらうことを目的に、学長の主催により毎年度 9 月中旬に「本学の予算編成に係る SD」を開催している（資料 10(1)-17）。学部長、学科長、各センター長、事務

管理職は必ず出席することとし、それ以外の教職員も自由に参加することができる。2020年度からはSDの様子を録画してMoodleにアップロードし、当日欠席した者も閲覧できるよう配慮している。

予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みとしては、自己点検評価・内部質保証委員会が前年度決算について執行状況を中心に点検した資料も提示され、予算積算を検討する際の参考としている。また、各部署で予算積算を行う時期と中間点検評価を行う時期をリンクさせているため、改めて事業計画などを見直した上で、適切な予算積算を行えるよう工夫をしている。

10(1).1.4. 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点1：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・ 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・ 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

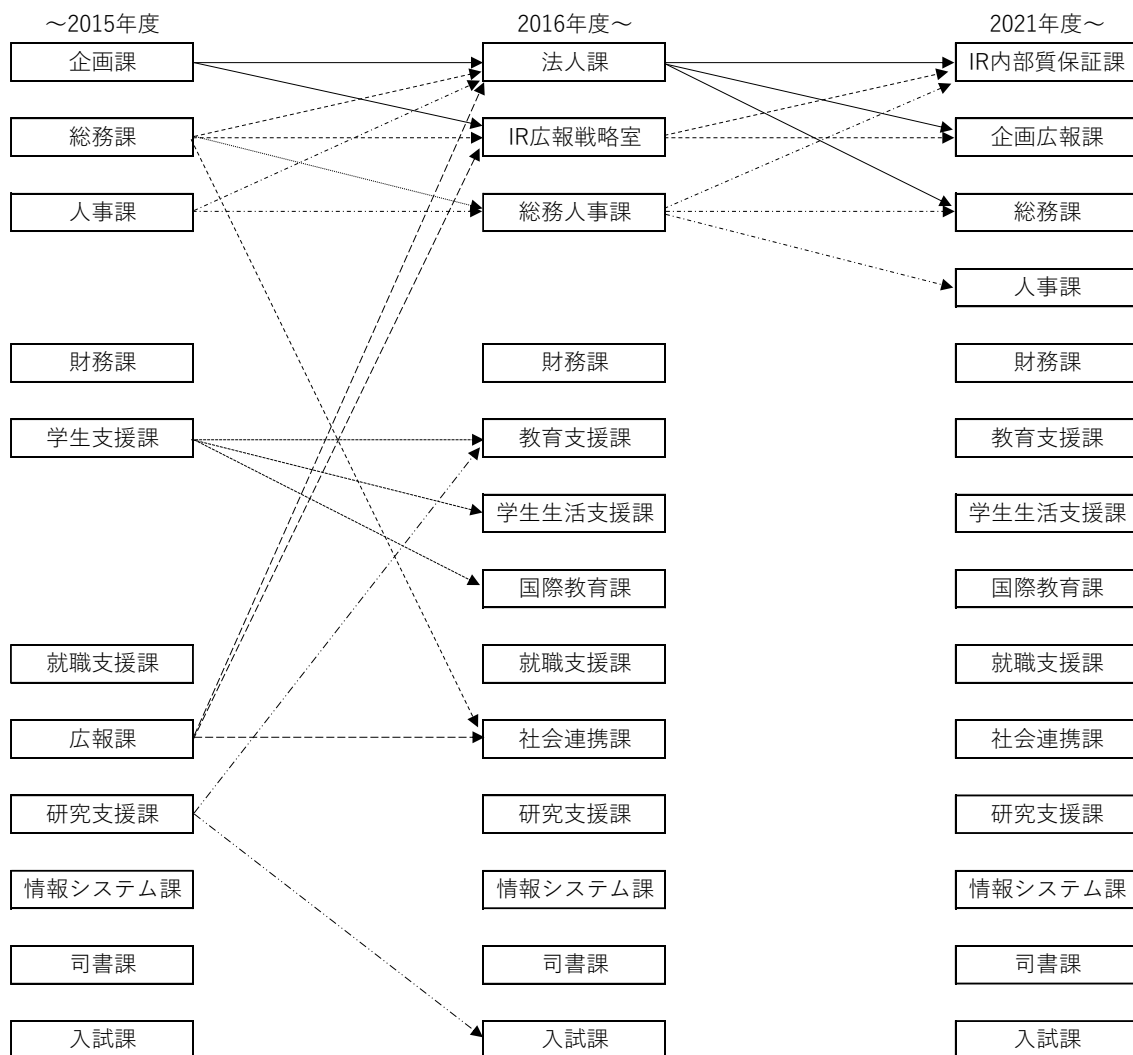
法人及び大学の組織構成については、組織・構成図を作成し、法人公式ウェブサイト及び大学公式ウェブサイトを通して公表している（資料10(1)-18【ウェブ】、資料3-1【ウェブ】）。

事務職員の採用、異動及び昇格については「北星学園事務職員採用選考委員会申し合せ事項」及び「北星学園事務職員配置換委員会申し合せ事項」等に従い適切に行っている（資料10(1)-19、資料10(1)-20）。専任事務職員の採用は全て公募により実施しており、近年は新卒採用だけでなく、積極的に既卒者の採用を行っている。また、定年齢は61歳であるが、その後本人の希望に基づき65歳まで嘱託職員として再雇用を行っている（資料10(1)-21）。特任職員や臨時職員の採用についても公募し、事務局長、事務局次長及び大学事務部長が面接を行っている。

本学はこれまで業務の多様化や専門化に対応すべく、事務組織体制の見直しを実施してきており、2016年度に事務局次長の2人体制を廃止して、事務局次長及び大学事務部長の2人体制とした事務組織改編を行った。管理部門では各部署の法人業務を集約した「法人課」を、企画、補助金、広報、点検評価業務にIR機能を加えた「IR広報戦略室」を、「総務課」と「人事課」を統合して「総務人事課」を、オープンユニバーシティ、後援会、同窓会業務を集約し、自治体、企業・団体、非営利組織等との連携機能を備えた「社会連携課」を設置し、教学部門では「学生支援課」を「教育支援課」「学生生活支援課」「国際教育課」とし、「研究支援課」の分掌事項であった大学院に関する教務業務を「教育支援課」に、入試業務を「入試課」に移管した。2021年度からはさらに「IR広報戦略室」を、IR・点検評価業務に法人課の内部監査や総務人事課の学則諸規程等の業務を加えた「IR内部質

保証課」と企画・補助金・広報業務に「法人課」の学園広報等の業務を加えた「企画広報課」に、「法人課」と「総務人事課」を統合したうえで「総務課」と「人事課」に改編した。改編に伴う職員配置については、各課の業務分掌及び所掌委員会を勘案した人数とした（資料10(1)-22）。

2015年度以降の事務組織体制の変遷



それぞれの業務分掌は「学園事務組織、職務及び事務分掌規程」「大学規程」に明示されている（資料10(1)-23、資料2-8）。また、「北星学園内部監査規程」に基づき、内部監査室を設置している（資料10(1)-24）。

本学は多様化・専門化に対応するため、学生の主体的な学習をサポートする学習サポートセンター（ラーニング・コモンズ）、障害学生を合理的な配慮にて支援するアクセシビリティ支援室、派遣留学生及び受入留学生に対応する国際教育センターなどを設置しているほか、2020年度からはそれまで教員発令していた大学カウンセラーを事務職員配置に転換して学生生活支援課及び学生相談センターとの教職協働にて、学生のメンタル相談に組織として取り組むことに効果を上げている（資料10(1)-25）。

新型コロナウイルス感染症に係る各種方針等の検討は、全学危機管理委員会が主体とな

り進めるとともに、全学危機管理委員会のもとに公衆衛生や遠隔授業の専門的知見からの提言を目的とした「COVID-19 対策チーム」を編成した。2020 年度には国の分科会ステージや北海道の警戒レベルを踏まえた上で本学独自の危機管理段階を設定したほか、「感染者発生時の対応フロー」、「濃厚接触者発生時の対応フロー」、「疑い者発生時の対応フロー」を作成し、学生及び教職員の新型コロナウイルス感染症発生時にはそれらのフローに基づいた対応を行った。また、その際の学内での情報共有者の範囲及び共有情報の内容、学外への公表方法等を検討した。なお、2020 年度に 31 回の委員会を開催したが、そのうち 25 回が最優先課題とした新型コロナウイルス感染症関連の対応のための開催となった。そのほか、学生及び教職員からの遠隔授業に関する相談窓口を一元化するため、教職員により構成される「遠隔授業サポートチーム」を設置し、遠隔授業の実施・受講に係る相談対応及び各種ガイドブックの作成・発信を行うことで遠隔授業の導入直後に生じた混乱やトラブルを最小限にとどめる体制を整備した。2021 年度からは「授業サポートプロジェクトチーム」へと改称し、対面授業の録画及び編集等による情報保障を主とした支援活動を行っている（資料 3-10）。

本学の全ての専任事務職員が「自己申告書」を毎年常務理事に提出し、その申告内容を踏まえて学園事務職員配置換委員会において配置換えや昇格を決定している。自己申告書の主な記入項目は、健康状況、今後の異動希望及び自由意見等となっており、2012 年度からは一般職向け自己申告書で事務局長等との面談希望の有無を確認し、必要に応じて現在では、常務理事・事務局長・事務局次長・大学事務部長のいずれかとの面談を受付けている。2020 年度から一般職は「自己分析・自己評価シート」を作成し、それを基に直属の上司である管理職と面談することを導入した。内容は「現在の業務・職場・自身のキャリアプランについて」「自己評価」である。また管理職については「現状分析・目標管理シート」を作成し、常務理事と面談することを 2019 年度から導入している（資料 10(1)-26）。この取組みを今後、人事考課に活かしていくことができないか検討に着手する予定である。

教職協働について、大学の最高意思決定機関である大学評議会において事務職員 8 人が正規の構成員となっているほか、本学の教学マネジメント組織として位置づけている「教学会議」にも大学事務部長、教育支援課第 1 課長及び第 3 課長の 3 人の事務職員が構成員となっている。その他各会議体においても当該課長等が委員として入っており、事務職員の多数が大学の運営管理に対する責務を教員と協働して担っている（資料 2-8）。

また、本学では様々な案件を短期的に検討・対応する際、ワーキング・グループを設置することが慣例になっており、その構成員は教員だけでなく必ず事務職員も構成員に加わって検討・対応している。たとえば 2018 年度に設置された「入試改革プロジェクト」は、第 5 章で述べたとおり、副学長、入学試験センター長、各学部教員 1 名、大学事務部長及び入試課により組織され、「大学入学者選抜に係る入試制度の変更について」の答申を 2018 年 11 月に提出し、2020 年度入試からの総合型選抜、主体性評価及び全学統一入学前教育などの実施に寄与している（資料 5-12）。

特に新型コロナウイルスが猛威を振るい始めた 2020 年度当初、ほぼ初めてオンライン授業を行う教員と、ほぼ初めてオンライン授業を受ける学生をサポートするため、教員と事務職員が協働して「遠隔授業サポートチーム」を立ち上げ、綿密なサポートを実施した結果、オンライン授業の準備が整った授業科目については、いち早く 2020 年 4 月 27 日から

1 週目の授業を開始することとし、その他の授業科目についても 5 月 11 日からオンライン授業を開始することができた（資料 3-10）。また、2021 年度は、対面授業と遠隔授業のハイフレックス円滑に対応するために、「授業サポートプロジェクトチーム」に改称し、教員及び事務職員に加え、大学院生 TA（ティーチングアシスタント）及び学部生 SA（チューデントアシスタント）を採用し協力して授業支援を行っている。

10(1).1.5. 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点 1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

本学では「北星学園スタッフ・ディベロップメントに関する規程」に基づき、学園 SD 委員会が中心となって SD を企画立案、実施をしている（資料 10(1)-27）。主な SD としては、まず新入職員を対象とした「基礎（BASE）研修会」がある（資料 10(1)-28）。これは「北星学園（学校法人・大学）の事務職員としての基礎知識を習得することの必要性を鑑み、職員個々人あるいは組織として解決すべき課題や問題を捉え、更にその解決のために取り組むことが出来るようになること」を目的としている。

次に、通算で 50 回以上開催してきている「大学 SD 研修会」がある（資料 10(1)-29）。当初は「事務伝達研修会」という名称で、事務職員が参加した研修の報告を主体としていたが、2014 年度からは、プログラムの約半分をその時々のタイムリーなテーマに沿った発表を事務職員が行う形式に変更した。（また、管理職を対象とした「学園課長・事務長研修会」、法人の教職員が一同に介して研修する「学園研修会／教員部会・事務用務職員部会」がある（資料 10(1)-30、資料 10(1)-31）。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により「大学 SD 研修会」と「学園研修会」は、2020 年度は中止とし、2021 年度は「学園研修会」のみオンラインにより開催した。

これら以外にも、各部署で SD を企画・実施している（資料 10(1)-32）。その最たるものが前述した「本学の予算編成に係る SD」で、基本的にはほぼ 8 割以上の教員と全事務職員が参加している（資料 10(1)-17）。予算編成のテーマ以外にも、年度によっては「補助金制度」「認証評価制度」「人件費問題」などをサブテーマに加えて実施している。

新型コロナウイルス感染症禍においては、遠隔授業や交代勤務の実施により会議や研修会の対面開催が困難となったことから、2020 年度以降に開催された研修会の多くがオンライン開催となった。また、遠隔授業サポートチーム主催の SD 研修会「非対面授業に係る SD-授業内容の自動テキスト化-」を開催し、授業や会議等の記録補助ツールなどの情報を教職員に発信している（資料 10(1)-33）。

その他、学外で行われる文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、日本私立大学協会、日本私立大学協会北海道支部及びキリスト教学校教育同盟等が開催する各種研修会にも積極的に参加しており、様々な情報収集や職員個々の能力開発に寄与している。なお、研修会終了後は、出張報告書提出を義務づけ、大学 SD 研修会では一部の研修参加者による

口頭報告がなされている。そのほか、自己研鑽を啓発する目的で、自分で研修計画を立案し、受け入れ先大学との調整も自ら行う「国内外大学視察研修制度」を設けているが、近年では活用するものがないため、活用の促進などが課題である（資料 10(1)-34、資料 10(1)-35）。

また、1998 年 11 月以降、毎年度続けてきている六大学事務局長懇談会をきっかけとして「戦略 GP」に取り組むとともに、「戦略 GP」補助終了後の連携継続・発展を協議した結果、「連携大学間の各分野における積極的な交流を通して連携・協力することにより、教育・研究上の目標を達成し、連携大学の発展に資すること」を目的とした「六大学包括的連携協定」を 2012 年 8 月 28 日付けで取り交わしている。なお、この包括的連携協定に基づく事業の実施を積極的に取り進め、事務職員の意欲・資質の向上を図る一助として有効に活用していくこととしている（資料 10(1)-36）。その他 2018 年度から「大学間職員短期派遣研修」に参加し、教育支援課では北海道大学の事務職員を 2018 年度に受入れ、また玉川大学に教育支援課の事務職員を 2018 年度及び 2019 年度に各 1 名を派遣し、教育の質保証・単位の実質化などの教学マネジメントに係る研修を受けて報告し、実際の業務改善に役立っているが、新型コロナウイルス感染症禍により、2020 年度から実施できていない（資料 10(1)-37）。

10(1).1.6. 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
 評価の視点 2：監査プロセスの適切性
 評価の視点 3：点検・評価結果に基づく改善・向上

【適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価】

【点検・評価結果に基づく改善・向上】

本学では 1993 年度に全学点検評価委員会（2005 年度に「自己点検評価委員会」に名称変更）を設置して以来、全学的事項について本学独自の方法による自己点検評価を継続的に実施してきている。2019 年度からはより実質的な内部質保証組織を設置するべく、「自己点検評価委員会」と「運営・財務点検委員会」を統合し、「自己点検・内部質保証委員会」に改めた（資料 10(1)-38）。

自己点検評価・内部質保証委員会が中心となり、毎年度「自己点検評価報告書」を作成している（資料 2-13【ウェブ】）。各部局が毎年度の目標と当該年度の取り組みに対する自己点検評価を行い、その結果を踏まえ、必要に応じて改善方策を策定の上、各部局に助言し、各部局は改善に努める体制になっている。その他、各部局に対しては、年度途中での中間点検も義務づけている（資料 2-14）。

また、「自己点検評価報告書」には「資料編」が含まれており、大学運営についての客観的データを提供している（資料 2-13【ウェブ】）。

【監査プロセスの適切性】

本法人では私立学校法第 37 条第 3 項及び寄附行為第 9 条に基づき、監事による監査を行っている（資料 1-3【ウェブ】）。監事は理事会、評議員会及び財務委員会に常時出席し、審議事項及び決定事項を把握し、業務、財産の状況及び法人・理事の業務執行状況について適切に理解した上で監査を行い、毎会計年度、監査報告書を作成して理事会及び評議員会に提出している（資料 2-24、資料 10(1)-39, p. 69【ウェブ】）。

また、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項に基づき、監査法人による監査を行っている。監査法人による監査は年 5～6 回実施しており（期末、期中、実査）、往査の都度作成される「監査の方法及び監査経過に関する説明書」については、その内容を財務担当者によって組織している会計事務分科会において詳細に検討し、改善に努めており、監査法人と理事長、常務理事によるディスカッションも実施している。最終的には文部科学省に届け出る計算書類に添付する監査報告書を作成し、理事会・評議員会に報告される（資料 2-26）。

「北星学園内部監査規程」に規定されているとおり、理事長の下に内部監査室を置き、年度当初に監査計画書を作成して内部監査を実施している（資料 10(1)-24）。具体的には業務監査と、その他理事長が必要と認めた監査となり、一例としては物品調達に関する手続きに関する監査、科学研究費助成事業及び公的研究費に関する監査、人事異動に伴う引継書に関する監査などである。監査終了後は速やかに監査報告書を作成し、監事、理事長、常務理事に報告するとともに、監査対象部署の業務是正・改善事項等のフォローアップを行うほか（資料 10(1)-40）、監事及び監査法人とのディスカッションも行っている（資料 10(1)-41）。

10(1).2. 長所・特色

- ・「本学の予算編成に係る SD」を毎年度実施し、大学構成員全体で予算編成方針の内容及び財政状況を学内で広く深く理解できるように努めている。
- ・各部署で中間点検も含め、毎年度、自己点検評価を実施しており、自己点検評価・内部質保証委員会からの評価や助言などを受けて、常に改善に取り組む体制が確立されている。
- ・急激な社会変化や、次々と打ち出される文部科学省施策等に、ワーキング・グループを設置して教職協働で対応を検討するなど、柔軟な体制作りをする風土が確立されている。

10(1).3. 問題点

- ・事務職員の人事考課を実施できていない。

10(1).4. 全体のまとめ

建学の精神に基づいた中長期計画と単年度の事業計画を教職員が共有し、協働で大学運

営にあたっている。その運営についても、全学的な内部質保証組織や監査体制により、適切に点検評価及び監査され、改善に取り組んでいる。

意思決定ルートも関係規程で明確に整理され、また予算編成方針の内容及び財政状況を学内で広く深く理解できる体制を整備しており、その他、SD も適切に実施され、教職員の資質向上に努めている。

以上のことから、本学の大学運営は大学基準に適合していると判断できる。

第 10 章 管理運営・財務

第 2 節 財務

10(2).1. 現状説明

10(2).1.1. 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点 1：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定 <私立大学>

評価の視点 2：当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

本学の財政は、学部の入学生定員充足率で 100%以上を安定的に確保していることにより（大学基礎データ（表 2））、堅調に推移してきた。5 ヶ年連続事業活動収支計算書（大学部門）のとおりに、2015 年度の学校法人会計基準改正後以降、経常収支差額と基本金組入前当年度収支差額は連続して収入超過を確保し、当年度収支差額についても校舎建築等の基本金組入をした 2015 年度を除いて収入超過を確保している（資料 10(2)-1）。

本学では、2013 年度から 2015 年度にかけて耐震改築を含む大規模な施設改修を行った。教室での授業環境の改善と ICT 環境の充実を図りつつ、校舎の共用部に開放感のあるラウンジを設け、学生がくつろげるスペースを確保したほか、海外留学生と日本人学生の交流によって異文化交流を促進する「国際ラウンジ」、障がい学生の学生生活を支援する「アクセシビリティ支援室」、学生の主体的な学びの場である「ラーニング・コモンズ」を新設した。あわせて、国際化や学生の多様化などの現代的課題に適切に対応できるよう、学内組織と事務組織、人員配置を見直すなど、学生支援の体制を強化した。これにより、本学の施設設備や組織体制は充実している状況と考えている。今後は、現在の施設を保全・維持しつつ、教育環境の進化に対応しながら、教育研究に一層注力することとなる。

さて、本学では教育研究を持続的に発展させるために、中長期財政計画（2022 年～2030 年）を策定し、2030 年度の達成目標として「経常収支差額比率 5%以上」を掲げている（資料 10(2)-2）。中長期財政計画は、入学者数や教育計画に連動して PDCA を繰返し、ローリング方式によって年次進行にあわせて年限を伸ばしながら進めることとしている。

2030 年度までの収入計画では、予算積算上の入学生数について、これまでの入学定員の 1.1 倍である 881 人から、入学定員の 1.05 倍である 841 人へと修正することとし、18 歳人口の減少と大学進学率の鈍化への対応及びより適切な入学者定員管理に努めるための見直しを図っている。そのことにより、2030 年度には学生数が 2021 年度から約 200 人減少し、2 度の授業料等の改定を見込んでも、学生生徒等納付金が約 140,000 千円の減額となる。なお、本計画では見込んでいないが、2022 年度当初予算の編成に係る「中長期の経営方針」では、学生数の減少の対応として、学生生徒等納付金以外の収入拡大に取り組むこととして

いる（資料10(2)-3）。

2030年度までの支出計画では、学校規模や校舎等施設の拡大を予定していないことから、現状水準の支出規模に加えて、校舎の修繕等の施設整備費用として毎年度90,000千円（キャンパスを共有する短期大学部と合わせて100,000千円）を計画した。なお、施設設備の整備については、本学の建物と設備で施工実績のある業者と連携しつつも、本学の調達規程に則して、補助金の活用やコスト意識を持ちつつ、コンサルティング会社を活用して見積合せを行い、事業内容や概算費用を確認しながら進めることとしている。

これらの財政健全化に向けた取組みにより、計画上では、2030年度までに支出総額で約250,000千円の削減をすることによって、収支目標を達成する。なお、2022年度以降、一時的に経常収支差額で支出超過に陥る見込みであるが、早期に収入超過に回復できるよう全学的に支出削減に取り組むこととしている。

本学では、財務に関する客観的な指標として、日本私立学校振興・共済事業団発行の「今日の私学財政（大学・短期大学編）」及び「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」（資料10(2)-4）を参照している。ただし、全国や北海道地区の大学の財務状況が多様化していることから、その指標を参照しつつ、本学独自の目標を設定している。

本学で特に重視している財務比率は経常収支差額比率であり、前述のとおり、中長期財政計画では経常収支差額比率で5%以上の確保を目標としている。目標の根拠は、経常収支差額比率が5%以上であれば基本金組入前当年度収支差額と当年度収支差額の収入超過を確保できるとともに、内部留保を拡大できるという考えに基づいている。また、5%の黒字幅については、教育研究の継続と発展のために必要な適度な収入超過の割合と考えており、学校法人として過度な余力をもった財政運営とならないよう配慮している。

日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」においては、本学園は「A3（正常状態）」を継続しており、健全な財政状態を維持している。ここにおいても、学園として「A3」が適切なポジションと捉え、経常収支差額比率の10%以上で位置づけられる「A1」「A2」は追求しない考えである。

以上、教育研究活動を安定して遂行するため、大学を取り巻く諸状況を勘案した中・長期の財政計画を策定し、財務比率の目標を持って適切に運営していると判断できる。

10(2).1.2. 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）

評価の視点2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

評価の視点3：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

2020年度末における法人全体の貸借対照表は、総資産29,057,465千円に対し、総負債

4,968,741 千円、純資産 24,088,724 千円である。総資産のうち金融資産は 13,065,615 千円であるが、特定資産として、退職給与引当金の 52.2%にあたる 831,000 千円と減価償却引当金累計額の 96.0%にあたる 10,538,000 千円を保有している。その結果、積立率(運用資産÷要積立額)は 100.8%となっている。総負債のうち、退職給与引当金と前受金を除く外部負債が 2,638,662 千円であるが、これは、大規模な施設整備(大学及び系列高校)の際、2013 年度と 2014 年度に日本私立学校振興・共済事業団と北海道私学振興基金協会から総額 2,480,000 千円の借入をしたことによるものである。これにより、総負債比率が 17.1%と高い水準となっているが、返済が進むことによって年々低下し、返済が完了する 2033 年度には正常化する見通しである。2016 年度末と 2020 年度末の比較では、総負債は 968,921 千円減少、純資産は 608,463 千円増加、金融資産が 548,684 千円増加している。借入金に係るキャッシュフローで、毎年およそ 200,000 千円の資金が流出しているなかで、金融資産が増加しており、資金のストック状況は良好である(資料 10(2)-1、大学基礎データ(表 11))。また、財務状況の適切性については、第 10 章第 1 節で述べたとおり、監事による監査及び監査法人による監査を受けている(資料 2-24、2-25)。

本学の財政運営は、予算及び決算、中長期財政計画などの基幹部分について、大学では企画運営会議、部局長会議及び評議会、学園では財務委員会、常任理事会、理事会、評議員会において審議または報告し、様々な意見を積み上げながら進めている(資料 10(2)-5、資料 10(1)-6、資料 2-8、資料 10(2)-7、資料 10(2)-8、資料 1-3【ウェブ】)。大学の単年度予算の編成においては、自己点検評価・内部質保証委員会が決算額に基づき予算の執行状況を点検評価し、予算申請部署に対して必要に応じて勧告、助言することにより、適正な予算配分を追求している(資料 2-16)。一方で、教育研究の発展に資する新規事業を募集しており、予算申請部署と学長・副学長・事務局長のヒアリングを通して必要な予算額の増額を認めている(資料 10(2)-9)。このことにより、メリハリのある予算配分を実現している。

また、教職員に対し、「本学の予算編成に係る SD」を毎年度開催し、教育研究の基盤となる財政状況の理解を促している(資料 10(1)-17)。

本学では、財政基盤を強化するため、学生生徒等納付金を収入の柱としながら、従前から外部資金の確保に積極的に取り組んでいる。

経常費に係る補助金について、日本私立学校振興・共済事業団による私立大学等経常費補助金は、下表のとおり、一般補助で毎年度約 3 億円の交付を受けており、特別補助では年度ごとの差異はあるものの、「授業料減免事業及び学生の経済的支援体制の充実」に関する項目が廃止された 2020 年度を除いて 3,000 万円以上の交付を受けている(資料 10(2)-10)。そのほか、文部科学省の直接補助による補助金では、2016 年度にアクセシビリティ支援室の設置に係る教育支援課事務室の改修工事及び支援機器備品等整備に係る費用に対して 9,139 千円、2019 年度に ICT 活用推進事業に伴う A 館・B 館講義室の映像・音響設備装置に係る費用に対して 32,162 千円の交付を受けたほか、2020 年度に防災機能強化施設整備事業として図書館のバリアフリー化に係る費用に対して 1,989 千円、遠隔授業活用推進事業に係る費用に対して 5,555 千円の交付を受けている(資料 10(2)-11)。

文部科学省科学研究費補助金は、採択件数と補助金額ともに横ばい状態が続いている(大

第10章 大学運営・財務 第2節 財務

経常費補助金（一般補助）の推移状況

大学〔2016～2020〕

(単位：千円)

項目	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
専任教員給与費（算定基礎）	123人 106,864	128人 111,344	124人 119,184	123人 101,034	120人 130,006
教育研究経常費	70,558	73,773	63,368	54,282	77,153
研究旅費	1,304	1,359	1,455	1,233	35
専任職員給与費（算定基礎）	84人 45,180	84人 45,509	84人 49,959	80人 40,796	85人 56,883
非常勤教員給与費	7,314	7,656	8,115	6,855	8,858
教職員福利厚生費	23,279	23,731	23,973	22,427	22,209
非常勤教員福利厚生費	45	43	42	42	42
私立大学退職金財団掛金	27,127	28,217	27,979	26,948	26,880
厚生補導費	1,936	1,956	2,149	1,824	2,417
合計	283,607	293,588	296,224	255,441	324,483
〔対前年比〕	88.7%	103.5%	100.9%	86.2%	127.0%

経常費補助金（特別補助）の推移状況

大学〔2016～2020〕

(単位：千円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
I. 成長力強化に貢献する質の高い教育	4,529	/	/	/	/
I. 成長力強化に貢献する質の高い教育	/	3,300	2,647	3,540	5,500
II. 社会人の組織的な受入れ	4,441	4,450	3,285	0	1,200
III. 大学等の国際交流の基盤整備	6,954	2,130	2,384	2,840	0
IV. 大学院等の機能の高度化	2,398	2,726	1,783	2,100	1,997
V. 経営強化等支援	0	0	0	0	0
VI. 授業料減免及び学生の経済的支援体制の充実	10,990	16,030	19,870	26,206	/
VII. 東日本大震災に係る支援	0	0	0	0	0
VIII. 平成28年度熊本地震からの復興支援	0	0	/	/	/
VIII. 平成30年7月豪雨等からの復興支援	/	/	0	/	/
VIII. 平成30年北海道胆振東部地震からの復興支援	/	/	1,376	/	/
VIII. 台風第19号、第20号及び第21号からの復興支援	/	/	/	0	/
IX. 令和2年7月豪雨等からの復興支援	/	/	/	/	0
私立大学等改革総合支援事業	19,137	36,300	0	/	/
私立大学等改革総合支援事業	/	/	/	0	0
特別補助 計	48,449	64,936	31,345	34,686	8,697
対前年度比	247.2%	134.0%	48.3%	110.7%	25.1%

※ 2013年度～2018年度は、一部項目の追加と統合がなされたため、当該年度に無い項目は「/」とする。

学基礎データ（表8））。2019年度から、科研費申請書の添削を外部委託し、研究者の申請に係る負担を軽減することによって、申請件数と採択件数を増加するための取組みをしている（資料10(2)-12）。

寄付金は、在学生の保護者や卒業生など、個人からの寄付金が増加している。寄付金拡大の取組みとして、2017年度からインターネットを介したクレジット決済による募集を開始し、「北星学園大学サポーターズ寄付金」として寄付を幅広く募集するとともに利便性を向上させた。あわせて、顕彰制度、使途の選択、広報活動の強化によって、寄付に対する意欲の喚起と、寄付者の満足度を高める取組みをしている。個人からの寄付金は、2017年度は900千円、2018年度には1,593千円、さらに2019年度1,979千円、2020年度4,473千円と増加している。特に、第7章で述べたとおり、2020年度には新型コロナウイルス感染症拡大を受け、通信環境整備等支援金として、学部及び併設する短期大学部の在学生全員を対象に、一人当たり一律5万円を支給するにあたり2億円を超える財源を必要としたため、経費の見直しや削減のほか、教職員、同窓会及び後援会に支援を依頼し、学生支援向けの募集で寄付金額を大きく伸ばすことができた。今後の寄付金拡大については、卒業

生が寄付金を通して母校の支援に積極的になるよう、学生生活の満足度と帰属意識を高めることが肝要であると考えている（資料 10(2)-13【ウェブ】）。

受取利息・配当金の大部分は、資産運用による利息収入であるが、本学園では学園全体の資金を一括して運用し、年間の運用収益を法人設置校の学生生徒数の割合で配分している。資産運用においては、低金利の長期化により運用利回りが年々低下している。これを受け、本学園では 2017 年度から外貨建債券での運用を開始したほか、年限の長期化や投資対象の拡大など、収益確保の対策をしている。2020 年度の受取利息・配当金は、本学の経常収入の 2.7%にあたる 132,633 千円、学園全体では経常収入の 3.3%にあたる 241,237 千円となっており、単年度収支の健全化に貢献している。

本学園の資産運用は、『債券による運用総額「100 億円以上」を確保し、収益「2 億円以上」を目指した資産運用』を方針としている（資料 10(2)-14）。直近の 10 年間では、すべての年度で 2 億円以上の収益を確保しており、利回りが低下している中でも着実に推移している。2030 年度までの中長期計画においても、現状からリスクを拡大することなく 2 億円に近い水準で収益を確保できる見通しである。資産運用の実行にあたっては、「北星学園資産運用に関する取扱要領」に基づいて行い、安全性、流動性、収益性に配慮した商品選択と、購入手続きや定時報告などの遵守を徹底している（資料 10(2)-15）。また、保有資産の格付情報を定期的にチェックし、適切に信用リスクを管理している。資産運用の実績については、資産運用委員会、財務委員会、理事会、評議会で報告しており、積極的な情報開示によって透明性を確保している（資料 10(2)-16、資料 10(2)-17）。

以上、教育研究活動を安定して遂行するために、必要かつ十分な財務基盤を確立しており、さらに強化するための取組みをしていると判断できる。

10(2).2. 長所・特色

これまで、学生数を安定的に確保してきたことにより、健全な財政状態で推移してきた。学生募集の面では、系列の高校（札幌市内 2 校、余市町 1 校）から毎年合計で 80～90 人前後の内部進学（入学定員の 10%程度）があること、奨学金に依存しない学生募集ができていることが本学の強みである。

校舎建築等で借入金を活用したことによって、負債関係比率が一時的に高い水準にあるが、2020 年度末の積立率が 100%を超えており、実質的に十分な資金を有している。

10(2).3. 問題点

今後、学生確保が一層厳しくなることを予測しているが、学生を安定的に確保することが、財政基盤の安定化に最も必要なことと考えている。本学の財政計画では、学生の確保に加えて、支出の削減をしなければ目標を達成できないものとなっている。今後、教育研究活動が委縮しないように配慮しながら、人件費と経費全般の抑制に取り組む。

10(2).4. 全体のまとめ

18 歳人口の減少のほか、私立大学の公立化、地方国立大学の定員増、補助金行政の動向、低金利環境等により、収入全般の安定確保を見通すことが困難になってきた。今後も健全な財政基盤を維持するためには、財政マネジメントの高度化が肝要である。教育研究を持続的に発展させていくためにも、学生数の確保を基本としつつ、収入拡大と支出削減の取組みと、財政運営と大学運営全体に係る PDCA を徹底していく。

終章

学校法人学園は 2019 年度に「学校法人北星学園 中長期計画～グランドデザイン 2020-2040～」を策定した。その際に改めて建学の精神及びミッション・ステートメントについて確認するとともに、大学の教学マネジメント、経営・管理マネジメント、財政マネジメントに関するグランドデザインを作成し、取組みを進めているところである。

さて、本学では 1993 年から毎年度本学独自の自己点検評価に取り組むとともに、2008 年度及び 2015 年度に認証評価を受審し、内部質保証に努めている。この度の第三期認証評価を受けるにあたり、基準ごとに改めて詳細な点検を行ったところ、いくつかの改善すべき問題点も浮き彫りになってきた。

今後もキリスト教を基に創設された北星学園に属す大学として、また高等教育及び学術研究の中心機関として、キリスト教による人格教育を基礎とする教育目標を実現するため、全学的な内部質保証体制のもと内部質保証活動に取組み、大学としてふさわしい教育研究等環境を整備し、教育研究水準の維持・向上に努めるとともに、地域に根ざし、世界に開かれた大学となることを目指していく。

さいごに、点検・評価項目ごとの本学の理念・目的、各種方針の取組状況、優先課題及び今後の展望を以下のとおりまとめ、終章とする。

第1章 理念・目的

本学は建学の精神の基本理念及びミッション・ステートメント並びに大学及び大学院の目的を設定し、これらの理念・目的を踏まえた学科及び研究科の専攻ごとの教育研究上の目的を学則に明示し、建学の精神の基本理念、ミッション・ステートメント及び学科及び研究科の専攻ごとの3つの方針とともに大学公式ウェブサイト、教職員ホームページ、履修ガイド、大学要覧その他の各種媒体を通して教職員及び学生に周知し、社会に対して公表している。また北星学園創立者スミスの意志を継承し、その理念を今後も継承し続けるために、本学の目指す姿であるミッション・ステートメントに従い、スミス・ミッションセンターを中心に建学の精神を具現化するための活動を推進している。

2020 年度からは、建学の精神を実現するための明確な行動計画を定めた「学校法人北星学園 中長期計画～グランドデザイン 2020-2040～」に基づき、2040 年度までに“目標とするあるべき姿”を達成するための全学的な取り組みを推進している。今後も自己点検評価活動による自発的な検証・改善を基本としつつ、学生、地域及び認証評価による客観的評価によって健全性を担保し、建学の精神に基づいた高等教育を展開するための義務と責務を果たしていく。

第2章 内部質保証

本学は、内部質保証のための全学的な方針及び手続を明記した「内部質保証に関する方針」を策定し、基本的な考え方、自己点検評価・内部質保証委員会の権限と役割及び各部署との役割分担、教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針を明示するとともに、内部質保証のための具体的な手続きを「自己点検評価及び内部質保証に関する規程」

に定めている。

これらの方針及び規程に基づき、学長、副学長、学部長その他の部局長等により構成される自己点検評価・内部質保証委員会を設置し、内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備している。

自己点検評価・内部質保証委員会及び各部局は、「内部質保証に関する方針」及び「自己点検評価・内部質保証に関する規程」に定めるとおり、点検評価、外部評価及びFD活動等を実施しており、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の情報は、大学公式ウェブサイトを通して広く社会に公表し、その内容を毎年度更新することにより社会に対する説明責任を果たしている。以上の内部質保証に関する活動は、本学が定める内部質保証の定義である「自己点検・評価に基づく恒常的及び継続的な改善によって質の向上を図り、教育研究等及び管理運営財務等の状況が適切な水準にあることを学内外に公表し、もって本学の説明責任を果たすこと」と適合しており、内部質保証システムは有効に機能している。

内部質保証システムの適切性については、自己点検評価・内部質保証委員会が年度ごとに点検評価を行い、中間点検評価によるPDCAサイクルを実質化やや自己点検評価報告書と中長期計画との関連付けによる中長期計画の進捗状況の検証等に取り組み、建学の精神に基づいた一貫性のある教育研究活動及び管理運営活動がなされるよう内部質保証システムの改善・向上に努めている。

今後も内部質保証の一層の推進を図るとともに、点検評価活動の適切性について恒常的及び継続的に検証していくことで点検評価活動の効率化及び合理化を行い、PDCAサイクルを有効に機能させ、計画・実行・評価・改善の一連のプロセスが適切に展開されるよう図っていく。

第3章 教育研究組織

本学は、学則に定める目的及び建学の精神の基本理念に基づき、学部、学科及び研究科を適切に設置するとともに、社会的要請等に適った部門及びセンターその他の組織を設置している。教育研究組織の構成の適切性については、企画運営会議において定期的に点検・評価を行い、社会的要請等を踏まえたセンター及び委員会の新設、統合等の改組を実施している。また、既存の教育研究組織の適切性については、自己点検評価・内部質保証委員会が毎年度その取組状況を把握しており、その取組みが任務と適合しているか全学的な観点から評価している。一方で、大学を取り巻く厳しい状況下において、人員の増加を抑制しつつ、委員会組織の肥大化を解消するために各委員会組織が担う役割を見直し、スリム化するなど今後も継続して検討を進めていく。

第4章 教育課程・学習成果

本学は授与する学位ごとに学位授与方針を適切に定めるとともに、学位授与方針を踏まえた教育課程の編成・実施方針を定め、大学公式ウェブサイト等によって公表している。また、教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成している。授業科目の詳細はシラバスに明示し、講義、実習、アクティブ・ラーニング等の授業方法をバランスよく取り入れることによって学生の学習を

活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じている。成績評価、単位認定及び学位授与に関する事項は学則及び大学諸規程に適切に定めている。一方で、学習成果の測定のための指標の設定や学習成果の測定結果の適切な活用については、各学部、学科及び専攻等での工夫に留まり、教学会議における全学的な検討は学科再編や新型コロナウイルス感染症への対応をはじめとした緊急の教務に係る協議を最優先とせざるを得ないため、停滞している。今後は教学会議に付随する別の組織を設置することも視野に入れつつ、学習成果の可視化等の方策についての対応を進めていく。

第5章 学生の受け入れ

本学は、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえ、入学者の選抜方法及び入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像を明記した学生の受け入れ方針を適切に設定し、広く社会に公表するとともに、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施している。学生の受け入れに関する自己点検評価は、入試委員会が年度ごとに実施しており、自己点検評価・内部質保証委員会が全学的な観点から評価し、その結果に基づく学生募集及び入学者選抜の改善・向上に向けた取組みを適切に行っている。学園内教育連携委員会による学園内高校との連携プログラムは学校法人北星学園に属する本学ならではの取組みであり、学生募集策としての特色のみならず、学園の教育目標を中等教育から高等教育にかけて一貫して実践できる点においても本学の理念・目的の実現に資するものである。一方で、定員管理については、入学定員充足率の数値目標を設定し、入学定員及び収容定員に即した学生の受け入れに努めているものの、学士課程の編入学定員充足率やの修士課程の収容定員充足率は依然として厳しい状況である。今後は学生募集策や教育内容の一層の改善を推進するとともに、入学定員の変更も含めた改善策を検討していく。

第6章 教員・教員組織

本学は「求める教員像」を定め、キリスト教（プロテスタント）に基づく教育に賛同し、協力できる教員を求めることを明記するとともに、教育目標である「人間性・社会性・国際性」を備えた人材の育成を実現させるための「教育職員組織の編成方針」を策定し、学内外に公表している。教員組織の編成実態は、「教員組織の編制方針」と整合しており、専門教育科目及び大学共通科目の運営に十分な人数の専任教員を配置している。教員の募集、採用及び昇格は、「教育職員の採用及び昇格の選考に関する規程」において手続きを明確化するとともに、募集については公募を原則とし、昇格については昇格候補者において昇格が予定される職位以上の教員が選考小委員会の委員となることによって公正性及び適正性を担保している。FDの実施については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による対面会議の制約を受けながらも、大学全体、学部、学科及び研究科において組織的に実施し、授業改善に取り組むとともに、授業評価アンケートや研究活動の評価を活用し、モデルティーチング制度や研究費の傾斜配分制度によって教員の教育研究活動の活性化及び向上を図っている。教員組織の点検評価は、企画運営会議、部局長会議、各学部、各学科、教学会議及び各部門がそれぞれの分掌について年度ごとに点検評価を行っており、事務組織においては、研究支援課及び人事課が教員組織に関する客観的な資料を作成している。自己点検

評価・内部質保証委員会は各組織の自己点検評価報告書や資料編を年度ごとに作成し、必要な助言及び勧告を行っている。今後は活動が停滞傾向にある FD 委員会の改善活動への支援について優先的に取組み、その任務が達成されるよう促していく。

第 7 章 学生支援

本学は、建学の精神の基本理念を実現するために、学生が充実した豊かな学生生活を送ることができるよう、修学支援、学生生活支援及び就職活動支援等の学生支援の種類及び内容を明確にした「学生支援に関する方針」を定めている。この方針に基づき、修学支援、学生生活支援及び進路支援に関する体制を整備し、組織間での情報共有を円滑にする学生支援連絡会議の設置や入学時から卒業までの一貫したキャリアデザイン制度の整備等、学生支援のさらなる充実を図っている。今後も学生支援体制を整備するとともに、自然災害、事故及び事件など、学生の生命、身体並びに財産に侵害する恐れのある事態に対して、防止及び回避するための環境整備並びに保護等の措置を講じていく。

第 8 章 教育研究等環境

本学は「教育研究等環境の整備に関する方針」を策定し、学科及び研究科等の方針に基づく活動が円滑に展開されるよう、ハード面及びソフト面の整備、充実により学生の学修及び教員の教育研究活動を推進していくことを明示するとともに、この方針を大学公式ウェブサイト及び教職員ホームページでの公表を通じて広く学内外に周知している。この方針に従い、必要な校地、校舎を配備し、計画的な改修工事により安全衛生を確保するとともに、省エネルギー化のための照明の LED 化やスロープの設置によるバリアフリー化など、快適なキャンパス環境を整備している。また、講義室への ICT 機器の導入や Wi-Fi 環境の整備を進めるとともに、学生への情報倫理教育を必修科目により実施している。図書館は、図書館資料収集方針に基づき資料を収集するとともに、学外との学術情報の相互提供システムの構築により利用者が学習、教育研究活動を十分に展開できるよう支援している。また、専門的知識を有する職員を配置するとともに、利用者自身の文献検索能力を向上させるための図書館オリエンテーション及び文献検索サポートプログラムを実施している。教員の自由な発想に基づいた研究活動の展開を推進するため、研究費の配分や研究室の配備、科研費獲得を中心とした民間 URA による科研費申請書添削サービス等の支援体制を整備するとともに、国内外研修制度やバイアウト制度等により研究時間の確保している。研究倫理については、文部科学省の各種ガイドラインに対応し、「研究倫理指針」及び「人を対象とする研究倫理指針」を本学のすべての研究者が守るべき規範としている。また、研究倫理教育及びコンプライアンス教育を年度ごとに実施するとともに、研究倫理審査の体制を整備し、不正な研究活動を防ぐことで本学における研究活動の信頼性及び公正性を確保している。これらの取組みは各組織において年度ごとに点検評価活動がなされ、自己点検評価・内部質保証委員会の全学的な観点による評価、助言及び勧告により、その適切性を担保している。

第 9 章 社会連携・社会貢献

本学は、建学の精神の基本理念及びミッション・ステートメントを実現するために「社

会連携ポリシー」を策定し、生涯学習支援、地域活動への参画及び社会に貢献できる人材育成によって「知と技」を社会に還元する方針を大学公式ウェブサイト及び教職員ホームページを通して学内外に公表している。また、方針に基づき、自治体との連携による地域高齢者への生涯学習の機会の提供、オープンユニバーシティ事業及び公開講座の実施による学生の多様な学習機会の確保、資格取得の支援並びに社会人への生涯学習の場の提供のほか、札幌市との「学生への市営住宅提供事業」、提携校との「東アジア学生交流プログラム」による本学学生の地域交流及び国際交流の参画、クリスマスのイベント開催等による地域交流、図書館の開放などの取組みを実施している。社会連携活動は、2019年度来の新型コロナウイルス感染症の流行により多くの事業が中止を余儀なくされ、また、感染防止対策が最優先となり、新たな連携を推進することも難しい状況であったが、今後は感染状況を注視しながら、オープンユニバーシティの開講や自治体及び企業団体との連携協定の動きを再開し、本学の「知と技」を還元できるよう取組みを継続していく。

第10章 大学運営・財務 (1) 大学運営

建学の精神に基づいた中長期計画と単年度の事業計画を教職員が共有し、協働で大学運営にあたっている。その運営についても、全学的な内部質保証組織や監査体制により、適切に点検評価及び監査され、改善に取り組んでいる。

意思決定ルートも関係規程で明確に整理され、また算編成方針の内容及び財政状況を学内で広く深く理解できる体制を整備しており、その他、SDも適切に実施され、教職員の資質向上に努めている。

以上のことから、本学の大学運営は大学基準に適合していると判断できる。

第10章 大学運営・財務 (2) 財務

18歳人口の減少のほか、私立大学の公立化、地方国立大学の定員増、補助金行政の動向、低金利環境等により、収入全般の安定確保を見通すことが困難になってきた。今後も健全な財政基盤を維持するためには、財政マネジメントの高度化が肝要である。教育研究を持続的に発展させていくためにも、学生数の確保を基本としつつ、収入拡大と支出削減の取組みと、財政運営と大学運営全体に係るPDCAを徹底していく。

以上